



池田市公報

第121号

発行所 池田市役所
発行者 池田市長 瀧澤 智子
編集 総合政策部 法制課

令和8年5月1日発行

目次

条 例

- [地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例](#)..... 4
- [池田市立多世代交流センター条例](#)..... 4
- [池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例](#)..... 7
- [池田市手数料条例の一部を改正する条例](#)..... 8
- [池田市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例](#)..... 8
- [池田市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例](#)..... 9
- [池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例](#)..... 9
- [池田市介護保険条例の一部を改正する条例](#)..... 12
- [池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例](#)..... 13
- [池田市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例](#)..... 14
- [池田市ダイバーシティセンター条例等の一部を改正する条例](#)..... 14
- [池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例](#)..... 21
- [池田市下水道条例の一部を改正する条例](#)..... 22
- [池田市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例](#)..... 22
- [池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例](#)..... 23
- [池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例](#)..... 24
- [池田市環境保全条例の一部を改正する条例](#)..... 27
- [池田市議会議員定数条例の一部を改正する条例](#)..... 27
- [池田市議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例](#)..... 27
- [池田市市税条例の一部を改正する条例](#)..... 28

規 則

- [池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 30
- [池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 31
- [池田市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則](#)..... 31
- [池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 31
- [池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 33
- [池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則](#)..... 34
- [池田市都市計画法施行細則の一部を改正する規則](#)..... 38
- [池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則](#)..... 39
- [池田市公印規則の一部を改正する規則](#)..... 39
- [池田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 39
- [池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則](#)..... 40
- [池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 49

○ 池田市地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則	50
○ 池田市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	50
○ 池田市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則	50
○ 池田市社会福祉法人の設立の認可、社会福祉連携推進法人の認定、老人福祉センターを経営する事業の開始の届出等に係る事務に関する規則の一部を改正する規則	50
○ 池田市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	51
○ 池田市財務規則の一部を改正する規則	51
○ 池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則	53
○ 池田市収入証紙に関する条例施行規則の一部を改正する規則	54
○ 池田市立コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則	54
○ 池田市立多世代交流センター条例施行規則	54
○ 池田市立多世代交流センター指定管理者選定・評価委員会規則	58
○ 池田市聴聞等の手続に関する規則等の一部を改正する規則	59
○ 池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	60
○ 池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	61
○ 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	61
○ 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則及び通勤手当支給規則の一部を改正する規則	62
○ 池田市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	64
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	65
○ 池田市保健福祉総合センター条例施行規則等の一部を改正する規則	66
○ 池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	73
○ 池田市道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則	74
○ 池田市都市公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則	75
○ 池田市葬祭条例施行規則等の一部を改正する規則	76
○ 池田市駅前広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	80
○ 池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	81
 <u>訓 令</u>	
○ 広報いけだ取扱規程を廃止する訓令	81
○ 池田市文書取扱規程の一部を改正する訓令	82
○ 業務改善提案等に関する規程等の一部を改正する訓令	82
 <u>市 議 会</u>	
○ 池田市議会会議規則の一部を改正する規則	83
○ 池田市議会傍聴規則の一部を改正する規則	86
○ 池田市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程	87
○ 池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程	89
 <u>選挙管理委員会</u>	
○ 池田市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程	89
 <u>公平委員会</u>	
○ 不利益処分についての審査請求に関する規則施行細則及び池田市公平委員会聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則	89
○ 池田市公平委員会聴聞の手続に関する規則	90

池田病院

- [市立池田病院企業職員の名札に関する規程の一部を改正する規程](#)…………… 90
- [市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程](#)…………… 90
- [市立池田病院文書管理規程](#)…………… 91
- [市立池田病院実習の受入れに係る謝金の基準に関する規程の一部を改正する規程](#)…………… 93
- [市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程](#)…………… 93
- [市立池田病院副院長事務分担規程の一部を改正する規程](#)…………… 94
- [市立池田病院事業会計規程の一部を改正する規程](#)…………… 94
- [市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程](#)…………… 95
- [市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程](#)…………… 96
- [池田市病院事業に係る前金私に関する規程](#)…………… 96

教育委員会

- [池田市くれば音楽堂条例施行規則の一部を改正する規則](#)…………… 96
- [池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則](#)…………… 97
- [池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則](#)…………… 97
- [池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則](#)…………… 99
- [池田市立学校管理運営規則の一部を改正する規則](#)…………… 99
- [池田市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則](#)…………… 99
- [池田市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則](#)…………… 99
- [池田市立幼稚園型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則](#)…………… 101
- [池田市立児童文化センター条例施行規則等の一部を改正する規則](#)…………… 101
- [池田市立総合スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則](#)…………… 102
- [池田市特別支援教育検討委員会規則の一部を改正する規則](#)…………… 103

消防長

- [池田市消防本部救急業務運用規程の一部を改正する訓令](#)…………… 104

本号には、令和8年1月2日から令和8年4月1日までに公布等をした条例、規則及び訓令のほか、市議会の規則及び規程、公平委員会及び教育委員会の規則、選挙管理委員会及び池田病院の規程並びに消防長の訓令を登載しています。

条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第1号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(池田市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 池田市監査委員に関する条例(昭和39年池田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(市立池田病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 市立池田病院事業の設置等に関する条例(昭和41年池田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(池田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 池田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年池田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

池田市立多世代交流センター条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第2号

池田市立多世代交流センター条例

(設置)

第1条 高齢者の介護予防、生きがいづくり、仲間づくりその他の地域福祉活動を推進し、老人クラブその他の団体における地域住民の交流を促進するとともに、子どもから高齢者まで世代を超えたふれあいの場を提供することを目的として、池田市立多世代交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置等)

第2条 センターの位置は、池田市旭丘3丁目2番1号とする。

2 センターには、老人福祉エリア及び交流エリアを設けるものとし、それらの範囲は、規則で定める。

3 次に掲げる者以外の者は、平日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。)において老人福祉エリアに立ち入ることができない。

(1) 60歳以上の市民等(市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。)

(2) 平日における第13条第1項に規定する老人福祉エリア施設の使用について許可を受けた団体の構成員(前号に掲げる者を除き、その使用のために老人福祉エリアに立ち入る必要がある者に限る。)

(3) 老人福祉エリアで実施される事業に参加する者(前2号に掲げる者を除き、その参加のために老人福祉エリアに立ち入る必要がある者に限る。)

(開館時間及び休館日)

第3条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(事業)

第4条 センターは、第1条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 高齢者の生きがいづくり及び健康づくり並びに高齢者向けのレクリエーションに関する事業

(2) 子育て世代の社会参加の促進及び子どもの多世代交流に関する事業

(3) 健康及び福祉に関する相談、情報交換及び交流に関する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第5条 センターの管理は、法人その他の団体であつて地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の許可に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 第4条に規定する事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上市長が必要と認める業務
(指定管理者の指定の申請)

第7条 第5条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、同条の規定により提出された書類を審査した上で指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(指定の取消し等に係る賠償)

第9条 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(老人福祉自主活動団体の登録)

第10条 市長は、60歳以上の市民等のみで構成された団体であつて、その構成員それぞれの介護予防、生きがいづくり、仲間づくり等に寄与するものと認められる事業その他の活動(次条及び第14条第1項第2号において「自主活動」という。)を行うもの(規則で定める要件を満たすものに限る。)について、その申請により、老人福祉自主活動団体(以下「自主活動団体」という。)として登録することができる。

(自主活動団体の活動)

第11条 自主活動団体は、センターにおいて毎月おおむね1回以上の自主活動を行うものとする。

2 自主活動団体は、規則で定めるところによりその実施した自主活動の内容等について市長に報告するほか、規則で定める事項について遵守しなければならない。

(登録の取消し)

第12条 市長は、自主活動団体又はその構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第10条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたとき。

(使用許可)

第13条 別表第1に掲げる老人福祉エリアの施設(以下「老人福祉エリア施設」という。)、同表に掲げる交流エリアの施設(以下「交流エリア施設」という。)又は別表第2に掲げるセンターの設備(以下「センター設備」という。)(以下これらを「老人福祉エリア施設等」という。)を使用しようとするものは、規則で定める期間(平日における老人福祉エリア施設又はセンター設備の使用にあつては、その使用しようとするものの区分に応じて規則で定める期間)において指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に当たりセンターの管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 老人福祉エリア施設等の使用の許可(この項の規定により受けた許可を含む。)を受けたもの(以下「使用者」という。)は、その許可を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の変更の許可について準用する。

(使用の制限)

第14条 指定管理者は、次に掲げるもの以外のものによる平日における老人福祉エリア施設の使用について許可(前条第3項の変更の許可を含む。以下「使用許可」という。)をすることができない。

- (1) 60歳以上の市民等
- (2) 自主活動の実施のために老人福祉エリア施設を使用しようとする自主活動団体
- (3) 前号に掲げるもののほか、高齢者の生きがいづくり若しくは健康づくり又は高齢者向けのレクリエーションに関する事業その他の活動(市民等を対象とするものに限る。)の実施のために老人福祉エリア施設を使用しようとする団体

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、老人福祉エリア施設等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をすることができない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、附属設備(センター設備を含む。第22条において同じ。)又は備品を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 池田市暴力団の排除に関する条例(平成23年池田市条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第15条 使用者は、規則で定めるところにより、老人福祉エリア施設又は交流エリア施設の使用にあつては別表第1、センター設

備の使用にあつては別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、前納によらないで納付することができる。

2 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第16条 市長は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは中止させ、又は退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 使用者が第13条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) 老人福祉エリア施設等の使用が第14条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (5) 災害その他不可抗力により管理上やむを得ない事由が発生したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは中止させ、又は退去を命じた場合において、使用者に損害が生じて、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(入場の制限)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又はセンターからの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又は害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に迷惑若しくは危害を及ぼし、又はこれに類する物品、動物等を携行する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者

(使用の権利の譲渡等の禁止)

第19条 使用者は、老人福祉エリア施設等の使用の権利を他に譲渡し、又は使用許可を受けた老人福祉エリア施設等を他人に使用させてはならない。

(特別の設備の設置等)

第20条 老人福祉エリア施設又は交流エリア施設の使用に当たり、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を搬入しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第21条 使用者は、老人福祉エリア施設等の使用が終わったとき、又は第17条第1項の規定により使用許可を取り消され、使用を制限され、若しくは中止させられ、又はセンターからの退去を命ぜられたときは、直ちに当該老人福祉エリア施設等を原状に回復しなければならない。ただし、災害その他特別な理由により直ちに原状に回復することが困難な場合は、この限りでない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第22条 建物、附属設備若しくは備品を毀損し、若しくは滅失し、若しくは使用許可の期限が満了しても使用を終えず、又は第20条の規定により設置した特別の設備若しくは搬入した備付けの器具以外の器具を撤去しないことにより、市に損害を与えたものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、賠償を免除することができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 令和8年4月1日
- (2) 附則第3項の規定 令和9年2月1日
- (3) 附則第4項の規定 令和9年3月1日

(準備行為)

2 指定管理者の指定等に関する行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第7条から第9条までの規定の例により行うことができる。

3 登録の手續及び取消しに関する行為は、施行日前においても、第10条及び第12条の規定の例により行うことができる。

4 使用許可に関する行為は、施行日前においても、第13条から第17条まで、第19条及び第20条の規定の例により行うことができる。この場合において、第13条第1項から第3項まで、第14条、第17条第1項及び第20条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第17条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第19条中「譲渡し、又は使用許可を受けた老人福祉エリア施設等を他人に使用させて」とあるのは「譲渡して」とする。

(議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正)

5 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和39年池田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(39)多世代交流センター

(池田市暴力団の排除に関する条例の一部改正)

6 池田市暴力団の排除に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中23の項を24の項とし、4の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4	池田市立多世代交流センター条例（令和8年池田市条例第2号）
---	-------------------------------

別表第1（第13条、第15条関係）

老人福祉エリア施設及び交流エリア施設の使用料

施設		広さ	時間区分ごとの使用料の額
老人福祉エリア	大集会室1	102.51㎡	1,500円
	大集会室2	60.74㎡	900円
	多目的室1	39.86㎡	600円
	多目的室2	27.79㎡	400円
	美術・工芸室	46.41㎡	700円
交流エリア	多目的室3	56.65㎡	1,200円
	多目的室4	49.71㎡	1,100円
	小会議室1	24.97㎡	500円
	小会議室2	24.97㎡	500円
	軽運動室	60.93㎡	1,300円
	調理室	18.13㎡	400円

備考

1 時間区分は、次の各号（老人福祉エリア施設の使用にあっては、第4号を除く。）に掲げる区分とする。

(1) 午前9時から午前11時30分まで

(2) 正午から午後2時30分まで

(3) 午後3時から午後5時30分まで

(4) 午後6時から午後8時30分まで

2 同日中における隣り合った2以上の時間区分にまたがる使用許可を受けた場合にあっては、当該時間区分と時間区分との間に存する時間について使用しても、当該時間に係る使用料は徴収しない。

3 使用者が市民等以外の者又は市内に事業所を有する団体以外の団体（老人福祉エリア施設の使用にあっては、自主活動団体を除く。備考4において同じ。）である場合（入場料その他これに類する対価を徴収する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。

4 入場料その他これに類する対価を徴収する場合の使用料の額は、上表に掲げる額の2倍（使用者が市民等以外の者又は市内に事業所を有する団体以外の団体である場合にあっては、3倍）の額とする。

別表第2（第13条、第15条関係）

センター設備の使用料

設備	使用料の額
陶芸用焼成炉	1回につき6,000円

備考 使用者が市民等以外の者又は市内に事業所を有する団体以外の団体である場合の使用料の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。

池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第3号

池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例（平成17年池田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項第1号中「火葬業務に」の次に「実地に」を加え、同項第2号中「市営葬儀に」の次に「実地に」を加え、同項第3号中「収容移送業務に従事した」を「収容及び移送を実施した」に改め、同表の2の項中「感染症の予防又は消毒作業」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第2項、第28条第2項又は第29条第2項の規定による大阪府知事の指示に基づく作業」に改め、同表の3の項第1号中「し尿収集又はし尿処理作業」を「ごみの収集又は処理に係る作業」に改め、同項第2号中「ごみ収集又はごみ処理作業」を「し尿の収集又は処理に係る作業」に改め、同項第3号中「汚物・死獣収集処理作業」を「胞衣汚物又は死獣の収集処理又は運搬に係る作業」に改め、同表の4の項第1号中「救急救命処置」の次に「（規則で定めるものに限る。）」を加え、「者」を「救急救命士である消防職員」に改め、同項第2号中「救急業務」の次に「（規則で定めるものに限る。）」を加え、「者」を「消防職員」に改め、同表に次のように加える。

6	緊急消防援助隊業務 従事手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1 項に規定する緊急消防援助隊として活動した消防職員	日額 2,160円
---	-------------------	---	-----------

別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 上表において「胞衣汚物」とは、池田市胞衣汚物処理に関する手数料条例（平成9年池田市条例第17号）第2条に規定する胞衣汚物をいう。
- 2 業務又は作業に従事した日数は、暦日により計算する。
- 3 1の項、3の項及び5の項に掲げる手当は、規則で定める職員以外の者には支給しない。
- 4 備考3に定めるもののほか、3の項に掲げる手当は、その勤務日において、同項各号に規定する作業のそれぞれにつき、その従事した時間の合計が3時間未満である場合には支給しない。ただし、これに該当する場合であっても、午後12時を越えて当該作業に連続して3時間以上従事したときには、規則で定めるところにより、当該作業に従事した日のいずれかにおいて支給するものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

池田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第4号

池田市手数料条例の一部を改正する条例

池田市手数料条例（昭和51年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の50の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

池田市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第5号

池田市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

池田市立コミュニティセンター条例（昭和52年池田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条の表池田市立細河コミュニティセンターの項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

池田市立伏尾台コミュニティセンター使用料

施設名及び室名		時間区分	午前①・午前②	午後①・午後② 午後③・午後④
伏尾台第1会館	1階	文庫室・会議室	350円	500円
		和室1	150円	200円
		和室2	200円	300円

		小会議室	150円	200円
	2階	大集会室	1,000円	1,300円
		大集会室(半分)	500円	650円
		料理実習室	350円	500円
伏尾台第2会館	1階	集会室	600円	800円
	2階	会議室	300円	400円
		和室	300円	400円

備考

1 時間区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前① 午前9時から午前10時30分まで
- (2) 午前② 午前10時30分から正午まで
- (3) 午後① 午後1時から午後3時まで
- (4) 午後② 午後3時から午後5時まで
- (5) 午後③ 午後6時から午後8時まで
- (6) 午後④ 午後8時から午後10時まで

2 使用者（使用者が団体である場合にあつては、その使用における責任者）が市外に居住する者である場合の使用料の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

池田市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第6号

池田市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

池田市立幼保連携型認定こども園条例（平成30年池田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を削り、同条第2項中「」に対し「、認定こども園法第9条の規定により行う教育及び保育のほか」を加え、同項第1号中「法」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）」に、「以下同じ」を「第7条第4項において同じ」に改め、同項第2号中「の一時預かり事業」を「に規定する一時預かり事業」に改め、「をいう」の次に「。第7条第5項において同じ」を加え、同項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 市長は、認定こども園において、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第54条の3において読み替えて準用する法第46条第2項に規定する特定乳児等通園支援事業
- (2) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業又は法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らして市長が必要と認める事業

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の第3条第2項第1号に掲げる事業の利用に関する申込みその他の手続は、この条例の施行の日前においても、これを行うことができる。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第7号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

池田市国民健康保険条例（昭和35年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第10条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ及び同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第13条の5の2第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第13条の5の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第13条の6中「。次条及び第13条の10において同じ」を削り、同条第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第13条の10の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の総額）

第13条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第17条の2、第17条の4、第17条の5及び第17条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第17条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第13条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第13条の13 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号に定める所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第13条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 市長は、前項に規定する保険料率を決定したときは、当該保険料率について速やかに告示しなければならない。

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第13条の15 第13条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において保険料の賦課期日の前日において施行されていた政令第29条の7第5項第10号に定める額を超えることができない。

第16条第1項中「第13条の7」の次に「若しくは第13条の12」を、「第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」の次に「若しくは同条第6項各号に定める額」を、「同条第3項」の次に「又は第4項」を加え、「第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第17条の4第4項第1号（同条第6項）を「同条第5項（同条第7項又は第8項）に、「又は第3項」を「から第4項まで」に、「若しくは同条第4項各号（同条第5項又は第6項）を「、同条第5項各号（同条第6項から第8項まで」に、「の算定」を「若しくは第17

条の6第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第13条の5の3の額若しくは第13条の7」を「、第13条の5の3、第13条の7若しくは第13条の12」に改め、「第17条の2第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第6項各号に定める額」を加え、「第13条第1項の規定による基礎課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第17条の4第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第4項各号」を「、同条第5項各号に定める額若しくは第17条の6第1項」に改める。

第17条の2第1項中「により」を「による」に、「限度として定める額」を「限度額」に改め、同項第1号中「（以下この項）の次に「及び第6項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項各号のア」を「前項各号ア」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 市長は、前2項の規定による基礎課額を決定したときは、当該額について速やかに告示しなければならない。

第17条の2に次の3項を加える。

6 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第13条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の15の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を超える場合には、当該子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びビイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びビイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びビイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

7 前項各号ア及びビイに規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

8 市長は、前2項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額を決定したときは、当該額について速やかに告示しなければならない。

第17条の3中「及び前条第1項」を「、第13条の5の4、第13条の8及び第13条の13並びに前条第1項（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第6項」に改める。

第17条の4第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第3項中「第4項」を「第5項」に、「第6項において」を「第7項において読み替えて」に改め、「次項において」の次に「読み替えて」を加え、同条第6項中「第4項中」を「第5項中」に改め、「第13条の5の5第1項」との次に「、第17条の2第1項各号」とあるのは「第17条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」とを、「次項において」の次に「読み替えて」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第5項」とあるのは「第8項において読み替えて準用する第5項」と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第13条の14第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

第17条の4に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第13条の14第1項」と、「第17条の2第1項各号」とあるのは「第17条の2第6項各号」と、第6項中「前項」とあるのは「第8項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

第17条の5第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第4項」を「第5項」に、「により」を「による」に、「限度として定める額」を「限度額」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「第13条の10」との次に「、「第17条の2第1項各号」とあるのは「第17条の2第5項において読み替えて準用する同条第1項各号」とを加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第13条の5の10」との次に「、「第17条の2第1項各号」とあるのは「第17条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」とを加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「により」を「による」に、「限度として定める額」を「限度額」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第13条の12」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の15」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

第17条の5に次の1項を加える。

8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第13条の12」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の15」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第17条の2第1項各号」とあるのは「第17条の2第6項各号」と読み替えるものとする。

第17条の7を第17条の8とし、第17条の6を第17条の7とし、第17条の5の次に次の1項を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第17条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第17条の2第6項、第17条の4第4項において読み替えて準用する同条第1項若しくは同条第8項において読み替えて準用する同条第5項又は前条第4項において読み替えて準用する同条第1項若しくは同条第8項において読み替えて準用する同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下この項において同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 市長は、前項の規定による18歳未満被保険者の被保険者均等割額を決定したときは、当該額について速やかに告示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年度分の保険料における子ども・子育て支援納付金賦課限度額に関するこの条例による改正後の池田市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第13条の11、第13条の15、第16条及び第17条の2から第17条の6までの規定の適用については、新条例第13条の15中「各年度において保険料の賦課期日の前日」とあるのは「令和8年度の保険料の賦課期日」と、新条例第17条の2第6項並びに第17条の5第4項及び第8項中「第13条の15」とあるのは「池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和8年池田市条例第7号）附則第2項の規定により読み替えて適用する第13条の15」とする。

3 新条例第10条の2、第13条の11から第13条の15まで、第16条及び第17条の2から第17条の6までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

池田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第8号

池田市介護保険条例の一部を改正する条例

池田市介護保険条例（平成12年池田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている者（同年中の給与等（同項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第11条の規定の適用については、同条第1項第1号から第5号までの規定中「に掲げる」とあるのは、「（令附則第25条の規定によりみなして適用する場合を含む。）に掲げる」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第9号

池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成24年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とする。

第16条第1号中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第2号中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第15条第1項中「第4条第1項」を「第4条、第5条第1項」に、「第5条から第7条」を「第6条から第8条」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条中「第4条、第5条、第8条又は第9条」を「第5条、第6条、第9条又は第10条」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「第8条又は第9条に規定する」を「第9条又は第10条の規定による建築物の」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「第4条第1項ただし書又は第5条第1項ただし書に規定する基準を緩和する」を「第5条第1項ただし書又は第6条第

1項ただし書の規定の適用がある」に、「掲げる数値」を「定める数値」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第4条第1項ただし書又は第5条第1項ただし書に規定する基準を緩和する」を「第5条第1項ただし書又は第6条第1項ただし書の規定の適用がある」に、「掲げる数値」を「定める数値」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第4条第1項ただし書に規定する容積率の基準を緩和する場合の」及び「の最高限度」を削り、同条を第7条とする。

第5条第1項中「建蔽率」を「第2種住居地区内においては、建蔽率」に改め、同項ただし書中「全ての要件に」を「要件のいずれにも」に、「おいては、本文に規定する基準を」を「あつては、」に、「に緩和する」を「以下とする」に改め、同項第3号中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「10分の20」を「10分の30」に改め、同項ただし書中「全ての要件に」を「要件のいずれにも」に、「おいては、本文に規定する基準を10分の30に緩和する」を「あつては、10分の40以下とする」に改め、同項第1号中「10分の6」を「次のア又はイに掲げる区域の区分に応じ、当該ア又はイに定める割合」に改め、同号に次のように加える。

ア 第2種住居地区 10分の6

イ 近隣商業第1地区及び近隣商業第2地区 10分の8

第4条第1項第4号中「第6条」を「第7条」に改め、同項第5号中「第7条」を「第8条」に改め、同項第8号中「500平方メートル」を「100平方メートル」に改め、「とし、」の次に「階数が2以下で」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(建築物の用途の制限)

第4条 近隣商業第1地区内においては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業の用に供する建築物は、建築してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年3月31日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

池田市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第10号

池田市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例

池田市都市公園運動施設条例（平成8年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

別表第2の(1)の表中

月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	午前8時から午後6時まで
	午後6時から午後9時まで

 を

月曜日から金曜日まで（休日を除く。）

午前9時から午後6時まで
午後6時から午後9時まで

 に改める。

別表第3南多目的広場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市ダイバーシティセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第11号

池田市ダイバーシティセンター条例等の一部を改正する条例

(池田市ダイバーシティセンター条例の一部改正)

第1条 池田市ダイバーシティセンター条例（令和3年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表会議室（1）の項及び会議室（2）の項中「300円」を「360円」に、「400円」を「480円」に、「200円」を「240円」に改め、同表会議室（3）の項中「500円」を「600円」に、「700円」を「840円」に、「300円」を「360円」に改め、同表会議室（4）の項中「200円」を「240円」に、「300円」を「360円」に、「100円」

を「120円」に改め、同表多目的スペースの項中「2,500円」を「3,000円」に、「3,300円」を「3,960円」に、「1,700円」を「2,040円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用者が市民等（市内に居住し、在勤し、又は在学する者及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。備考3において同じ。）以外のものである場合（備考3に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。
- 2 使用者が入場料その他これに類する対価を徴収する場合（備考3に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の2倍の額とする。
- 3 使用者が市民等以外のものである場合で、入場料その他これに類する対価を徴収するときの使用料の額は、上表に掲げる額の3倍の額とする。

（池田市立市民活動交流センター条例の一部改正）

第2条 池田市立市民活動交流センター条例（令和3年池田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1小会議室1の項及び小会議室2の項中「400円」を「500円」に改め、同表中会議室の項中「500円」を「600円」に改め、同表大会議室の項中「1,500円」を「1,800円」に改め、同表多目的室1の項及び多目的室2の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表多目的室3の項中「400円」を「500円」に改める。

別表第2ロッカー（大）の項中「18,000円/個」を「21,600円/個」に改め、同表ロッカー（長）の項中「12,000円/個」を「14,400円/個」に改め、同表ロッカー（中）の項中「9,000円/個」を「10,800円/個」に改め、同表ロッカー（小）の項中「6,000円/個」を「7,200円/個」に改め、同表メールボックスの項中「1,200円/個」を「1,500円/個」に改める。

（池田市立休日急病診療所設置条例の一部改正）

第3条 池田市立休日急病診療所設置条例（昭和53年池田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「

厚生年金診断書	1通 3,000円
---------	-----------

」を「

区分
厚生年金診断書

」

手数料の額
1通 5,000円

」

に改め、同表生命保険診断書の項中「3,000円」を「5,000円」に改め、

同表一般診断書の項及び一般証明書の項中「1,000円」を「2,000円」に改める。

（池田市立火葬場条例の一部改正）

第4条 池田市立火葬場条例（平成10年池田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（使用料）

第3条 火葬場使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 死亡者が死亡時において12歳以上である場合 1体につき20,000円（死亡者が死亡時において市民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下この条において同じ。）以外の者である場合にあつては、60,000円）
- (2) 死亡者が死亡時において12歳未満である場合 1体につき10,000円（死亡者が死亡時において市民以外の者である場合にあつては、30,000円）
- (3) 死産児の場合 1体につき10,000円（死産児の母が死産時において市民以外の者である場合にあつては、30,000円）

（池田市葬祭条例の一部改正）

第5条 池田市葬祭条例（昭和41年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

区分	使用区分
----	------

」を「

区分

」に改め、同表区分の項中「の額」を

「の上限額」に改め、同表斎場の部告別式の項中「15,200円」を「18,200円」に、「2時間以内」を「2時間以内」に、「毎に、7,600円」を「ごとに9,100円」に改め、同部通夜及び告別式の項中「152,700円」を「183,200円」に、「午後4時」を「午後4時」に、「の午後0時」を「の正午」に、「毎に、7,600円」を「ごとに9,100円」に、「午後0時以降」を「正午以後の時間」に改め、同表やすらぎ会館の部浄心の間の項及び白露の間の項中「36,600円」を「43,900円」に、「は午後4時」を「は、午後4時」に、「毎に、1,500円」を「ごとに1,800円」に、「午前9時以降」を「午前9時以後の時間」に改め、同部寺院控室の項中「

寺院控室

」を「

寺院控室

」

」に、「3,000円」を「3,600円」に、「2時間以内」を「2時間以内」に、「毎に、1,500

円」を「3,600円」に、「2時間以内」を「2時間以内」に、「毎に、1,500円」を「ごとに1,800円」に改め、同表死体預所の部中「

死体預所	
------	--

」を「

死体預所	
------	--

」に、「1,500円」を「1,800円」に改め、同表霊柩自動車の部中「

霊柩自動車	
-------	--

」を「

霊柩自動車	
-------	--

」に、「大阪陸運局長の認可した普通型霊柩車料金の金額の範囲内で規則で定める。」を「走行距離等に応じ規則で定める額」に改め、同表葬祭用具の部仏式の款1号の項中「27,500円」を「33,000円」に改め、同款2号の項中「40,700円」を「48,800円」に改め、同款3号の項中「111,000円」を「133,200円」に改め、同款4号の項中「176,200円」を「211,400円」に改め、同部神式の款5号の項中「27,500円」を「33,000円」に改め、同款6号の項中「61,100円」を「73,300円」に改め、同部キリスト教式の項中「27,500円」を「33,000円」に改める。

(池田市立桃園墓地使用条例の一部改正)

第6条 池田市立桃園墓地使用条例(昭和14年池田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表1型(0.81㎡)の項中「380,700円」を「456,800円」に、「29,160円」を「35,000円」に改め、同表2型(0.9㎡)の項中「423,000円」を「507,600円」に、「32,400円」を「38,900円」に改め、同表3型(1.8㎡)の項中「846,000円」を「1,015,200円」に、「64,800円」を「77,800円」に改める。

(五月山霊園使用条例の一部改正)

第7条 五月山霊園使用条例(昭和43年池田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1㎡型の項中「210,000」を「252,000」に、「9,000」を「10,800」に、「36,000」を「43,200」に改め、同表の2㎡型の項中「420,000」を「504,000」に、「18,000」を「21,600」に、「72,000」を「86,400」に改め、同表の3㎡型の項中「640,000」を「768,000」に、「27,000」を「32,400」に、「108,000」を「129,600」に改め、同表の4㎡型の項中「830,000」を「996,000」に、「36,000」を「43,200」に、「144,000」を「172,800」に改め、同表の5㎡型の項中「1,070,000」を「1,280,000」に、「45,000」を「54,000」に、「180,000」を「216,000」に改め、同表の6㎡型の項中「1,280,000」を「1,530,000」に、「54,000」を「64,800」に、「216,000」を「259,200」に改め、同表の8㎡型の項中「1,960,000」を「2,350,000」に、「72,000」を「86,400」に、「288,000」を「345,600」に改める。

(池田市都市公園条例の一部改正)

第8条 池田市都市公園条例(昭和39年池田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の(3)の表中「

700円	800円
300円	400円

」を「

700円	800円
300円	400円

」に改め、同表空港緑地グラウンドの項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(備考2において「休日等」という。)における空港緑地グラウンドの使用料の額は、上表に掲げる額の1.3倍の額とする。
- 2 備考1の規定にかかわらず、市内に居住し、在勤し、又は在学する者及び市内に事業所を有する法人その他の団体以外のものによる使用における空港緑地グラウンドの使用料の額は、上表に掲げる額の2倍(休日等における使用にあっては、2.6倍)の額とする。

(池田市都市公園運動施設条例の一部改正)

第9条 池田市都市公園運動施設条例(平成8年池田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1区分の欄中「9歳未満児」を「未就学児」に改め、同表基本使用料の欄を次のように改める。

基本使用料			
3分の1面使用	2分の1面使用	3分の2面使用	全面使用
4,680円	7,020円	9,360円	14,040円
6,240円	9,360円	12,480円	18,720円
4,680円	7,020円	9,360円	14,040円
15,600円	23,400円	31,200円	46,800円
1,560円	2,340円	3,120円	4,680円
6,060円	9,120円	12,150円	18,240円
8,080円	12,160円	16,200円	24,320円

6,060円	9,120円	12,150円	18,240円
20,200円	30,400円	40,500円	60,800円
2,020円	3,040円	4,050円	6,080円
6,060円	9,120円	12,150円	18,240円
8,080円	12,160円	16,200円	24,320円
18,180円	27,360円	36,450円	54,720円
2,020円	3,040円	4,050円	6,080円
1人 1,000円/回 [定期券] 1人 6,000円/月 [回数券] 1人 10,000円/11枚			
1人 1,200円/回 [定期券] 1人 7,200円/月 [回数券] 1人 12,000円/11枚			
1人 1,000円/回 (7月及び8月にあつては、500円/回) [定期券] 1人 6,000円/月 (7月及び8月にあつては、3,000円/月) [回数券] 1人 10,000円/11枚 (7月及び8月にあつては、5,000円/11枚)			
1人 500円/回 (7月及び8月にあつては、250円/回) [定期券] 1人 3,000円/月 (7月及び8月にあつては、1,500円/月) [回数券] 1人 5,000円/11枚 (7月及び8月にあつては、2,500円/11枚)			
無料			
1,200円/時間			
360円/時間			

別表第1備考第1項第8号を次のように改める。

(8) 未就学児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

別表第1備考第6項中「9歳未満児」を「8歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

別表第2の(1)の表中「800円」を「960円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「1,040円」を「1,240円」に、「1,300円」を「1,560円」に、「1,600円」を「1,920円」に、「2,000円」を「2,400円」に、「2,080円」を「2,490円」に、「2,600円」を「3,120円」に改める。

別表第3簡易野球場の部中「1,000円」を「1,200円」に、「1,300円」を「1,560円」に改め、同表サッカー場の部1面の項中「2,000円」を「2,400円」に、「2,600円」を「3,120円」に改め、同部半面の項中「1,000円」を「1,200円」に、「1,300円」を「1,560円」に改め、同表野球場の部中「2,000円」を「2,400円」に、「2,600円」を「3,120円」に改め、同表ソフトボール場の部中「1,000円」を「1,200円」に、「1,300円」を「1,560円」に改め、同表陸上競技場の部中「2,000円」を「2,400円」に、「2,600円」を「3,120円」に改め、同表陸上競技場内フィールドの部及び北多目的広場の部中「1,000円」を「1,200円」に、「1,300円」を「1,560円」に改める。

(公民館条例の一部改正)

第10条 公民館条例(昭和39年池田市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表施設名(※1)の項中「(※1)」を削り、「使用料(※2)に係る区分」を「使用区分」に改め、「(※3)」、「(※4)」及び「(※5)」を削り、同表ギャラリーA(※7)の項中「(※7)」を削り、「1,000円」を「1,200円」に、「1,300円」を「1,600円」に、「3,300円」を「4,000円」に、「18,000円」を「21,600円」に、「39,000円」を「46,800円」に改め、同表ギャラリーB(※7)の項中「(※7)」を削り、「93.65」を「93.65㎡」に、「1,000」を「1,200円」に、「1,300」を「1,600円」に、「3,300」を「4,000円」に、「18,000」を「21,600円」に、「39,000」を「46,800円」に改め、同表展示室の項中「87.58」を「87.58㎡」に、「900」を「1,100円」に、「1,200」を「1,400円」に、「3,000」を「3,600円」に、「16,800」を「20,100円」に、「36,400」を「43,600円」に改め、同表会議室A(※8)の項中「(※8)」を削り、「67.48」を「67.48㎡」に、「700」を「800円」に、「900」を「1,100円」に、「2,300」を「2,800円」に改め、同表会議室B(※8)の項中「(※8)」を削り、「53.10」を「53.10㎡」に、「600」を「700円」に、「800」を「1,000円」に、「2,000」を「2,400円」に改め、同表会議室Cの項中「38.12」を「38.12㎡」に、

400	500	400
-----	-----	-----

を

500円	600円	500円
------	------	------

に、「1,300」を「1,600円」に改め、同表大ホールの項中「134.91」を「134.91㎡」に、「1,500」を「1,800円」に、「2,000」を「2,400円」に、「5,000」を「6,000円」に改め、同表調理実習室の項中「75.05」を「75.05㎡」に、「1,200」を「1,400円」に、「1,500」を「1,800円」に、「3,900」を「4,700円」に改め、同表制作室の項中「72.02」を「72.02㎡」に、「900」を「1,100円」に、「1,200」を「1,400円」に、「3,000」を「3,600円」に改め、同表和・茶室の項中「71.89」を「71.89㎡」に、「900」を「1,100円」に、「1,200」を「1,400円」に、「3,000」を「3,600円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 連日使用は、水曜日を開始日とする6日間又は13日間のいずれかの区分によるものとする。
- 2 連日使用の申請は、その1回につき6日間又は13日間のいずれか1区分までとし、同日中に2回以上の申請（連続した区分による連日使用となる場合に限る。）を行うことはできないものとする。
- 3 連日使用の期間中に休館日が存する場合の当該連日使用に係る使用料の額は、上表に定める額から、休館日1日につき3,600円（展示室にあっては、3,400円）を控除した額とする。
- 4 時間帯使用の場合で、同日中における隣り合った2つ以上の時間区分にまたがる使用の許可を受けたときは、当該時間区分と時間区分との間に存する時間についても使用することができる。この場合において、当該時間区分と時間区分との間に存する時間の使用に係る使用料は、徴収しない。
- 5 ギャラリーA及びギャラリーBは、これらを合わせて1室として使用することができる。
- 6 会議室A及び会議室Bは、これらを合わせて1室として使用することができる。

（池田市立総合スポーツセンター条例の一部改正）

第11条 池田市立総合スポーツセンター条例（昭和38年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1専用に係る使用料の部大体育室の款全面の項中「4,800円」を「5,760円」に、「3,200円」を「3,840円」に、「6,800円」を「8,160円」に、「19,600円」を「23,520円」に改め、同款半面の項中「2,400円」を「2,880円」に、「1,600円」を「1,920円」に、「3,400円」を「4,080円」に、「9,800円」を「11,760円」に改め、同部小体育室の項中「2,100円」を「2,520円」に、「1,400円」を「1,680円」に、「2,900円」を「3,480円」に、「8,500円」を「10,200円」に改め、同部柔剣道場の項中「2,000円」を「2,400円」に、「1,400円」を「1,680円」に、「2,800円」を「3,360円」に、「8,200円」を「9,840円」に改め、同部会議室Aの項中「600円」を「720円」に、「400円」を「480円」に、「750円」を「900円」に、「2,350円」を「2,820円」に改め、同部会議室Bの項中「450円」を「540円」に、「300円」を「360円」に、「500円」を「600円」に、「1,700円」を「2,040円」に改め、同表共用に係る使用料の部大人の項中「250円」を「300円」に改め、同部小人の項中「50円」を「100円」に改め、同表備考第1項中「（以下「上表」という。）」を削り、同表備考第2項及び第3項中「上表」を「この表」に改め、同表備考第5項を削り、同表備考第6項中「上表の専用」を「専用」に、「は、市内団体等であつて、かつ、」を「の額は、使用者が市外団体等（市内団体等（団体等の所在地（所在地が定まっていない団体等にあっては、代表者（大人に限る。）の住所。以下この項において同じ。）が本市の区域内に存し、かつ、その全構成員の7割以上の者が本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者である団体等をいう。以下この項において同じ。）以外の団体等をいう。以下この項において同じ。）である場合、使用者が」に、「登録の際において、団体等の」を「その」に、「満65歳」を「満70歳」に、「でないものが、」を「である場合又はその使用において」に、「徴収しない場合における使用料に限るものであり、それ以外の場合の専用に係る使用料は、上表の規定にかかわらず、次表のとおり」を「徴収する場合にあっては、次表に定める額」に改め、同項の表を次のように改める。

団体等区分		入場料等の徴収区分	使用料の額
市内団体等	小人等団体等	徴収あり	上表に掲げる額の2分の3倍の額
		徴収なし	上表に掲げる額の2分の1倍の額
	小人等団体等以外	徴収あり	上表に掲げる額の3倍の額
		徴収なし	上表に掲げる額と同一の額
市外団体等	小人等団体等	徴収あり	上表に掲げる額の3倍の額
		徴収なし	上表に掲げる額と同一の額
	小人等団体等以外	徴収あり	上表に掲げる額の6倍の額
		徴収なし	上表に掲げる額の2倍の額

別表第1備考中第6項を第5項とし、第7項から第10項までを第6項から第9項までとする。

（池田市民文化会館条例の一部改正）

第12条 池田市民文化会館条例（昭和49年池田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表中「利用料金」の次に「の上限額」を加え、同表ホールの部大ホールの款平日の項中「61,100」を「73,300」に、「86,500」を「103,000」に、「101,800」を「122,000」に、「50,900」を「6

1,000」に改め、同款土・日曜日及び休日の項中「86,500」を「103,000」に、「122,200」を「146,000」に、「142,500」を「171,000」に、「71,200」を「85,400」に改め、同部小ホールの款平日の項中「25,400」を「30,400」に、「30,500」を「36,600」に、「34,600」を「41,500」に、「16,200」を「19,400」に改め、同款土・日曜日及び休日の項中「28,500」を「34,200」に、「37,600」を「45,100」に、「42,700」を「51,200」に、「20,300」を「24,300」に改め、同表コンベンションルームの部平日の項中「17,300」を「20,700」に、「23,400」を「28,000」に、「28,500」を「34,200」に、「13,200」を「15,800」に改め、同部土・日曜日及び休日の項中「22,400」を「26,800」に、「30,500」を「36,600」に、「35,600」を「42,700」に、「16,200」を「19,400」に改め、同表イベントスペースの部平日の項中「21,300」を「25,500」に、「27,500」を「33,000」に、「32,500」を「39,000」に、「15,200」を「18,200」に改め、同部土・日曜日及び休日の項中「29,500」を「35,400」に、「37,600」を「45,100」に、「45,800」を「54,900」に、「20,300」を「24,300」に改め、別表の(2)の表中「利用料金」の次に「の上限額」を加え、同表中会議室の項中「3,000」を「3,600」に、「5,000」を「6,000」に、「6,100」を「7,320」に、「12,200」を「14,600」に改め、同表小会議室①の項及び小会議室②の項中「1,500」を「1,800」に、「

2,500 3,000」を「3,000 3,600」に、「6,100」を「7,320」に改め、同表和室の項中「2,000」を「2,400」に、「3,000」を「3,600」に、「3,500」を「4,200」に、「7,100」を「8,520」に改め、別表の(3)の表中「利用料金」の次に「の上限額」を加え、同表スタジオAの項中「1,000円」を「1,200円」に改め、同表スタジオBの項中「3,500円」を「4,200円」に改め、同表スタジオCの項中「1,500円」を「1,800円」に改め、同表スタジオDの項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表スタジオEの項中「4,000円」を「4,800円」に改め、同表レコーディングスタジオの項中「7,100円」を「8,520円」に改め、同表録音室の項中「6,100円」を「7,320円」に改め、別表備考2を次のように改める。

2 ホールの使用に係る利用料金の上限額は、公演等の練習、準備又はリハーサル（これらのうち、その使用における関係者を除き、観客その他これに類する見物人の動員があるものを除く。）を行うために使用するときは、(1)の表に掲げる額の5割に相当する額とする。

別表備考3中「入場料」を「入場料」に、「ときは、当該使用区分に係る利用料金の5割に相当する額を加算する」を「場合に係る利用料金の上限額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする」に改める。

(池田市立カルチャープラザ条例の一部改正)

第13条 池田市立カルチャープラザ条例(昭和59年池田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表工芸室の項中「1,000円」を「1,200円」に、「1,500円」を「1,800円」に改め、同表多目的ホールの項中「3,000円」を「3,600円」に、「4,000円」を「4,800円」に改め、同表和室の項から研修室(B)の項までの規定中「500円」を「600円」に、「800円」を「960円」に改め、同表研修室(A・B)の項中「1,000円」を「1,200円」に、「1,600円」を「1,920円」に改め、同表会議室の項中「1,500円」を「1,800円」に、「2,000円」を「2,400円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用者が市民等(市内に居住し、在勤し、又は在学する者及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。備考3及び備考4において同じ。)以外のものである場合(備考3に規定する場合を除く。)の使用料(備考4の規定による加算に係る部分を除く。備考2及び備考3において同じ。)の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。
- 2 使用者が入場料その他これに類する対価を徴収する場合(備考3に規定する場合を除く。)の使用料の額は、上表に掲げる額の2倍の額とする。
- 3 使用者が市民等以外のものである場合で、入場料その他これに類する対価を徴収するときの使用料の額は、上表に掲げる額の3倍の額とする。
- 4 工芸室の使用において陶芸用焼窯を使用する場合における当該工芸室の使用に係る使用料の額は、当該陶芸用焼窯の使用1回につき6,000円(使用者が市民等以外のものである場合にあっては、9,000円)を加算した額とする。

(池田市立ギャラリー条例の一部改正)

第14条 池田市立ギャラリー条例(昭和60年池田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「50,000円」を「60,000円」に改める。

(池田市立上方落語資料展示館条例の一部改正)

第15条 池田市立上方落語資料展示館条例(平成19年池田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「38,000円」を「45,600円」に改める。

(池田市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車秩序の確立に関する条例の一部改正)

第16条 池田市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車秩序の確立に関する条例(昭和61年池田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「2,500円」を「3,500円」に改め、同項第2号中「4,000円」を「7,000円」に改

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第3項、第17項、第22項及び第23項の規定 令和8年5月1日
 - (2) 次項の規定 令和8年6月1日
 - (3) 附則第8項の規定 令和8年7月25日
 - (4) 附則第20項及び第21項の規定 令和8年10月1日
 - (5) 第10条及び第15条の規定 令和8年11月1日
 - (6) 附則第4項の規定 令和9年2月21日
 - (7) 附則第13項、第14項及び第18項の規定 令和9年3月13日
 - (8) 第2条の規定（池田市立市民活動交流センター条例別表第2の改正規定に限る。）、第8条の規定（池田市都市公園条例別表の(3)の表空港緑地グラウンドの項の改正規定に限る。）並びに第9条及び第11条から第13条まで並びに附則第6項、第15項、第16項及び第19項の規定 令和9年4月1日
 - (9) 第14条の規定 令和9年5月1日
(池田市ダイバーシティセンター条例の一部改正に伴う準備行為)
- 2 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における池田市ダイバーシティセンターの施設の使用に係る使用料について、施行日前においても、第1条の規定による改正後の池田市ダイバーシティセンター条例別表に規定する使用料の額の例により徴収することができる。
(池田市立市民活動交流センター条例の一部改正に伴う準備行為)
- 3 市長は、施行日以後における池田市立市民活動交流センターの施設（附則第5項において「センター施設」という。）の使用に係る使用料について、施行日前においても、第2条の規定による改正後の池田市立市民活動交流センター条例（次項において「新市民活動交流センター条例」という。）別表第1に規定する使用料の額の例により徴収することができる。
- 4 市長は、附則第1項第8号に掲げる規定の施行の日（以下「第8号施行日」という。）以後における池田市立市民活動交流センターの設備（附則第6項において「センター設備」という。）の使用に係る使用料について、第8号施行日前においても、新市民活動交流センター条例別表第2に規定する使用料の額の例により徴収することができる。
(池田市立市民活動交流センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 施行日前におけるセンター施設の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 6 第8号施行日前におけるセンター設備の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。
(池田市立休日急病診療所設置条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 第3条の規定による改正後の池田市立休日急病診療所設置条例別表の規定は、施行日以後になされる申請に対する池田市立休日急病診療所における診断書及び証明書の交付（以下この項において単に「交付」という。）に係る手数料について適用し、施行日前になされた申請に対する交付に係る手数料については、なお従前の例による。
(池田市立火葬場条例の一部改正に伴う準備行為)
- 8 市長は、施行日以後における池田市立火葬場の使用に係る使用料について、施行日前においても、第4条の規定による改正後の池田市立火葬場条例第3条に規定する使用料の額の例により徴収することができる。
(池田市立火葬場条例の一部改正に伴う経過措置)
- 9 施行日前における池田市立火葬場の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。
(池田市葬祭条例の一部改正に伴う経過措置)
- 10 施行日前に開始した池田市立葬祭場の斎場、やすらぎ会館、死体預所及び葬祭用具の使用に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。
(池田市立桃園墓地使用条例の一部改正に伴う経過措置)
- 11 第6条の規定による改正後の池田市立桃園墓地使用条例別表の規定は、施行日以後にその納期（第2回目以降の納入に係る管理料にあっては、当該管理料の納入に係る同条例第12条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する基準日。以下この項において同じ。）が到来する池田市立桃園墓地の区画墓地の使用に係る永代使用料及び管理料について適用し、施行日前に納期が到来した池田市立桃園墓地の区画墓地の使用に係る永代使用料及び管理料については、なお従前の例による。
(五月山霊園使用条例の一部改正に伴う経過措置)
- 12 第7条の規定による改正後の五月山霊園使用条例別表第1の規定は、施行日以後にその納期（第2回目以降の納入に係る管理料にあっては、当該管理料の納入に係る同条例第11条第3項に規定する基準日。以下この項において同じ。）が到来する五月山霊園の区画墓地の使用に係る永代使用料及び管理料について適用し、施行日前に納期が到来した五月山霊園の区画墓地の使用に係る永代使用料及び管理料については、なお従前の例による。
(池田市都市公園条例の一部改正に伴う準備行為)
- 13 市長は、第8号施行日以後における空港緑地グラウンドの使用に係る使用料について、第8号施行日前においても、第8条の規定による改正後の池田市都市公園条例別表の(3)の表に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

(池田市都市公園運動施設条例の一部改正に伴う準備行為)

14 市長は、第8号施行日以後における五月山体育館、テニスコート及び猪名川運動場の施設(次項において「運動施設」という。)の使用に係る使用料(五月山体育館のトレーニングルーム及びプールの回数券(以下この項から附則第16項までにおいて「回数券」という。)に係る使用料を除く。)について、第8号施行日前においても、第9条の規定による改正後の池田市都市公園運動施設条例別表第1から別表第3までに規定する使用料(回数券に係る使用料を除く。)の額の例により徴収することができる。

(池田市都市公園運動施設条例の一部改正に伴う経過措置)

15 第8号施行日前における運動施設の使用に係る使用料(回数券に係る使用料を除く。)の額については、なお従前の例による。

16 第8号施行日前における使用料の納付に係る回数券の取扱い等は、なお従前の例による。

(公民館条例の一部改正に伴う準備行為)

17 教育委員会は、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び附則第23項において「第5号施行日」という。)以後における池田市中央公民館の使用に係る使用料について、第5号施行日前においても、第10条の規定による改正後の公民館条例別表に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

(池田市立総合スポーツセンター条例の一部改正に伴う準備行為)

18 教育委員会は、第8号施行日以後における池田市立総合スポーツセンターの施設の使用に係る使用料について、第8号施行日前においても、第11条の規定による改正後の池田市立総合スポーツセンター条例別表に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

(池田市立総合スポーツセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

19 第8号施行日前における池田市立総合スポーツセンターの施設の使用に係る使用料の額は、なお従前の例による。

(池田市民文化会館条例の一部改正に伴う準備行為)

20 池田市民文化会館の指定管理者は、第8号施行日以後における池田市民文化会館のホール、コンベンションルーム、イベントスペース、会議室、スタジオ及び録音室の使用に係る利用料金について、第8号施行日前においても、第12条の規定による改正後の池田市民文化会館条例別表に規定する利用料金の上限額の例によりその額を定め、これを徴収することができる。

(池田市立カルチャープラザ条例の一部改正に伴う準備行為)

21 市長は、第8号施行日以後における池田市立カルチャープラザの施設の使用に係る使用料について、第8号施行日前においても、第13条の規定による改正後の池田市立カルチャープラザ条例別表に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

(池田市立ギャラリー条例の一部改正に伴う準備行為)

22 市長は、附則第1項第9号に掲げる規定の施行の日以後における池田市立ギャラリーの使用に係る使用料について、同日以前においても、第14条の規定による改正後の池田市立ギャラリー条例第11条に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

(池田市立上方落語資料展示館条例の一部改正に伴う準備行為)

23 市長は、第5号施行日以後における池田市立上方落語資料展示館の展示室及びイベントホールの使用に係る使用料について、第5号施行日前においても、第15条の規定による改正後の池田市立上方落語資料展示館条例別表に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

(池田市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車秩序の確立に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

24 第16条の規定による改正後の池田市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車秩序の確立に関する条例第13条の規定は、施行日以後に移動する自転車及び原動機付自転車の当該移動、保管その他の措置に係る手数料について適用し、施行日前に移動した自転車及び原動機付自転車の当該移動、保管その他の措置に係る手数料については、なお従前の例による。

池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第12号

池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

池田市水道事業給水条例(平成9年池田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第1項の規定により」を削り、「施行する場合において」を「施行しようとする者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定により、」を削り、「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の水道事業者等(以下「指定給水装置工事事業者等」という。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書に定めるもののほか、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。)又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者(次項において「他の水道事業者等」という。)が給水装置工事を施行することができる。

第8条第2項及び第33条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第13号

池田市下水道条例の一部を改正する条例

池田市下水道条例（昭和42年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「又は」を「及び」に、「技能」を「技能」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者の監理の下によることができる。

第8条第2項中「前項の」の次に「規定により施行する」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第14号

池田市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例

池田市立学校施設の目的外使用に関する条例（令和4年池田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「ものは、」の次に「当該学校施設を使用しようとするものが市民等（市内に居住し、在勤し、若しくは在学する者又はこれらの者がその全構成員の7割以上を占める団体をいう。別表において同じ。）に該当するかどうかの別による区分に応じ教育委員会規則で定める期間において」を加え、「の許可」を「に申請し、その許可」に改める。

第3条第1項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「各種の検定試験を実施する用途による使用を」を「次のア及びイに掲げるものを」に改め、同号に次のように加える。

ア 広く地域住民が参加することができる行事その他の地域の交流により地域住民の福祉の増進に資すると教育委員会が認める事業を実施する用途による使用

イ 各種の検定試験を実施する用途による使用

第3条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) その使用において火の使用（運動場の使用にあっては、池田市火災予防条例（昭和37年池田市条例第5号）第45条の規定による届出をしたものを除く。）があるとき。

第4条第1項中「を、当該許可を受けた時」を「について、教育委員会規則で定める期間」に改める。

第8条中「使用者は、使用する学校施設に」を「学校施設の使用に当たり、」に、「ときは、あらかじめ教育委員会の承認」を「ものは、その使用に含めて第2条第1項の許可」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	使用料の額
体育館	時間区分ごとに2,000円
体育館のアリーナ部分の冷暖房設備	30分間の使用4回分につき3,000円
教室	時間区分ごとに1,600円
運動場	時間区分ごとに1,200円

別表中備考5を備考7とし、備考4を備考6とし、備考3を備考5とし、備考2を備考4とし、同表備考1中「（体育館のアリーナ部分の冷暖房設備の使用に係るものを除く。）」を削り、「5割増し」を「3倍（使用者が市民等以外のものである場合にあっては、6倍）の額」に改め、同表備考1を同表備考3とし、同表に備考1及び備考2として次のように加える。

1 時間区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時から午後1時前まで
- (2) 午後1時から午後5時前まで
- (3) 午後5時から午後9時まで

2 使用者が市民等以外のものである場合（入場料等を徴収する場合を除く。）の使用料（体育館のアリーナ部分の冷暖房設備

の使用に係るものを除く。備考3において同じ。)の額は、上表に掲げる額の2倍の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月4日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例の施行の日以後の日の学校施設の使用に係る手続については、同日前においても、この条例による改正後の池田市立学校施設の目的外使用に関する条例(以下この項において「新条例」という。)及び新条例に基づく教育委員会規則の規定の例により行うことができる。

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第15号

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例

池田市立幼稚園型認定こども園条例(令和2年池田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「という。)に対し」の次に「、認定こども園法第6条の規定による教育及び保育のほか」を加え、同条第2項中「、認定こども園法第6条の規定により行う教育及び保育並びに認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業又は法第59条に規定する事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らして教育委員会が定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第54条の3において読み替えて準用する法第46条第2項に規定する特定乳児等通園支援事業(以下「特定乳児等通園支援事業」という。)
- (2) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業又は法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らして教育委員会が定める事業

第13条を第14条とする。

第12条の見出しを「(預かり保育料等の減免)」に改め、同条を第13条とする。

第11条の見出しを「(延長保育料等の納付)」に改め、同条第1項中「を受ける園児、」を「若しくは」に、「受ける園児又は」を「受け、又は」に、「3月分にあつては、当該月の末日」を「当該日が市の休日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 特定乳児等通園支援事業を利用する幼児の保護者は、当該幼児による特定乳児等通園支援事業の利用の際に特定乳児等通園支援事業利用料を納付しなければならない。

第11条を第12条とする。

第10条の見出しを「(延長保育料等の額)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 幼児の利用に係る特定乳児等通園支援事業の利用料(以下「特定乳児等通園支援事業利用料」という。)は、別表第3に定める額とする。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(特定乳児等通園支援事業の対象)

第10条 特定乳児等通園支援事業は、幼児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。)であつて満3歳未満のもの(以下単に「幼児」という。)について実施する。

別表第1中「第10条」を「第11条」に改め、「における園児」の次に「の保護者」を加え、同表Aの項中「及び当該年度分(4月から8月までの月分の延長保育料の額を算定する場合にあつては、前年度分)の市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する特別区民税を含む。)が非課税の世帯」を「又は市町村民税非課税世帯」に改め、同表備考第1項中「被保護世帯(単給世帯を含む。)及び」を「保護(単給の場合を含む。)を受けている者が属する世帯又は」に、「支援給付受給世帯」を「支援給付を受ける者が属する世帯」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

- 2 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、その属する者のいずれもが地方税法(昭和25年法律第226号)第29条第1項(第1号を除く。)又は第3項の規定により当該年度(4月から8月までの月分の算定をする場合は、当該年度の前年度)の市町村民税(特別区民税を含む。)が課されない者である世帯をいう。

別表第2中「第10条」を「第11条」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3(第11条関係)

幼児の保護者の属する世帯の階層区分		特定乳児等通園支援事業利用料の額
階層区分	世帯区分	
A	生活保護世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯	1時間までごとに60円

C	市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯（Bの階層区分に該当する世帯を除く。）	1時間までごとに90円
D	A、B又はCのいずれの階層区分にも該当しない世帯	1時間までごとに300円

備考

- この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法の規定による保護（単給の場合を含む。）を受けている者が属する世帯をいう。
- この表において「市町村民税非課税世帯」とは、その属する者のいずれもが地方税法第295条第1項（第1号を除く。）又は第3項の規定により当該年度（4月から8月までの間における利用の場合は、当該年度の前年度）の市町村民税（特別区民税を含む。次項において同じ。）が課されない世帯（生活保護世帯を除く。）をいう。
- この表において「市町村民税所得割合算額」とは、その世帯に属する者の市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額を合算した額をいう。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第11条第1項の改正規定及び別表第1の改正規定（「第10条」を「第11条」に改める部分を除く。）並びに附則第3項の規定 令和8年4月1日
 - 次項の規定 令和8年10月1日
（準備行為）
- この条例による改正後の第3条第2項第1号に掲げる事業の利用に関する申込みその他の手続は、この条例の施行の日前においても、これを行うことができる。
（経過措置）
- この条例による改正後の別表第1の規定は、附則第1項第1号に掲げる改正規定の施行の日以後の利用に係る延長保育の利用料について適用し、同日前の利用に係る延長保育の利用料については、なお従前の例による。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第16号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第51条」を「—第52条」に、「（第52条）」を「（第53条）」に改める。

第2条第6号を次のように改める。

（6）満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。

第2条中第27号を第31号とし、第12号から第26号までを4号ずつ繰り下げ、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

（13）教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

（14）満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

（15）保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

（7）満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項の規定による選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下」の次に「この」を加え、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第3項の規定による選考の方法」を加える。

第25条中「第27条の第1項各号、」の次に「学校教育法第1条に規定する」を加え、「にあっては学校教育法」を「にあっては同法」に改める。

第34条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第35条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「利用している同号」を「教育認定子ども」に、「利用している同条第1号又は第2号」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「の同号」を「同号」に、「の同条第1号」を「同条第1号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第36条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第38条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「及び特定地域型保育事業所」の次に「（法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。以下同じ。）」を、「この章」の次に「（第42条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項の選考方法」を「前2項の規定による選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第39条第2項及び第40条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第41条第1項中「この項」の次に「、次項及び第4項」を加え、同項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」を、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「のものに限る。」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項か

ら第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第45条第7号中「に規定する選考方法」を「及び第3項の規定による選考の方法」に改める。

第46条第1項及び第2項ただし書並びに第48条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第49条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項を「第14条第1項」に改め、「事業」との次に「、第25条中「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「第33条の10第1項各号」とを加える。

第50条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「この章（この次に「第36条第3項、第38条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に、「この章において同じ」を「この章（第42条第1項を除く。）」に、「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第51条第1項）を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項）に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む」を「満3歳以上保育認定子どもを含む。」に、「同条第3号」を「法第19条第3号」に改め、「第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第52条を第53条とする。

第51条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）を「満3歳未満保育認定子ども（第50条第1項）に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「教育・保育給付認定保護者（を削り、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、「に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を削り、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改め、第3章第3節中同条を第52条とし、第50条の次に次の1条を加える。

第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第36条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、この章（第36条第2項、第38条第2項及び第39条第2項を除き、第49条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第38条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第42条第1項中「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る」とあるのは「特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食

事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は同条第12項第2号」を「若しくは同条第12項第2号」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第7条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第20条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第29条中「小規模保育事業は」を「小規模保育事業の基準は」に、「とする」を「の区分によるものとし、満3歳以上限定小規模保育事業は、小規模保育事業A型による」に改める。

第31条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第37条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第50条中「、同条第4号中「次号」とあるのは「第50条において準用する次号」と」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

池田市環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第17号

池田市環境保全条例の一部を改正する条例

池田市環境保全条例（昭和53年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第20条第3号の表中「第二種住居地域」の次に「、準住居地域」を加える。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

池田市議会議員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第18号

池田市議会議員定数条例の一部を改正する条例

池田市議会議員定数条例（昭和33年池田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「21人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

池田市議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第19号

池田市議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例

池田市議会常任委員会及び特別委員会条例（平成9年池田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務委員会の項中「監査事務局及び選挙管理委員会」を「選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会」に改め、同表厚生委員会の項中「福祉部及び子ども・健康部」を「健康福祉部及び子ども未来部」に改め、同表土

木消防委員会の項中「まちづくり環境部、」を削る。

第17条中「教育委員会の教育長」を「教育長」に、「公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員」を「監査委員、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び固定資産評価審査委員会の委員長」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

池田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第20号

池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第11条中「、第93条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第93条の6第1項の申告書、」を削る。

第20条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第92条第1項中「3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、法第442条第3号」を「法第442条第1号」に改め、「種別割によって」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第93条第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第93条の2の2から第93条の8までを削る。

第94条（見出しを含む。）、第95条（見出しを含む。）及び第96条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第97条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第98条の見出し、第99条（見出しを含む。）及び第100条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第101条第2項中「第92条第3項ただし書」を「第92条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第11条の2の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第11条の2 削除

附則第11条の3に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改める。

附則第13条第2項中「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項、第14項から第16項まで、第18項、第23項、第30項から第32項まで、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第13条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「3分の1以上3分の2以下の範囲内において市長が定める割合」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「3分の1以上3分の2以下の範囲内において市長が定める割合」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「3分の1以上3分の2以下の範囲内において市長が定める割合」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「3分の1以上3分の2以下の範囲内において市長が定める割合」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「2分の1以上10分の7以下の範囲内において市長が定める割合」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「2分の1以上6分の5以下の範囲内において市長が定める割合」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「2分の1以上6分の5以下の範囲内において市長が定める割合」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条

第14項とし、同条中第18項を第15項とし、第19項を第16項とする。

附則第14条の見出し中「固定資産税」を「固定資産税等」に改め、同条第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第34条の2から第34条の6までを削る。

附則第35条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第35条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第36条第3項第2号、第37条第3項第2号及び第38条第3項第2号中「、附則第11条の2第1項及び附則第11条の3第1項」を「及び第11条の3第1項」に改める。

附則第39条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第41条第5項第2号、第42条第2項第2号及び第48条第2項第2号中「、附則第11条の2第1項及び附則第11条の3第1項」を「及び第11条の3第1項」に改める。

附則第49条第2項第2号及び第5項第2号並びに第50条第2項第2号及び第5項第2号中「、第11条の2第1項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の池田市市税条例（次条第1項及び附則第4条第1項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び附則第4条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（池田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 池田市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

規 則

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月5日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第1号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年池田市規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項を削り、同表の2の項中「地方税関係情報」を「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律並びに大阪府条例（昭和25年大阪府条例第75号）及び池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」に改め、同項を同表の1の項とし、同表の3の項中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を、「進学・就職準備給付金の支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、「住民票関係情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」に改め、同項を同表の2の項とし、同表の4の項中「池田市市税条例」の次に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）」を、「による地方税」及び「又は地方税」の次に「、森林環境税若しくは特別法人事業税」を、「同法第136条第1項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」の次に「、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報（以下「住登外者宛名情報」という。）」を加え、同項を同表の3の項とし、同項の次に次のように加える。

4	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務又は保健事業の実施に関する事務	住登外者宛名情報
---	---	----------

別表中6の項を削り、7の項を6の項とし、同表の8の項中「」による」の次に「相談、支援、」を、「妊産婦の訪問指導」の次に「、産後ケア事業の実施」を加え、「又は費用」を「、費用」に改め、「徴収」の次に「又は子ども家庭センターの事業の実施」を加え、「（道府県民税に関する情報に限る。）」を「、生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（同法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報を含む。以下「生活保護関係情報」という。）」に改め、同項を同表の7の項とし、同表の9の項を削り、同表の10の項中「保健事業」を「同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業」に、「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報を含む。以下「生活保護関係情報」という。）」を「国民健康保険の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険資格関係情報」という。）、生活保護関係情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）、住登外者宛名情報」に改め、同項を同表の8の項とし、同表の11の項中「、年金給付関係情報」を削り、同項を同表の9の項とし、同項の次に次のように加える。

10	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報
----	---------------------------------------	--------------------------

別表中12の項を削り、13の項を11の項とし、同表の14の項中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」に改め、同項を同表の12の項とし、同表中15の項を13の項とし、同表の16の項中「児童手当法」の次に「（昭和46年法律第73号）」を加え、「身体障害者関係情報」を「身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報」に、「特別児童扶養手当支給関係情報」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報」に、「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報」を「生活保護関係情報」に改め、同項を同表の14の項とし、同表に次のように加える。

15	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	3の項に掲げる事務に関する住登外者の情報、4の項に掲げる事務に関する住登外者の情報、8の項に掲げる事務に関する住登外者の情報
----	---------------------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第2号

池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

池田市市税条例施行規則（平成17年池田市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第46号様式を次のように改める。

（様式 略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年2月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第46号様式に規定する様式による申告書は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税の申告について使用するものとし、令和7年度分までの個人の市民税の申告については、なお従前の例による。

池田市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月10日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第3号

池田市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則

池田市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則（平成8年池田市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第2項中「100円」を「433円」に、「に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号を「から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「12,900円」を「13,340円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に、「11,300円」を「11,670円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第3条第1項第2号及び第2項並びに別表の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（池田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年池田市条例第18号）第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下これらを「傷病補償年金等」という。）を除く。以下同じ。）及び同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第4号

池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 池田市市税条例施行規則（平成17年池田市規則第52号）の一部を次のように改正する。

様式一覧の表12の項中「軽自動車税（種別割）減免申請書（身体障害者等以外用）」を「軽自動車税（種別割）減免申請書」に、「第100条第4項」を「第100条第2項、第4項」に改め、同表13の項を次のように改める。

13	削除
----	----

様式一覧の表17の項中「原動機付自転車 小型特殊自動車 標識交付証明書」を「原動機付自転車・小型特殊自動車 標識交付証明書」に改め、同表26—4の項中「徴収猶予の延長取消通知書」を「徴収猶予の期間延長取消通知書」に改め、同表27—2の項及び28—2の項中「第15条の5の2第3項、」及び「第6条の5第2項、」を削り、同表28—4の項中「換価猶予の延長取消通知書」を「換価猶予の期間延長取消通知書」に改め、同表33の項中「未納の税額がないことの証明書申請書」を「完納証明申請書」に改め、同表34の項中「未納の税額がないことの証明書」を「完納証明書」に改め、同表49の項中「市・府民税証明書」を「課税証明書」に改め、同表55の項中「固定資産税・都市計画税更正決定通知書(土地・家屋)」を「固定資産税・都市計画税 更正(価格)決定通知書」に改め、同表56の項中「固定資産税・都市計画税更正決定通知書(賦課)」を「固定資産税・都市計画税 更正(賦課)決定通知書」に改め、同表57の項中「土地課税台帳兼土地補充課税台帳」を「土地(補充)課税台帳」に改め、同表58の項中「家屋課税台帳兼家屋補充課税台帳」を「家屋(補充)課税台帳」に改め、同表61の項中「固定資産課税明細書(名寄帳・閲覧帳簿)」を「名寄帳兼(補充)課税台帳(土地・家屋・償却資産)」に改め、同表63の項中「評価証明書」を「固定資産(土地・家屋)評価証明書」に改め、同表64の項中「登録事項証明(公租公課証明)」を「固定資産(土地・家屋)公課証明書」に改め、同表65の項を次のように改める。

65	削除
----	----

様式一覧の表66の項中「評価証明書(償却資産)(固定資産課税台帳登録事項証明書)」を「固定資産(償却資産)評価証明書」に改め、同表67の項を次のように改める。

67	削除
----	----

様式一覧の表68の項中「登録事項証明(公租公課証明)書(償却資産)」を「固定資産(償却資産)公課証明書」に改め、同表70の項中「固定資産 資産証明書」を「資産証明書」に改め、同項の次に次の1項を加える。

70—2	償却資産証明書	法第382条の3
------	---------	----------

様式一覧の表89の項中「原動機付自転車 小型特殊自動車 廃車証明書」を「原動機付自転車・小型特殊自動車 廃車申告受付書」に改め、同表89—2の項を削る。

第12号様式を次のように改め、同様式を第12号様式(その1)とする。

(様式 略)

第12号様式(その1)の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

第13号様式を次のように改める。

第13号様式 削除

第17号様式を次のように改める。

(様式 略)

第24号様式(その1)から第24号様式(その6)までを次のように改める。

(様式 略)

第24号様式(その6)の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

第25号様式から第28—4号様式までを次のように改める。

(様式 略)

第32号様式を次のように改める。

(様式 略)

第33号様式中「未納の税額がないことの証明書申請書」を「完納証明申請書」に改める。

第34号様式を次のように改める。

(様式 略)

第36号様式(その1)及び第36号様式(その2)を次のように改める。

(様式 略)

第36号様式(その3)を削る。

第44号様式から第45号様式までを次のように改める。

(様式 略)

第49号様式から第49—3号様式までを次のように改める。

(様式 略)

第53号様式を次のように改める。

(様式 略)

第55号様式から第58号様式までを次のように改める。

(様式 略)

第61号様式(その2)を削る。

第61号様式(その1)を次のように改め、同様式を第61号様式とする。

(様式 略)

第62号様式(その1)から第68号様式までを次のように改める。

(様式 略)

第70号様式を次のように改める。

(様式 略)

第70号様式の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

第71号様式を次のように改める。

(様式 略)

第89号様式を次のように改め、同様式を第89号様式(その1)とする。

(様式 略)

第89号様式(その1)の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

第89—2号様式を削る。

第2条 池田市市税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第24号様式(その1)及び第24号様式(その2)中

▼本人該当区分			
未 成 年 者	特 障	他 障	寡 婦

を

▼本人該当区分			
特 親	未 成 年 者	特 障	他 障 寡 婦

に改める。

第24号様式(その3)を次のように改める。

(様式 略)

第49号様式から第49—3号様式までを次のように改める。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年2月24日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中池田市市税条例施行規則第24号様式(その3)の改正規定 令和8年5月15日

(2) 第2条中池田市市税条例施行規則第49号様式から第49—3号様式までの改正規定 令和8年6月1日

(3) 第2条中池田市市税条例施行規則第24号様式(その1)及び第24号様式(その2)の改正規定 令和8年6月8日

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある第1条の規定による改正前の池田市市税条例施行規則に規定する様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間第1条の規定による改正後の池田市市税条例施行規則に規定する様式による書類として使用することができる。

3 令和8年3月9日までの間、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する端末機で証明等に係る文書を交付する機能を有するものをいう。)により交付する個人の市民税及び府民税並びに森林環境税(令和5年度以前の年度分にあつては、個人の市民税及び府民税)の課税に関する証明書並びに所得に関する証明書の様式については、なお従前の例による。

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第5号

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例施行規則(昭和35年池田市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「国民健康保険料納付額通知書」を「国民健康保険料額通知書」に改め、「様式第11号」の次に「又は国民健康保険料決定(更正)通知書(様式第12号)」を加え、同条第2項中「国民健康保険料特別徴収仮徴収のお知らせ(様式第12号)又は国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書(様式第13号)」を「国民健康保険料仮徴収額のお知らせ(様式第13号)又は国民健康保険料仮徴収額決定通知書(様式第14号)」に改め、同条第3項中「国民健康保険料変更通知書兼特別徴収中止通知書(様式第14号)」を「国民健康保険料特別徴収変更通知書(様式第15号)」に改める。

第20条ただし書中「(納付書)納入済通知書(様式第15号)」を「納付書(納入済通知書)(様式第16号)」に改める。

第21条中「様式第16号」を「様式第17号」に改める。

第22条第1項中「様式第17号」を「様式第18号」に改め、同条第2項中「様式第18号)により、」を「様式第19号)により、」に、「様式第19号)により当該」を「様式第20号)により当該」に改める。

第23条第1項中「様式第20号」を「様式第21号」に改め、同条第2項中「様式第21号」を「様式第22号」に改める。

第25条第2項を次のように改める。

2 市長は、過誤納に係る徴収金について、前項の規定により還付するときは還付通知書（様式第23号）により、同項ただし書の規定により充当するときは充当通知書（様式第24号）により当該過誤納に係る納付義務者に通知しなければならない。

第25条第3項中「過誤納還付請求書（様式第23号）」を「還付請求書（様式第25号）」に改める。

第26条中「様式第24号」を「様式第26号」に改める。

第27条中「様式第25号」を「様式第27号」に改める。

第28条第1項中「様式第26号」を「様式第28号」に改め、同条第2項中「様式第27号」を「様式第29号」に、「様式第28号」を「様式第30号」に改める。

様式第11号（その1）中「国民健康保険料 納付額通知書」を「国民健康保険料額通知書」に改める。

様式第11号（その2）を次のように改める。

（様式 略）

様式第12号を次のように改め、同様式を様式第12号（その1）とする。

（様式 略）

様式第12号（その1）の次に次の1様式を加える。

（様式 略）

様式第13号から様式第16号までを次のように改める。

（様式 略）

様式第22号を削る。

様式第21号中「（大阪府健康推進室国民健康保険課内）」を削り、同様式を様式第22号とし、様式第20号を様式第21号とする。

様式第19号中「（大阪府健康推進室国民健康保険課内）」を削り、同様式を様式第20号とし、様式第18号を様式第19号とし、様式第17号を様式第18号とし、様式第16号の次に次の1様式を加える。

（様式 略）

様式第23号を次のように改める。

（様式 略）

様式第28号中「（大阪府健康推進室国民健康保険課内）」を削り、同様式を様式第30号とする。

様式第27号中「（大阪府健康推進室国民健康保険課内）」を削り、同様式を様式第29号とし、様式第26号を様式第28号とし、様式第25号を様式第27号とし、様式第24号を様式第26号とし、様式第23号の次に次の2様式を加える。

（様式 略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年2月24日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に発行したこの規則による改正前の様式第15号による納付書の取扱いについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式第23号による請求書は、この規則による改正後の様式第25号により提出されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第23号による請求書については、所要の修正を加え、当分の間この規則による改正後の様式第25号による請求書として使用することができる。

池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月3日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第6号

池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

池田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「法第10条の9第1項の規定により同項に規定する認定（以下「妊婦給付認定」という。）を受けようとする者」を「府令第1条の4の2第1項の申請書」に、「を市長に提出しなければならない」を「とする」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、」を「法第10条の9第2項の規定により」に、「とき」を「場合に係る府令第1条の4の5の規定による通知」に改め、「同項に規定する」及び「（以下「妊婦支援給付金」という。）」を削り、「当該申請をした者に通知する」を「行うものとする」に改め、同条第3項中「市長は、前項の規定による審査の結果、妊婦給付認定をしないとき」を「法第10条の9第1項の規定による妊婦給付認定の申請に対して却下することを決定した場合に係る府令第1条の4の5の規定による通知」に、「当該申請をした者

に通知する」を「行うものとする」に改め、同条を第1条の2の2とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この規則において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

第1条の3中「市長は、」を削り、「とき」を「場合に係る府令第1条の4の5の規定による通知」に、「当該取消しに係る同条に規定する妊婦給付認定者（以下「妊婦給付認定者」という。）に通知する」を「行う」に改める。

第1条の4中「市長は、」を削り、「とき」を「場合」に、「は、その内容を」を「に係る府令第1条の4の5の規定による通知は、」に、「当該支給に係る妊婦給付認定者に通知する」を「行う」に改める。

第1条の5第2項を削る。

第2条中「規定により」を削る。

第3条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「小学校就学前子どもの保護者は、法第20条第1項の規定により、教育・保育給付の認定を受けようとするとき」を「府令第2条第1項の申請書」に、「を市長に提出しなければならない」を「とする」に改め、同条第2項中「市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る小学校就学前子どもの保護者が法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に該当すると認めるとき」を「法第20条第4項前段（法第23条第3項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知」に、「を当該申請に係る小学校就学前子どもの保護者に交付する」を「により行うものとし、これを府令第4条の2（府令第13条第1項において準用する場合を含む。）又は第16条第1項の規定による交付に係る法第20条第4項後段に規定する支給認定証とする」に改め、同条第3項中「前項の規定による審査の結果、当該申請に係る小学校就学前子どもの保護者が教育・保育給付認定保護者に該当しないと認める」を「法第20条第1項の規定による教育・保育給付認定の申請に対して却下することを決定した」に、「に係る小学校就学前子どもの保護者」を「をした者」に改め、「通知する」の次に「ものとする」を加える。

第4条第1項中「の各号に掲げる」の次に「場合の」を加え、「掲げるところ」を「定めるところ」に改め、同項第5号中「前各号に掲げる」の次に「場合の」を加え、同条第2項中「前項第4号」を「前項（第4号に係る部分に限る。）」に改める。

第5条第1項及び第2項中「規定により」を削り、同項第2号中「当該育児休業」を「教育・保育給付認定が効力を生じた日から当該育児休業」に改め、同条第3項中「規定により」を削り、同項第2号中「当該育児休業」を「教育・保育給付認定が効力を生じた日から当該育児休業」に改める。

第6条中「教育・保育給付認定保護者は、法第22条の規定により」を「府令第9条第1項の届書は、」に、「を市長に届け出なければならない」を「とする」に改める。

第7条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「法第23条第1項の規定により、既に受けた教育・保育給付認定の変更の認定を受けようとするとき」を「府令第11条第1項の申請書」に、「を市長に提出しなければならない」を「とする」に改め、同条第2項中「第3条第2項及び第3項」を「第3条第3項」に、「前項に規定する」を「法第23条第2項の」に改める。

第8条中「市長は、法第23条第4項の規定により職権で教育・保育給付認定の変更をしたとき」を「府令第12条第1項の書面に、」により教育・保育給付認定保護者に通知する」を「とする」に改める。

第9条中「市長は、法第24条第1項の規定により教育・保育給付認定を取り消したとき」を「府令第14条第1項の書面に」改め、「により教育・保育給付認定保護者に通知するもの」を削る。

第10条中「教育・保育給付認定保護者は、」を削り、「規定により教育・保育給付認定の申請内容に変更があったとき」を「届書」に、「を市長に届け出なければならない」を「とする」に改める。

第11条第1項中「教育・保育給付認定保護者は、」を削り、「規定により支給認定証の再交付の申請をしようとするとき」を「申請書」に、「を市長に提出しなければならない」を「とする」に改め、同条第2項を削る。

第12条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「小学校就学前子どもの保護者は、法第30条の5第1項の規定により同項に規定する認定（以下「施設等利用給付認定」という。）を受けようとするとき」を「府令第28条の3第1項の申請書」に、「を市長に提出しなければならない」を「とする」に改め、同条第2項中「市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る小学校就学前子どもの保護者が」を削り、「に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に該当すると認めるとき」を「（法第30条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知」に、「当該申請に係る小学校就学前子どもの保護者に通知する」を「行うものとする」に改め、同条第3項中「市長は、前項の規定による審査の結果、当該申請に係る小学校就学前子どもの保護者が施設等利用給付認定保護者に該当しないと認めるとき」を「法第30条の5第4項（法第30条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知」に、「当該申請に係る小学校就学前子どもの保護者に通知する」を「行うものとする」に改める。

第13条第1項中「規定により」を削り、同条第2項中「第28条の5条第6号の規定により」を「第28条の5第6号の」に改め、「法第30条の8第1項に規定する」及び「（以下「施設等利用給付認定子ども」という。）」を削り、同項第2号中「当該育児休業」を「施設等利用給付認定が効力を生じた日から当該育児休業」に改める。

第14条中「施設等利用給付認定保護者は、法第30条の7の規定により」を「府令第28条の6第1項の届書は、」に、「を市長に届け出なければならない」を「とする」に改める。

第15条第1項中「法第30条の8第1項の規定により、既に受けた施設等利用給付認定の変更の認定を受けようとするとき」を「府令第28条の8第1項の申請書」に、「を市長に提出しなければならない」を「とする」に改め、同条第2項を削る。

第16条中「市長は、法第30条の8第4項の規定により職権で施設等利用給付認定の変更をしたとき」を「法第30条の8第5

項において準用する法第30条の5第3項の規定による通知」に、「施設等利用給付認定保護者に通知する」を「行うものとする」に改める。

第17条中「市長は、法第30条の9第1項の規定により施設等利用給付認定を取り消したとき」を「府令第28条の11の書面に改め、「により施設等利用給付認定保護者に通知するもの」を削る。

第18条中「施設等利用給付認定保護者は、」を削り、「規定により施設等利用給付認定の申請内容に変更があったとき」を「届書」に、「を市長に届け出なければならない」を「とする」に改める。

第19条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「特定教育・保育施設の確認を受けようとする者」を「府令第29条の申請書」に、「を市長に提出しなければならない」を「とする」に改め、同条第2項中「前項の規定により申請書が提出されたときは、特定教育・保育施設の」を「法第31条第1項の法第27条第1項の確認（以下この項、次条第2項、第23条及び第24条において「確認」という。）に係る申請に対し、」に、「を、確認する」を「により、確認をする」に、「を当該申請書を提出した」を「により当該申請をした」に改める。

第20条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「特定教育・保育施設の設置者は、前条第2項の確認において定められた利用定員を増加しようとするとき」を「府令第31条の申請書」に、「を市長に提出しなければならない」を「とする」に改め、同条第2項中「前項に規定する特定教育・保育施設の確認の変更の確認」を「法第32条第1項の規定による確認の変更に係る申請」に改める。

第21条中「特定教育・保育施設の設置者は、」を削り、「に規定する事項に変更があったときは、10日以内に」を「の規定による届出は」に、「を市長に届け出なければならない」を「により行うものとする」に改める。

第22条中「特定教育・保育施設の設置者は、第19条第2項の確認において定められた利用定員を減少しようとするときは、その利用定員の減少の日の3か月前までに」を「府令第34条の書類は」に、「を市長に届け出なければならない」を「とする」に改める。

第23条中「第19条第2項の」を「法第36条の規定により」に、「を市長」を「により市長」に改める。

第24条中「第19条第2項の」を削る。

第25条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者」を「府令第39条の申請書」に、「を市長に提出しなければならない」を「とする」に改め、同条第2項中「前項の規定により申請書が提出されたときは、特定地域型保育事業者の」を「法第43条第1項の法第29条第1項の確認（以下この項、次条第2項、第29条及び第30条において「確認」という。）に係る申請に対し、」に、「を、確認する」を「により、確認をする」に、「を当該申請書を提出した」を「により当該申請をした」に改める。

第26条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「特定地域型保育事業者の設置者は、前条第2項の確認において定められた利用定員を増加しようとするとき」を「府令第40条の申請書」に、「を市長に提出しなければならない」を「とする」に改め、同条第2項中「前項に規定する特定地域型保育事業者の確認の変更の確認」を「法第44条の規定による確認の変更に係る申請」に改める。

第27条中「特定地域型保育事業者の設置者は、」を削り、「に規定する事項に変更があったときは、10日以内に」を「の規定による届出は」に、「を市長に届け出なければならない」を「により行うものとする」に改める。

第28条を次のように改める。

（特定地域型保育事業の利用定員の減少の届出）

第28条 府令第41条第3項において準用する府令第34条の書類は、特定地域型保育事業利用定員減少届出書（様式第30号）とする。

第29条中「の設置者」を削り、「第25条第2項の」を「法第48条の規定により」に、「を市長」を「により市長」に改める。

第30条中「第25条第2項の」及び「の設置者」を削り、同条の次に次の6条を加える。

（特定乳児等通園支援事業者の確認の申請等）

第30条の2 府令第44条の2において準用する府令第39条の申請書は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第32号の2）とする。

2 市長は、法第54条の2第2項の同条第1項の確認（以下この項及び次条第2項、第30条の6及び第30条の7において「確認」という。）に係る申請に対し、確認をしたときは特定乳児等通園支援事業者確認通知書（様式第32号の3）により、確認をすることができないときは特定乳児等通園支援事業者不確認通知書（様式第32号の4）により当該申請をした者に通知するものとする。

（特定乳児等通園支援事業者の確認の変更の申請等）

第30条の3 府令第44条の2において準用する府令第40条の申請書は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（様式第32号の5）とする。

2 前条第2項の規定は、法第54条の3において準用する法第44条の規定による確認の変更に係る申請について準用する。

（特定乳児等通園支援事業者の変更の届出）

第30条の4 法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認事項変更届出書（様式第32号の6）により行うものとする。

（特定乳児等通園支援事業の利用定員の減少の届出）

第30条の5 府令第44条の2において準用する府令第41条第3項において準用する府令第34条の書類は、特定乳児等通園支援事業利用定員減少届出書（様式第32号の7）とする。

（特定乳児等通園支援事業者の確認の辞退）

第30条の6 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第48条の規定により確認を辞退しようとするときは、その辞退の日の3か月前までに、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第32号の8）により市長に届け出なければならない。

（特定乳児等通園支援事業者の確認の取消し等）

第30条の7 市長は、法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、特定乳児等通園支援事業者確認取消（停止）通知書（様式第32号の9）により特定乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

第31条第1項中「特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）は、法第55条第1項の規定により整備した業務管理体制について、遅滞なく」を「府令第46条第1項の届書は」に、「を市長に届け出なければならない」を「とする」に改め、同条第2項中「特定教育・保育提供者は、前項により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく」を「法第55条第3項の規定による届出は」に、「を市長に届け出なければならない」を「により行うものとする」に改め、同条第3項中「第1項の規定を準用する」を「業務管理体制届出書により行うものとする」に改める。

第32条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）の確認を受けようとする者」を「府令第53条の2の申請書」に、「を市長に提出しなければならない」を「とする」に改め、同条第2項中「前項の規定により申請書が提出されたときは、特定子ども・子育て支援施設等の」を「法第58条の2の法第30条の11第1項の確認（以下この項、第34条及び第35条において「確認」という。）に係る申請に対し、」に、「を、確認する」を「により、確認をする」に、「を当該申請書を提出した」を「により当該申請をした」に改める。

第33条中「特定子ども・子育て支援施設等の設置者は、府令第53条の3第1項に規定する事項に変更があったときは、10日以内に」を「法第58条の5の規定による届出は」に、「を市長に届け出なければならない」を「により行うものとする」に改める。

第34条中「第32条第2項の」を「法第58条の6第1項の規定により」に、「を市長」を「により市長」に改める。

第35条中「第32条第2項の」を削る。

第36条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「第12条第1項」を「法第30条の5第1項」に改め、同条第2項中「に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し」を「の規定による申請に対し」に改め、同項第1号中「含む」の次に「。第3号において同じ」を加える。

様式第1号中「第1条の2」を「第1条の2の2」に、「 その他（

その

）」を

郵送

郵送

他（

上記住所 別住所

）に改める。

不可

様式第1号の2から様式第1号の4までの規定中「第1条の2」を「第1条の2の2」に改める。

様式第1号の7を次のように改める。

（様式 略）

様式第3号中「第3条」の次に「、第7条」を加える。

様式第17号中「指定都市等所在幼保連携型認定こども園」を「指定都市等所在認定こども園」に、「報告又は」を「報告若しくは」に、「五年」を「5年」に改める。

様式第18号中「第19条」の次に「、第20条」を加え、同様式備考を削る。

様式第19号中「第19条」の次に「、第20条」を加える。

様式第25号中「第45条第6項」を「第45条第5項」に、「報告又は」を「報告若しくは」に改める。

様式第26号中「第25条」の次に「、第26条」を加え、同様式備考を削る。

様式第27号中「第25条」の次に「、第26条」を加える。

利用定員

利用定員

様式第28号中	(変 更 前)	を	(変 更 後)	に改める。
	() 内に保育短時間認定に係る利用定員数を記入すること。該当する定員区分のみ記入すること。		() 内に保育短時間認定に係る利用定員数を記入すること。該当する定員区分のみ記入すること。	
	利用定員を増加しようとする理由		利用定員を増加しようとする理由	

様式第29号中「第40条第2項」を「第52条第2項」に改める。

様式第30号中	利 用 定 員 (変 更 前)	を	利 用 定 員 (変 更 後)	に改める。
	() 内に保育短時間認定に係る利用定員数を記入すること。該当する定員区分のみ記入すること。		() 内に保育短時間認定に係る利用定員数を記入すること。該当する定員区分のみ記入すること。	
	利用定員を減少しようとする理由		利用定員を減少しようとする理由	

様式第32号の次に次の8様式を加える。

(様式 略)

様式第36号備考を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第30条の次に6条を加える改正規定及び様式第32号の次に8様式を加える改正規定は令和8年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号。次項において「改正法」という。)附則第5条第1項の規定による改正法第1条の規定による改正後の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第54条の2第1項の確認(次項において「確認」という。)の申請は、この規則による改正後の第30条の2第1項及び様式第32号の2の規定の例により行うものとする。
- 3 改正法附則第5条第2項の規定による確認は、この規則による改正後の第30条の2第2項並びに様式第32号の3及び様式第32号の4の規定の例により行うものとする。
(経過措置)
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により提出されている書類は、この規則による改正後の様式(同項において「新様式」という。)により提出された書類とみなす。
- 5 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

池田市都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月9日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第7号

池田市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

池田市都市計画法施行細則（平成16年池田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第3条及び第4条」を「第4条及び第5条」に改める。

第6条（見出しを含む。）及び第7条（見出しを含む。）中「第3条第2号」を「第4条第2号」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「第3条第3号」を「第4条第3号」に改める。

第18条（見出しを含む。）中「第4条第2号」を「第5条第2号」に改める。

第19条の見出し中「第4条第3号」を「第5条第3号」に改め、同条中「第4条第3号」を「第5条第3号」に、「第3条第1号」を「第4条第1号」に改める。

第32条中「第7条」を「第8条」に改める。

様式第8号中「建築を」を「承認を」に改める。

様式第12号中「申請者」を「届出者」に、「被承継の氏名」を「被承継人の氏名」に改める。

様式第18号中「第5条」を「第6条」に、「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、様式第8号及び様式第12号の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則（前項ただし書に規定する改正規定（以下「公布の日施行改正規定」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）による改正前の様式第18号に規定する様式（次項において「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式第18号に規定する様式（同項において「新様式」という。）により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間、新様式による書類として使用することができる。

4 公布の日施行改正規定の施行の際現に公布の日施行改正規定による改正前の様式第8号又は様式第12号に規定する様式（次項において「旧様式」という。）により提出されている書類は、それぞれ公布の日施行改正規定による改正後の様式第8号又は様式第12号に規定する様式（同項において「新様式」という。）により提出された書類とみなす。

5 公布の日施行改正規定の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間、それぞれ新様式による書類として使用することができる。

池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第8号

池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

池田市建築基準法施行細則（平成14年池田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第34条第2号中「第2種住居地域」の次に「、準住居地域」を加える。

附 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。

池田市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月18日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第9号

池田市公印規則の一部を改正する規則

池田市公印規則（昭和37年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表の2専用公印の表中「住民基本台帳カード、」及び「、通知カード」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月18日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第10号

池田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

池田市介護保険条例施行規則（平成12年池田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第10号及び様式第11号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式第10号及び様式第11号により提出されている申請書の取扱いは、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第10号及び様式第11号による申請書については、当分の間これを取り繕って使用することができる。

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第11号

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

池田市行政組織及び事務分掌規則（昭和58年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

部	課
総合政策部	政策企画課
	行政管理課
	秘書広報課
	人事課
	危機管理課
	地域未来課
	公共建築課
	法制課
総務部	総務課
	財政課
	契約検査課
	課税課
	収納債権管理課
市民活動部	総合窓口課
	シティプロモーション課
	商工振興課
	ダイバーシティ共創課
	環境政策課
	広域商工課
	広域人権課
	広域環境保全課
健康福祉部	高齢・福祉総務課
	生活福祉課
	障がい福祉課
	介護保険課
	国保・年金課
保険医療課	

	健康増進課
	広域福祉課
こども未来部	こども政策課
	幼児保育課
	発達支援課
	こども家庭課
	広域子育て支援課
	広域幼児育成課
都市整備部	都市政策課
	道路河川課
	みどり農政課
	審査指導課
	広域住宅課
	広域まちづくり課
	広域公園みどり課
	広域風致緑政課
	広域指導課

第3条第1項の表を次のように改める。

施設名	所属部
業務センター	市民活動部
クリーンセンター	

第5条第1項中「債権回収センター、休日急病診療所、」を削り、同条第2項中「及びウオンバット企画監」を「、ウオンバット企画監及び課長」に改める。

第8条第1項第1号中コ及びサを削り、シをコとし、スからタまでをサからセまでとし、同項第2号中イを削り、ウをイとし、エからカまでをウからオまでとし、オの次に次のように加える。

カ 情報化の推進に係る総合的企画に関する事。

第8条第1項第2号中ヒをフとし、キからハマまでをクからヒまでとし、カの次に次のように加える。

キ デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事。

第8条第1項第3号を削り、同項第4号中「広報広聴課」を「秘書広報課」に改め、カからセまでを削り、同号オ中「アからエ」を「カからケ」に改め、同号オを同号コとし、同号中エをケとし、アからウまでをカからクまでとし、カの前に次のように加える。

ア 市長及び副市長の秘書に関する事。

イ 市長及び副市長の交際及び渉外に関する事。

ウ 市の儀式及び表彰に関する事。

エ 市長及び副市長が使用する公用車の運用に関する事。

オ 後援等による市長の名義の使用に関する事。

第8条第1項中第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 人事課

ア 人事制度に関する事。

イ 給与制度に関する事。

ウ 職員の任免、分限及び懲戒に関する事。

エ 職員の表彰に関する事。

オ 職員の定数に関する事。

カ 職員の人事評価、人事記録及び人事相談に関する事。

キ 職員の勤務条件に関する事。

ク 職員の服務に関する事。

ケ 公益通報（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する公益通報のうち、本市が同項に規定する役務提供先となるものに限る。）に関する事。

コ 職員の健康管理及び安全衛生に関する事。

サ 職員の公務災害及び事故処理に関する事。

シ 公職者名簿に関する事。

ス 職員団体及び労働組合に関する事。

- セ 職員の研修に関すること。
- ソ 職員の被服の貸与に関すること。
- タ 職員の福利厚生に関すること。
- チ 共済組合に関すること。
- ツ 池田市職員厚生会に関すること。
- テ 職員の貸付金に関すること。
- ト 市友会及び年金者連盟に関すること。
- ナ 人事関係予算の調整及び管理に関すること。
- ニ 諸手当の認定に関すること。
- ヌ 給与、旅費及び報酬の支給に関すること。
- ネ 職員の所得税の源泉徴収並びに都道府県民税及び市区町村民税の特別徴収に関すること。
- ノ 退隠料及び遺族扶助料に関すること。
- ハ 特別職報酬等審議会に関すること。
- ヒ 職員の業務改善提案等に関すること。

第8条第1項中第7号を第8号とし、同項第6号中カからクまでを削り、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 地域未来課

- ア 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の推進に関すること。
- イ 公共施設その他の公的資産の適正管理に係る計画の総合調整に関すること。
- ウ PPP/PFI（指定管理者制度を除く。）に関すること。
- エ 住民自治推進施策に関すること。
- オ 地縁による団体の認可に関すること。
- カ 共同利用施設の管理運営に関すること。
- キ コミュニティセンター及び石橋会館の管理運営に関すること。

第8条第2項第1号中チをハとし、タをノとし、ソの次に次のように加える。

- タ 投書、陳情及び苦情の処理に関すること。
- チ タに掲げるもののほか、広聴に関すること。
- ツ 市長の資産等の公開に関すること。
- テ 審議会等の会議の公開に関すること。
- ト 個人情報保護制度の運用に関すること。
- ナ 情報公開制度の運用に関すること。
- ニ 情報公開・個人情報保護審査会に関すること。
- ヌ 行政相談、法律相談等に関すること。
- ネ 行政情報コーナーに関すること。

第8条第2項第2号を次のように改める。

(2) 財政課

- ア 予算編成及び執行管理に関すること。
- イ 財政計画及び資金計画に関すること。
- ウ 市債に関すること。
- エ 地方交付税に関すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、財政に関すること。
- カ ボートレース事業に関すること。

第8条第2項第3号を削り、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「納税課」を「収納債権管理課」に改め、同号中サをシとし、エからコマまでをオからサまでとし、ウの次に次のように加える。

- エ アからウまでに掲げるもののほか、市が有する滞納債権の徴収に関すること。

第8条第2項第6号に次のように加える。

- ス 池田市債権管理条例（平成30年池田市条例第3号）に基づく市の債権の徴収指導に関すること。
- セ 市の収納対策の推進に関すること。

第8条第2項中第6号を第5号とし、第7号を削り、同条第3項第3号ウ中「支援」の次に「及び企業立地」を加え、同項第4号中「人権・文化国際課」を「ダイバーシティ共創課」に改め、同号に次のように加える。

- ヒ 特定非営利活動法人の設立の認証等に関すること。
- フ 公益活動の支援及び市民協働の推進に関すること。
- ヘ 公益活動関係機関との連絡調整に関すること。
- ホ 市民活動交流センターの管理運営に関すること。

第8条第3項第5号を次のように改める。

(5) 環境政策課

- ア 環境施策の計画立案、調査研究及び推進に関すること。
- イ 池田市環境基本条例（平成28年池田市条例第40号）及び池田市環境保全条例（昭和53年池田市条例第14号）に係る連絡調整に関すること。
- ウ 環境審議会に関すること。
- エ ごみの減量及び再資源利用の推進に関すること。
- オ 集団回収の奨励に関すること。
- カ 業務センター及びクリーンセンターとの連絡調整に関すること。
- キ 環境美化運動に関すること。
- ク 産業廃棄物に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- ケ 3R推進センターの管理運営に関すること。
- コ 飼犬登録及び飼犬等の飼育に関すること。
- サ 公害の検査及び分析に関すること。
- シ 公害（騒音関係、振動関係及び悪臭関係）の規制及び指導に関すること。
- ス 環境破壊に係る紛争の処理に関すること。
- セ 空き地及び資材置場等の管理指導に関すること。
- ソ 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可に関すること。
- タ 専用水道及び簡易専用水道に関すること。

第8条第3項に次の1号を加える。

(8) 広域環境保全課

ア 共同処理センター協定書に定める処理すべき事務

第8条第4項中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同項第4号ク中「キまで」を「セまで」に改め、「（次号に掲げるものを除く。）」を削り、同号クを同号ソとし、同号キの次に次のように加える。

- ク 地域包括ケアシステムの構築に関すること（他の課の所管に属する事項を除く。）。
- ケ 居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者並びに当該基準該当事業者の育成に関すること。
- コ 地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関すること。
- サ 介護予防支援事業者及び当該基準該当事業者の指定等に関すること。
- シ 介護予防・日常生活支援総合事業を行う者の指定等に関すること。
- ス 認知症施策の推進に関すること。
- セ 高齢者虐待防止に関すること。

第8条第4項第5号を削り、同項第6号カ中「保健事業」の次に「（他の課の所管に属する事項を除く。）」を加え、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 健康増進課

- ア 保健事業に係る調査研究及び企画立案に関すること。
- イ 広域医療対策事業に関すること。
- ウ 感染症に関すること。
- エ 成人保健及び健康づくりに関すること。
- オ 介護予防に関すること。
- カ 生活習慣病予防に関すること。
- キ 結核予防に関すること。
- ク がん検診等に関すること。
- ケ 衛生協力団体の指導及び育成に関すること。
- コ 保健と医療の連携に関すること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、保健事業（母子保健に関するものを除く。）に関すること。
- シ 予防接種に関すること。
- ス 休日急病診療所に関すること。

第8条第5項中「子ども・健康部」を「こども未来部」に改め、同項第1号中「子ども・若者政策課」を「こども政策課」に改め、同号イ中「子ども・子育て支援事業計画」を「こども計画」に改め、同号カ中「家庭的保育事業等」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加え、同号ク中「及び特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に改め、同号中サをチとし、コをタとし、同号ケの次に次のように加える。

- コ 子育て支援事業に関すること。
- サ 児童手当及び児童扶養手当に関すること。
- シ 助産施設入所事業に関すること。

- ス 母子生活支援施設入所事業に関すること。
- セ 母子・父子自立支援に関すること。
- ソ 母子・父子住宅の入居審査に関すること。

第8条第5項第2号を削り、同項第3号中エを削り、オをエとし、カをオとし、同号キ中「障がい児保育」を「特別支援保育」に改め、同号キを同号カとし、同号中クをキとし、ケからスまでをクからシまでとし、同号に次のように加える。

- ス 乳児等支援給付の支給に関すること。

第8条第5項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、同項第6号中「子ども未来課」を「こども家庭課」に改め、同号に次のように加える。

- エ 妊婦のための支援給付に関すること。

第8条第5項中第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、同条第6項及び第7項第2号を削り、同項第1号中「土木管理課」を「道路河川課」に改め、同号中チをヌとし、コからタまでをタからニまでとし、ケの次に次のように加える。

- コ 市道等の整備に関すること。
- サ 都市計画道路の施工に関すること。
- シ 交通安全施設の計画及び施設の整備に関すること。
- ス 市道等の災害復旧に関すること。
- セ 道路事業に係る各種協議会等に関すること。
- ソ アからセまでに掲げるもののほか、道路に関すること（他の課の所管に属する事項を除く。）。

第8条第7項第1号に次のように加える。

- ネ 河川等の災害復旧に関すること。

第8条第7項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 都市政策課

- ア 住宅政策に関すること（他の課の所管に属する事項を除く。）。
- イ 市営住宅に関すること（他の課の所管に属する事項を除く。）。
- ウ 空家等対策に関すること。
- エ 空家等対策協議会に関すること。
- オ 都市計画の立案、調査研究及び調整に関すること。
- カ 都市計画の手續に関すること。
- キ 都市計画に係る各種審議会等に関すること。
- ク 都市計画に係る諸証明に関すること。
- ケ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地利用計画等に関すること。
- コ 都市計画道路に係る明示に関すること。
- サ 市街地整備に関すること。
- シ 建築協定の企画立案に関すること。
- ス 景観に関すること。
- セ 地区計画の企画立案に関すること。
- ソ まちづくりに係る活動の支援に関すること。
- タ まちづくりの立案、調査研究及び調整に関すること。
- チ オからタまでに掲げるもののほか、都市計画及びまちづくりに関すること。
- ツ 交通施策に関すること。
- テ 公共交通機関に関すること。
- ト 放置自転車対策に関すること。
- ナ 市立駐車場に関すること。
- ニ 交通安全の啓発に関すること。
- ヌ 交通施策に係る各種協議会等に関すること。
- ネ 水防に関すること。
- ノ 土地等の取得及び支障物件の移転補償に関すること。
- ハ 土地、支障物件等の調査及び評価に関すること。
- ヒ 土地収用法（昭和26年法律第219号）に関すること。
- フ 土地等の取得に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- ヘ 国土利用計画法に基づく土地に関する権利の移転等の届出に関すること。
- ホ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）による届出等に関すること。
- マ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に関すること。
- ミ 一般財団法人池田みどりスポーツ財団との連絡調整に関すること。
- ム 池田市再開発ビル株式会社との連絡調整に関すること。

- メ 池田駅南開発株式会社との連絡調整に関すること。
- モ 都市整備部の所管に係る相談に関すること。
- ヤ 都市整備部の庶務及び連絡調整に関すること。

第8条第7項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 広域住宅課

- ア 共同処理センター協定書に定める処理すべき事務

(6) 広域まちづくり課

- ア 共同処理センター協定書に定める処理すべき事務

第8条中第7項を第6項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(池田市地域分権の推進に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 池田市地域分権の推進に関する条例施行規則(平成19年池田市規則第39号)の一部を次のように改正する。
第11条中「市民活動部コミュニティ推進課」を「総合政策部地域未来課」に改める。
(副市長事務分担規則の一部改正)
- 3 副市長事務分担規則(昭和50年池田市規則第53号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表石田 健二の項中「福祉部、子ども・健康部」を「健康福祉部、こども未来部」に改め、同表手向 健二の項中「、まちづくり環境部」を削る。
(池田市公印規則の一部改正)
- 4 池田市公印規則(昭和37年池田市規則第12号)の一部を次のように改正する。
別表の1一般公印の表中「休日急病診療所長」を「健康増進課長」に改め、別表の2専用公印の表中「秘書課長」を「秘書広報課長」に、「土木管理課専用池田市長之印」を「道路河川課専用池田市長之印」に、「土木管理課長」を「道路河川課長」に、「休日急病診療所長」を「健康増進課長」に、「人権・文化国際課長」を「ダイバーシティ共創課長」に、「子ども未来課長」を「こども家庭課長」に、

「	24	池 田 市 長 之 印 土木 管理課 専用	を	「	24	池 田 市 長 之 印 道路河川課専用	に改める。
---	----	--------------------------------	---	---	----	---------------------------	-------
- 5 池田市公共事業評価委員会規則(平成25年池田市規則第8号)の一部を次のように改正する。
第7条中「まちづくり環境部」を「都市整備部」に改める。
(池田市公益活動促進に関する条例施行規則の一部改正)
- 6 池田市公益活動促進に関する条例施行規則(平成13年池田市規則第29号)の一部を次のように改正する。
第7条中「コミュニティ推進課」を「ダイバーシティ共創課」に改める。
(池田市職員採用規則の一部改正)
- 7 池田市職員採用規則(昭和31年池田市規則第14号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項第2号を次のように改める。
(2) 総合政策部長
第5条第1項第3号及び第2項中「総務部」を「総合政策部」に改め、同条第4項中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。
第7条中「総務部」を「総合政策部」に改める。
(池田市職員分限懲戒等調査委員会規則の一部改正)
- 8 池田市職員分限懲戒等調査委員会規則(平成25年池田市規則第9号)の一部を次のように改正する。
第3条第3項中「総務部長」を「総合政策部長」に、「総務部人事課長」を「総合政策部人事課長」に改める。
第7条中「総務部」を「総合政策部」に改める。
(池田市職員の厚生制度に関する条例施行規則の一部改正)
- 9 池田市職員の厚生制度に関する条例施行規則(昭和38年池田市規則第22号)の一部を次のように改正する。
第4条中「総務部」を「総合政策部」に改める。
(池田市職員安全衛生規則の一部改正)
- 10 池田市職員安全衛生規則(昭和49年池田市規則第27号)の一部を次のように改正する。
第11条及び第17条並びに様式第3号中「総務部」を「総合政策部」に改める。
(池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

- 1 1 池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年池田市規則第8号）の一部を次のように改正する。
別表第1の5級の項中「人権文化交流センター館長」の次に「、休日急病診療所長」を加え、同表の6級の項中「、債権回収センター所長」及び「休日急病診療所長、」を削る。

様式第2号中「

総務部長

」を「

総合政策部長

」に改める。

（職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

- 1 2 職員の退職手当に関する条例施行規則（平成6年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。
第30条第3項中「総務部長」を「総合政策部長」に、「総務部人事課長」を「総合政策部人事課長」に改める。
第34条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

（池田市財務規則の一部改正）

- 1 3 池田市財務規則（昭和39年池田市規則第19号）の一部を次のように改正する。
第4条から第6条まで、第7条第1項、第9条、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条、第15条第1項から第3項まで、第16条第1項から第3項まで、第17条第1項から第3項まで、第18条（見出しを含む。）、第19条、第20条、第21条第1項及び第2項並びに第74条第1項及び第3項並びに第20号様式中「総合政策部長」を「総務部長」に改める。

第21号様式中

	市長		副市長		主管部長	
			副市長		総合政策部長	

	課長		担当	
	課長		担当	

を

	市長		副市長
			副市長

	主管部長		課長		担当
	総務部長		課長		担当

--

に改める。

（池田市市税条例施行規則の一部改正）

- 1 4 池田市市税条例施行規則（平成17年池田市規則第52号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「、納税課又は債権回収センター」を「又は収納債権管理課」に改める。
（池田市収入証紙に関する条例施行規則の一部改正）
- 1 5 池田市収入証紙に関する条例施行規則（昭和32年池田市規則第2号）の一部を次のように改正する。
第2条の2第6号中「納税課」を「収納債権管理課」に改める。
（池田市税外収入金徴収職員証に関する規則の一部改正）
- 1 6 池田市税外収入金徴収職員証に関する規則（平成21年池田市規則第37号）の一部を次のように改正する。
第1条中「債権回収センター」を「収納債権管理課」に改める。
（池田市子ども・子育て会議規則の一部改正）
- 1 7 池田市子ども・子育て会議規則（平成17年池田市規則第39号）の一部を次のように改正する。
第7条中「子ども・健康子ども・若者政策課」を「こども未来部こども政策課」に改める。
（池田市総合福祉施策推進審議会規則の一部改正）
- 1 8 池田市総合福祉施策推進審議会規則（平成10年池田市規則第35号）の一部を次のように改正する。
第5条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。
（池田市地域福祉計画策定委員会規則の一部改正）
- 1 9 池田市地域福祉計画策定委員会規則（平成25年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。
第6条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則の一部改正）
- 2 0 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則（平成18年池田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

- 様式第13号の3中「池田市福祉部障がい福祉課」を「池田市 課」に改める。
(池田市地域自立支援協議会規則の一部改正)
- 21 池田市地域自立支援協議会規則(平成24年池田市規則第20号)の一部を次のように改正する。
第8条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。
(池田市地域生活支援事業実施規則の一部改正)
- 22 池田市地域生活支援事業実施規則(平成25年池田市規則第65号)の一部を次のように改正する。
様式第10号、様式第12号及び様式第14号中「池田市福祉部障がい福祉課」を「池田市 課」に改める。
(池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会規則の一部改正)
- 23 池田市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会規則(平成25年池田市規則第14号)の一部を次のように改正する。
第7条中「福祉部」を「健康福祉部」に、「子ども・健康部」を「こども未来部」に改める。
(池田市福祉部窓口業務等委託事業者選定委員会規則の一部改正)
- 24 池田市福祉部窓口業務等委託事業者選定委員会規則(平成25年池田市規則第78号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
池田市健康福祉部窓口業務等委託事業者選定委員会規則
第1条中「池田市福祉部窓口業務等委託事業者選定委員会」を「池田市健康福祉部窓口業務等委託事業者選定委員会」に改める。
第2条第1号及び第6条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。
(池田市人権擁護推進審議会規則の一部改正)
- 25 池田市人権擁護推進審議会規則(平成10年池田市規則第8号)の一部を次のように改正する。
第6条中「人権・文化国際課」を「ダイバーシティ共創課」に改める。
(池田市男女共同参画審議会規則の一部改正)
- 26 池田市男女共同参画審議会規則(平成14年池田市規則第41号)の一部を次のように改正する。
第7条中「人権・文化国際課」を「ダイバーシティ共創課」に改める。
(池田市男女共同参画苦情処理委員会規則の一部改正)
- 27 池田市男女共同参画苦情処理委員会規則(平成15年池田市規則第13号)の一部を次のように改正する。
第5条中「人権・文化国際課」を「ダイバーシティ共創課」に改める。
(オーブ・池田賞選考委員会規則の一部改正)
- 28 オーブ・池田賞選考委員会規則(平成25年池田市規則第25号)の一部を次のように改正する。
第6条中「人権・文化国際課」を「ダイバーシティ共創課」に改める。
(池田市IWNチャレンジ計画選考審査会規則の一部改正)
- 29 池田市IWNチャレンジ計画選考審査会規則(令和6年池田市規則第50号)の一部を次のように改正する。
第9条中「人権・文化国際課」を「ダイバーシティ共創課」に改める。
(池田市保健福祉総合センター指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 30 池田市保健福祉総合センター指定管理者選定・評価委員会規則(平成28年池田市規則第46号)の一部を次のように改正する。
第6条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。
(池田市立市民活動交流センター指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 31 池田市立市民活動交流センター指定管理者選定・評価委員会規則(令和3年池田市規則第38号)の一部を次のように改正する。
第6条中「コミュニティ推進課」を「ダイバーシティ共創課」に改める。
(池田市コミュニティセンター指定管理者評価委員会規則の一部改正)
- 32 池田市コミュニティセンター指定管理者評価委員会規則(平成25年池田市規則第30号)の一部を次のように改正する。
第6条中「市民活動部コミュニティ推進課」を「総合政策部地域未来課」に改める。
(池田市石橋会館指定管理者評価委員会規則の一部改正)
- 33 池田市石橋会館指定管理者評価委員会規則(平成31年池田市規則第4号)の一部を次のように改正する。
第6条中「市民活動部コミュニティ推進課」を「総合政策部地域未来課」に改める。
(池田市立保育所の民間保育所等への移行に係る運営者選考委員会規則の一部改正)
- 34 池田市立保育所の民間保育所等への移行に係る運営者選考委員会規則(平成25年池田市規則第24号)の一部を次のように改正する。
第6条中「子ども・健康部子ども・若者政策課」を「こども未来部こども政策課」に改める。
(池田市立保育所の跡地活用に係る保育施設設置運営者選考委員会規則の一部改正)
- 35 池田市立保育所の跡地活用に係る保育施設設置運営者選考委員会規則(令和3年池田市規則第52号)の一部を次のように改正する。
第6条中「子ども・健康部子ども・若者政策課」を「こども未来部こども政策課」に改める。
(池田市立待機児童解消保育施設運営事業者選考委員会規則の一部改正)
- 36 池田市立待機児童解消保育施設運営事業者選考委員会規則(平成28年池田市規則第36号)の一部を次のように改正する。
第6条中「子ども・健康部子ども・若者政策課」を「こども未来部こども政策課」に改める。

- (送迎保育ステーション及び地域子育て支援拠点施設に係る運営事業者選定委員会規則の一部改正)
- 37 送迎保育ステーション及び地域子育て支援拠点施設に係る運営事業者選定委員会規則（平成29年池田市規則第32号）の一部を次のように改正する。
- 第7条中「子ども・健康部子育て支援課」を「こども未来部こども政策課」に改める。
(池田市保育士等キャリアアップ研修に係る運営事業者選定委員会規則の一部改正)
- 38 池田市保育士等キャリアアップ研修に係る運営事業者選定委員会規則（令和4年池田市規則第57号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「子ども・健康部」を「こども未来部」に改める。
(池田市給付費管理支援システム等整備事業者選定委員会規則の一部改正)
- 39 池田市給付費管理支援システム等整備事業者選定委員会規則（令和4年池田市規則第70号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「子ども・健康部」を「こども未来部」に改める。
(池田市くすのき学園指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 40 池田市くすのき学園指定管理者選定・評価委員会規則（平成25年池田市規則第31号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。
(池田市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会規則の一部改正)
- 41 池田市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会規則（平成25年池田市規則第15号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。
(池田市発達支援システム検討委員会規則の一部改正)
- 42 池田市発達支援システム検討委員会規則（平成25年池田市規則第16号）の一部を次のように改正する。
- 第7条中「子ども・健康部」を「こども未来部」に改める。
(池田市営住宅等指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 43 池田市営住宅等指定管理者選定・評価委員会規則（令和元年池田市規則第11号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「まちづくり環境部」を「都市整備部」に改める。
(池田市国民健康保険条例施行規則の一部改正)
- 44 池田市国民健康保険条例施行規則（昭和35年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。
(池田市休日急病診療所医療事故等調査委員会規則の一部改正)
- 45 池田市休日急病診療所医療事故等調査委員会規則（平成25年池田市規則第19号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「子ども・健康部休日急病診療所」を「健康福祉部健康増進課」に改める。
(池田市保健医療対策協議会規則の一部改正)
- 46 池田市保健医療対策協議会規則（平成25年池田市規則第17号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「子ども・健康部」を「健康福祉部」に改める。
(池田市予防接種健康被害調査委員会規則の一部改正)
- 47 池田市予防接種健康被害調査委員会規則（平成25年池田市規則第18号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「子ども・健康部」を「健康福祉部」に改める。
(池田市介護保険事業運営委員会規則の一部改正)
- 48 池田市介護保険事業運営委員会規則（平成12年池田市規則第15号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。
(池田市介護保険システム構築事業者選定委員会設置規則の一部改正)
- 49 池田市介護保険システム構築事業者選定委員会設置規則（平成26年池田市規則第25号）の一部を次のように改正する。
- 第11条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。
(池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会規則の一部改正)
- 50 池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会規則（平成25年池田市規則第20号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。
(池田市地域包括支援センター業務委託事業者選定委員会規則の一部改正)
- 51 池田市地域包括支援センター業務委託事業者選定委員会規則（令和3年池田市規則第10号）の一部を次のように改正する。
- 第3条第1項第4号を次のように改める。
- (4) 健康福祉部長
- 第6条中「福祉部地域支援課」を「健康福祉部介護保険課」に改める。
(池田市地域密着型サービス運営委員会規則の一部改正)
- 52 池田市地域密着型サービス運営委員会規則（平成25年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「福祉部地域支援課」を「健康福祉部介護保険課」に改める。
(池田市市民文化会館・カルチャープラザ指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 53 池田市市民文化会館・カルチャープラザ指定管理者選定・評価委員会規則（平成25年池田市規則第36号）の一部を次のように改正する。

- 第6条中「人権・文化国際課」を「ダイバーシティ共創課」に改める。
(池田市ギャラリー指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 54 池田市ギャラリー指定管理者選定・評価委員会規則(平成25年池田市規則第37号)の一部を次のように改正する。
第6条中「人権・文化国際課」を「ダイバーシティ共創課」に改める。
(池田市上方落語資料展示館指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 55 池田市上方落語資料展示館指定管理者選定・評価委員会規則(平成25年池田市規則第38号)の一部を次のように改正する。
第6条中「人権・文化国際課」を「ダイバーシティ共創課」に改める。
(池田市環境審議会規則の一部改正)
- 56 池田市環境審議会規則(昭和53年池田市規則第26号)の一部を次のように改正する。
第7条中「まちづくり環境部」を「市民活動部」に改める。
(池田市一般廃棄物処理業務等委託事業者選定委員会規則の一部改正)
- 57 池田市一般廃棄物処理業務等委託事業者選定委員会規則(平成26年池田市規則第33号)の一部を次のように改正する。
第6条中「まちづくり環境部」を「市民活動部」に改める。
(池田市3R推進センター指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 58 池田市3R推進センター指定管理者選定・評価委員会規則(平成25年池田市規則第39号)の一部を次のように改正する。
第6条中「まちづくり環境部」を「市民活動部」に改める。
(池田市共同利用施設指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)
- 59 池田市共同利用施設指定管理者選定・評価委員会規則(平成25年池田市規則第40号)の一部を次のように改正する。
第6条中「市民活動部コミュニティ推進課」を「総合政策部地域未来課」に改める。

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第12号

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和33年池田市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「年額130万円以上」の次に「(満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上)」を加える。

別表第4中「手当額」を「手当額(円)」に改め、同表一般行政職の部中「一般行政職」を「行政職

に改め、同部技監の職の項中「110,000円」を「110,000」に改め、同部理事及び教育次長の職の項中「97,000円」を「97,000」に改め、同部部長、議会事務局長の職又はこれに相当する職の項中「部長、」を「部長及び」に改め、「又はこれに相当する職」を削り、同部参事の職又はこれに相当する職の項中「又はこれに相当する職」を削り、同部次長(会計管理者、生涯学習推進室長)、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長の職又はこれに相当する職の項中「次長(会計管理者、生涯学習推進室長)、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長の職又はこれに相当する職」を「部の次長、会計管理者、議会事務局の次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び生涯学習推進室長の職(以下この表において「次長級の職」という。)」に改め、同部課長の職又はこれに相当する職の項中「の職又はこれに相当する職」を「その他等級が6級の職務の職(次長級の職を除く。)」に改め、同部主幹の職又はこれに相当する職の項中「の職又はこれに相当する」を「その他等級が5級の職務の」に改め、同部副主幹、副(所、館、園)長の職又はこれに相当する職の項中「、副(所、館、園)長の職又はこれに相当する」を「その他等級が4級の職務の」に改め、同部教育委員会指導主事の職又はこれに相当する職の項及び同表技能労務職の部を削り、同表消防職の部消防本部、消防署及び分署の主幹の職又はこれに相当する職の項及び消防本部、消防署及び分署の副主幹の職又はこれに相当する職の項中「又はこれに相当する職」を削り、同表に次のように加える。

技能職	主幹の職	45,000
	副主幹の職	41,000
教育職	教育次長の職	97,000
	部長の職	95,000
	参事の職	65,000
	次長及び生涯学習推進室長の職	60,000
	課長、人権教育監及び教育センター所長の職	54,000
	主幹の職	45,000
	副主幹及び教育センター副所長の職	41,000
	指導主事の職	35,000

別表第4備考を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、公布の日から施行する。

池田市地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第13号

池田市地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則

池田市地域生活支援事業実施規則（平成25年池田市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 重度訪問介護利用者大学等修学支援事業

第2条中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 この規則において「重度訪問介護利用者大学等修学支援事業」とは、重度訪問介護を利用する障がい者等が修学するために必要な支援体制を大学等が構築するまでの間において、当該障がい者等に対して修学に必要な身体介護等を提供する事業をいう。第15条中「及び社会参加促進事業」を「、社会参加促進事業及び重度訪問介護利用者大学等修学支援事業」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第14号

池田市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

池田市環境保全条例施行規則（昭和53年池田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「及び第二種住居地域」を「、第二種住居地域及び準住居地域」に改め、同条第2項第4号中「第7条第1項」を「第39条第1項」に改め、同項第6号中「第11条第1項第2号」を「第20条の5」に改める。

別表第3中「第二種住居地域」の次に「、準住居地域」を加える。

附 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。

池田市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第15号

池田市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則

池田市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例施行規則（平成18年池田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市社会福祉法人の設立の認可、社会福祉連携推進法人の認定、老人福祉センターを経営する事業の開始の届出等に係る事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第16号

池田市社会福祉法人の設立の認可、社会福祉連携推進法人の認定、老人福祉センターを経営する事業の開始の届出等に係る事務に関する規則の一部を改正する規則

池田市社会福祉法人の設立の認可、社会福祉連携推進法人の認定、老人福祉センターを経営する事業の開始の届出等に係る事務に関する規則（平成23年池田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第17号

池田市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

池田市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年池田市規則第25号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

池田市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に、「定めるものの」を「に定めるものの」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（）」に改める。

第2条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条第1項中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に、「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に改め、同項第3号中「第102条第2項第1号」を「第163条の56第2項第1号」に改め、同条第2項中「第49条第2項第3号」を「第76条の25第2項第3号」に改め、同項第3号中「除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示」を「除却等の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示」に改める。

第3条の見出し中「容積率」を「容積率等」に改め、同条中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に改め、同条第1号中「第50条の除却の必要性に係る認定通知書」を「第76条の28の除却等の必要性に係る認定通知書」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第18号

池田市財務規則の一部を改正する規則

池田市財務規則（昭和39年池田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第76条第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

本市において、一般競争入札を行おうとするときは、当該入札の期日（電子入札システム（市が行う入札に関する事務を処理するための市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）にあつては、入札の期間の末日）前少なくとも5日前までに池田市公告式条例（昭和25年池田市条例第24号）に定める方法により、次に掲げる事項について公告しなければならない。

第76条第2項中第11号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号中「入札場所」を「入札の場所」に改め、「日時」の次に「（電子入札にあつては、入札の期間及び開札の日時）」を加え、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 電子入札にあつては、その旨

第76条第2項を同条とする。

第79条中「次の」を「次に掲げる」に改め、「これを」を削り、同条第4号中「ない入札」の次に「（電子入札にあつては、第83条第2項に規定する方法によらない入札）」を加える。

第83条中「一般競争入札」の次に「（電子入札を除く。）」を加え、「記入の」を「記入し、かつ、記名押印をした」に改め、同条に次の1項を加える。

2 一般競争入札（電子入札に限る。）において入札しようとする者は、入札保証金の要するものについては、第81条第2項の規定により交付を受けた入札保証金納付済書を提出し、電子入札システムに必要な事項を登録することにより入札しなければならない。

第84条中「一般競争入札」の次に「（電子入札を除く。）」を加え、「行なおう」を「行おう」に、「ときは」を「ときは、」に、「を特に」を「及び」に、「封書」を「記載した書面を作成して封書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 一般競争入札（電子入札に限る。）の開札を行おうとするときは、予定価格及び最低制限価格を定める必要があるものについては、その予定価格及び最低制限価格を記載した書面を作成して封書にし、開札の際開封の上、当該予定価格及び最低制限価格を電子入札システムに登録しなければならない。

第92条中「に掲げる場合において」を「のいずれかに該当するときは」に改め、同条第1号中「又は指名競争入札若しくは」を「若しくは指名競争入札又は」に、「による契約で」を「により」に、「600,000円をこえない」を「1,000,000円を超えない」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「とき」を「とき。」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第39条、第156条関係）」に改め、同表(1)の表を次のように改める。

(1)

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考
1 報酬及び給料	支出決定のとき	当該期間分	支給調書	
2 職員手当	支出決定のとき	支出しようとする額	支給調書、死亡届書	
3 災害補償費	支出決定のとき	支出しようとする額	本人の請求書、病院等の請求書、受領書又は証明書、戸籍謄本（又は抄本）、死亡届書	
4 恩給及び退職年金	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書	
5 報償費	支出決定のとき	支出しようとする額		
6 旅費	支出決定のとき	支出しようとする額	旅費請求書	
7 交際費	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書	
8 需用費	契約を締結しようとするとき又は請求のあったとき	契約金額又は請求のあった額	契約書、請書、見積書、仕様書、請求書、入札調書、見積調書	
9 役務費	契約を締結しようとするとき又は請求のあったとき	契約金額又は請求のあった額	契約書、請書、見積書、仕様書、請求書、入札調書、見積調書	
10 委託料	契約を締結しようとするとき又は請求のあったとき	契約金額又は請求のあった額	契約書、請書、見積書、仕様書、請求書、入札調書、見積調書	
11 使用料及び賃借料	契約を締結しようとするとき又は請求のあったとき	契約金額又は請求のあった額	契約書、請書、見積書、仕様書、請求書、入札調書、見積調書	
12 工事請負費	契約を締結しようとするとき	契約金額	契約書、請書、見積書、仕様書、入札調書、見積調書	
13 原材料費、公有財産購入費及び備品購入費	購入契約を締結しようとするとき又は請求のあったとき	購入契約金額又は請求のあった額	契約書、請書、見積書、仕様書、請求書、入札調書、見積調書	
14 負担金、補助金及び交付金	請求のあったとき又は指令をするとき	請求のあった額又は指令金額	内訳書の写	
15 扶助費	支出の決定のとき	支出しようとする額	請求書、扶助決定通知の写	
16 貸付金	貸付決定のとき	貸付を要する額	契約書、確約書、申請書	

17 補償、補填及び賠償金	支払期日及び支出決定のとき	支出しようとする額	判決書謄本、請求書	
18 償還金、利子及び割引料	支出決定のとき	支出しようとする額	借入れに関する書類の写	
19 投資及び出資金	出資又は払込決定のとき	出資又は払込を要する額	申請書	
20 積立金	積立て決定のとき	積立てようとする額		
21 寄附金	支出決定のとき	支出しようとする額	申込書	
22 公課金	支出決定のとき	支出しようとする額	公課令書の写	
23 繰出金	支出決定のとき	支出しようとする額		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第19号

池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例施行規則（平成17年池田市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを次のように改める。

（支給基準）

第2条 条例第2条第3項の規則で定める手当は、条例別表の1の項及び5の項に掲げる手当とする。

（火葬業務等従事手当）

第3条 条例別表の1の項に掲げる手当に係る同表備考2の規則で定める職員は、市民活動部総合窓口課の職員とする。

（ごみ・し尿等取扱手当）

第4条 条例別表の3の項に掲げる手当に係る同表備考3の規則で定める職員は、次の各号に掲げる当該手当の区分に応じ、当該各号に定める職員とする。

- (1) 条例別表の3の項第1号に規定する作業に従事した者に支給することとされる当該手当 市民活動部業務センター及びクリーンセンターの職員
- (2) 条例別表の3の項第2号に規定する作業に従事した者に支給することとされる当該手当 市民活動部業務センターの職員
- (3) 条例別表の3の項第3号に規定する作業に従事した者に支給することとされる当該手当 市民活動部総合窓口課の職員

2 条例別表備考4ただし書の規定による午後12時を越えて同表の3の項各号に規定する作業に連続して3時間以上従事した場合における同項に掲げる手当の支給は、その従事した時間が長い方の日（その従事した時間数が同一の場合にあっては、その従事を終えた日）によるものとする。

第5条第1項を次のように改める。

条例別表の4の項第1号の規則で定める救急救命処置は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項の厚生労働省令で定める救急救命処置その他市長が必要と認める救急救命処置とする。

第5条第2項中「別表4の項第2号に規定する救急救命処置等従事手当」を「別表の4の項第2号の規則で定める救急業務」に、「の心身に著しい負担を与える業務に従事した消防職員に支給する」を「これらに準ずるものとして市長が認める救急業務とする」に改める。

第6条を次のように改める。

（夜間特殊業務従事手当）

第6条 条例別表の5の項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) ごみ処理施設の運転管理、点検作業又は修繕作業
- (2) 消防通信指令設備を用いて行う災害通報の受理、出動指令の発令及び通信の統制に係る業務又は消防警備に係る受付対応業務

2 条例別表の5の項に掲げる手当に係る同表備考3の規則で定める職員は、次の各号に掲げる当該手当の区分に応じ、当該各号に定める職員とする。

- (1) 深夜に前項第1号に掲げる業務に従事した者に支給することとされる当該手当 市民活動部クリーンセンターの職員
- (2) 深夜に前項第2号に掲げる業務に従事した者に支給することとされる当該手当 消防職員

第7条を削る。

第8条中「条例及びこの規則に定める」を削り、同条を第7条とする。

第9条中「による」を「により記録した」に、「別に」を「総合政策部人事課長に対し、その」に改め、「総務部人事課長へ」を削り、同条を第8条とする。

第10条中「第2条から第6条までに規定する手当の支給の対象となる作業又は業務以外のものこれらと同等と認められる作業又は業務に従事した者に対する手当の取り扱いその他手当の支給」を「この規則に定めるもののほか、条例の施行」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市収入証紙に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第20号

池田市収入証紙に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市収入証紙に関する条例施行規則（昭和32年池田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第28号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市立コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第21号

池田市立コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立コミュニティセンター条例施行規則（平成11年池田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書を削る。

別表第1池田市立細河コミュニティセンターの部を削り、同表池田市立伏尾台コミュニティセンターの部伏尾台第2会館の項中「翌々日。」を「翌々日」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第6条第1項ただし書を削る改正規定は、公布の日から施行する。

池田市立多世代交流センター条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第22号

池田市立多世代交流センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、池田市立多世代交流センター条例（令和8年池田市条例第2号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（老人福祉エリア及び交流エリアの範囲）

第2条 条例第2条第2項の規定により池田市立多世代交流センター（以下「センター」という。）に設ける老人福祉エリア及び交流エリアの範囲は、別図のとおりとする。

（開館時間及び休館日）

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、老人福祉エリアの供用時間は、午後5時30分までとする。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第1土曜日

(2) 1月から11月までの各月の末日

(3) 12月28日から翌年1月3日まで（第1号に掲げる日を除く。）

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時にセンターの開館時間（老人福祉エリアの供用時間を含む。）及び休館日を変更することができる。

（指定管理者の指定の申請）

- 第4条 条例第7条の規定による指定管理者の指定の申請（次項、第6条及び第7条において「指定申請」という。）は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。
- 2 指定申請は、池田市立多世代交流センター指定管理者指定申請書（様式第1号）により行わなければならない。
（指定管理者の候補者の要件）
- 第5条 条例第8条の規定による指定管理者の候補者の選定（次条において「候補者選定」という。）は、次に掲げる要件を満たすものについて行うものとする。
- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
(2) 条例第7条の事業計画書に記載されている管理の内容が、条例第1条に規定するセンターの設置目的に照らし、及び条例第4条に規定する事業の実施に当たり、効果的かつ効率的なものであること。
(3) 前号に規定する管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
（候補者選定の結果の通知）
- 第6条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市立多世代交流センター指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。
（指定管理者の指定の通知）
- 第7条 市長は、条例第8条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市立多世代交流センター指定管理者指定書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。
（老人福祉自主活動団体の登録）
- 第8条 条例第10条の規則で定める要件は、次のとおりとする。
- (1) 5人以上で構成された団体であること。
(2) その構成員において代表者、会計を担当する者及び会計監査を担当する者を定めていること。ただし、併任を認めない。
(3) 当該団体の目的、組織、運営等に関し明らかにした会則、規約その他これに類する書類（第3項第2号において「会則等」という。）を有していること。
- 2 条例第10条の規定による登録（以下「登録」という。）は、1か年度ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 登録（前項の更新による登録を含む。以下同じ。）を受けようとする団体は、老人福祉自主活動団体登録申請書（様式第4号）に次の各号（同項の更新の場合にあっては、第3号）に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 構成員の名簿
(2) 会則等
(3) 活動計画書
- 4 前項の規定による申請は、その受けようとする登録に係る年度の前年度の12月1日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日後において最も近いセンターの休館日でない日）から受け付けるものとする。
（登録の通知）
- 第9条 市長は、登録をしたときは、老人福祉自主活動団体登録決定通知書（様式第5号）により当該登録について申請した団体に通知するものとする。
（登録事項の変更の届出）
- 第10条 条例第10条に規定する老人福祉自主活動団体（以下「自主活動団体」という。）は、第8条第3項の規定による申請により届け出た次に掲げる事項（この条の規定により変更を届け出た事項を含む。）に変更があったときは、遅滞なく、老人福祉自主活動団体登録事項変更届出書（様式第6号）を市長に提出し、その旨を届け出なければならない。
- (1) 団体名
(2) 代表者の氏名、住所及び生年月日
(3) 構成員の名簿
(4) 会則等
(5) 活動計画書に記載した活動の内容
（自主活動団体の解散等の届出）
- 第11条 自主活動団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、老人福祉自主活動団体解散等届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- (1) 自主活動団体を解散するとき。
(2) 第8条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。
(3) 前2号に掲げるもののほか、自主活動団体の活動を継続できなくなったとき。
（自主活動団体の活動の報告）
- 第12条 自主活動団体は、その登録を受けた日の属する年度が終了したときは、速やかに、市長に対し、活動報告書及び当該年度の決算書を提出し、当該年度における活動の実績について報告しなければならない。
（自主活動団体が遵守すべき事項）
- 第13条 自主活動団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 条例及びこの規則その他関係法令を遵守して活動すること。
- (2) 自主活動団体の代表者又はその構成員のうちから代表者が指定した者にあつては、センターが定例的に開催する自主活動団体同士の情報交換、連絡調整等を行うための集会に参加すること。
- (3) 市の機関及び指定管理者がセンターにおいて実施する事業に積極的に参加すること。
- (4) 自主活動団体の構成員にあつては、積極的に、他の自主活動団体が開催するその活動の成果に関する発表会その他の行事（その準備を含む。）に参加すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長及び指定管理者が指示した事項を遵守すること。

（許可の申請）

第14条 条例第13条第1項の規定による許可の申請（第4項及び次条において「許可申請」という。）は、池田市立多世代交流センター使用許可申請書兼同意書（様式第8号）により行うものとする。

2 老人福祉エリア施設等（条例第13条第1項に規定する老人福祉エリア施設等をいう。以下同じ。）の使用（平日における老人福祉エリア施設（同項に規定する老人福祉エリア施設をいう。以下同じ。）及びセンター設備（同項に規定するセンター設備をいう。以下同じ。）の使用を除く。）に係る同項の規則で定める期間は、その使用しようとする日の属する月の2か月前の月の初日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日後において最も近いセンターの休館日でない日）から当該使用しようとする日の前日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日前において最も近いセンターの休館日でない日）までとする。

3 平日における老人福祉エリア施設又はセンター設備の使用に係る条例第13条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる当該平日において老人福祉エリア施設又はセンター設備を使用しようとするものの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 自主活動団体（その使用しようとする日を有効期間に含む登録を受けているものに限る。） その使用しようとする日の属する月の3か月前の月の初日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日後において最も近いセンターの休館日でない日）から当該使用しようとする日の前日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日前において最も近いセンターの休館日でない日）まで
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの その使用しようとする日の属する月の2か月前の月の初日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日後において最も近いセンターの休館日でない日）から当該使用しようとする日の前日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日前において最も近いセンターの休館日でない日）まで

4 前項第1号に規定する期間の初月において、自主活動団体が平日における老人福祉エリア施設の使用について許可申請をすることができる時間区分（条例別表第1備考1に規定する時間区分をいう。）の区分数は、合計4までとする。

（使用許可書）

第15条 指定管理者は、許可申請があつた場合は、これを精査し、許可を決定したときは、池田市立多世代交流センター使用許可書（様式第9号。以下「使用許可書」という。）を当該申請をしたものに交付する。

（変更許可）

第16条 条例第13条第3項の規定による同項の変更の許可の申請（以下この条において「変更許可申請」という。）は、当該変更に係る使用の日の前日（当該日がセンターの休館日に当たるときは、その日前において最も近いセンターの休館日でない日）までに、池田市立多世代交流センター使用許可変更申請書兼同意書（様式第10号）を指定管理者に提出して行うものとする。この場合において、当該使用者は、その変更許可申請の際、使用許可書の提示その他指定管理者が認める方法により使用者（同項に規定する使用者をいう。以下同じ。）であることの指定管理者の確認を受けなければならない。

2 指定管理者は、変更許可申請があつた場合は、これを精査し、変更の許可を決定したときは、変更後の内容による使用許可書を当該変更許可申請をした使用者に交付する。この場合において、書面により交付された変更前の内容による使用許可書にあつては、指定管理者に返却しなければならない。

（使用者であることの確認）

第17条 使用者は、老人福祉施設エリア等の使用中において、指定管理者から求めがあつたときは、使用許可書の提示その他指定管理者が認める方法により使用者であることの確認に応じなければならない。

（使用許可の取下げ）

第18条 使用者は、その使用を取りやめようとするとき（第21条第1項第1号に規定する場合を除く。）は、池田市立多世代交流センター使用許可取下げ届（様式第11号。同項第3号において「取下げ届」という。）を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、書面により交付された使用許可書にあつては、指定管理者に返却しなければならない。

（使用料の前納）

第19条 条例第15条第1項の規定による使用料の前納は、老人福祉エリア施設等の使用の許可を受けた日から起算して3日以内（老人福祉エリア施設等の使用の日の2日前の日以後に使用の許可を受けた場合にあつては、その使用前まで）に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第20条 条例第15条第2項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 官公庁が老人福祉エリア施設等を使用する場合（市の機関以外の官公庁がセンター設備を使用する場合を除く。） 使用料の全額
- (2) 市又は教育委員会の主催又は共催による催しの実施（当該催しを実施し、又は当該催しに参加するための準備を含む。）のた

めに老人福祉エリア施設等を使用する場合（前号に掲げる場合を除く。） 使用料の全額

(3) 市又は教育委員会の後援による催しの実施（当該催しを実施し、又は当該催しに参加するための準備を除く。）のために老人福祉エリア施設等を使用する場合 使用料の全額

(4) 市内に設置された学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設が教育又は保育の実施に交流エリア施設（条例第13条第1項に規定する交流エリア施設をいう。次号及び第6号において同じ。）を使用する場合（前3号に掲げる場合を除く。） 使用料の全額

(5) 市内に存する老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業その他の活動を行う団体が交流エリア施設を使用する場合（当該団体の設置目的を達成するための活動の実施に使用する場合に限り、第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 使用料の全額

(6) 地域コミュニティ推進協議会又は市内に存する自治会、町内会その他これらに類する団体として市長が認めるものが交流エリア施設を使用する場合（当該団体の設置目的を達成するための活動であって市長が必要と認めるものの実施に使用する場合に限り、第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 使用料の全額

(7) 自主活動団体が第8条第3項の規定により市長に提出した活動計画書に基づく活動の実施（当該活動を実施するための準備を含む。）のために老人福祉エリア施設又はセンター設備を使用する場合（第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 使用料の半額

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が定める額

2 条例第15条第2項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、池田市立多世代交流センター使用料減免申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、条例第12条の規定により登録の取消しを行う場合において、その登録を取り消そうとする日以後における老人福祉エリア施設又はセンター設備の使用に係る使用料についてした減免の決定があるときは、当該減免の決定を取り消すことができる。（使用料の還付）

第21条 条例第16条の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない事由により老人福祉エリア施設等を使用できなくなった場合 既納の使用料の全額

(2) 老人福祉エリア施設等を使用する日の14日前の日以前における最も遅いセンターの休館日でない日（次号において「使用14日前開館日」という。）までにされた変更許可申請による変更の許可に伴い使用料の額が減少した場合 既納の使用料と当該変更後の使用料の差額

(3) 使用14日前開館日までに取下げ届の提出があった場合 既納の使用料の全額

2 条例第16条の規定により使用料の還付を受けようとするものは、池田市立多世代交流センター使用料還付申請書兼請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（指定管理者の立入り等）

第22条 指定管理者は、職務遂行のため使用者が使用中の老人福祉エリア施設等に立ち入り、条例第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、必要な措置を講ずることができる。この場合において、当該使用者は、これを拒むことはできない。

（特別の設備の設置等）

第23条 条例第20条の許可を受けようとするものは、池田市立多世代交流センター特別設備設置等許可申請書（様式第14号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合は、これを精査し、許可を決定したときは、池田市立多世代交流センター特別設備設置等許可書（様式第15号）を当該申請をしたものに交付する。

（使用後の点検）

第24条 使用者は、老人福祉エリア施設等の使用が終了したときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

（毀損滅失届）

第25条 建物、附属設備（センター設備を含む。）又は備品を毀損し、又は滅失した者は、その毀損又は滅失後遅滞なく、池田市立多世代交流センター建物等毀損（滅失）届（様式第16号）により指定管理者に届け出なければならない。

（補則）

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 令和8年4月1日

(2) 附則第3項及び第5項の規定 令和9年2月1日

(3) 附則第4項の規定 令和9年3月1日

（準備行為）

2 条例附則第2項の規定により行う指定管理者の指定等に関する行為は、第4条から第7条まで及び様式第1号から様式第3号までの規定の例により行うものとする。

- 3 条例附則第3項の規定により行う登録の手續に関する行為は、第8条第3項及び第9条並びに様式第4号及び様式第5号の規定の例により行うものとする。
- 4 条例附則第4項の規定により行う老人福祉エリア施設等の使用の許可に関する行為は、第14条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第23条並びに様式第8号から様式第15号までの規定の例により行うものとする。この場合において、第15条、第16条、第18条及び第23条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第8号から様式第11号まで、様式第14号及び様式第15号中「池田市立多世代交流センター指定管理者」とあるのは「池田市長」と、様式第8号及び様式第10号中「池田市長を通じてこの」とあるのは「この」とする。
(登録の有効期限に関する特例)
- 5 条例附則第3項の規定により条例の施行の日前にされた登録の有効期限は、第8条第2項の規定にかかわらず、令和10年3月31日とする。
(別図 略)
(様式 略)

池田市立多世代交流センター指定管理者選定・評価委員会規則をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第23号

池田市立多世代交流センター指定管理者選定・評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）第15条の規定に基づき、池田市立多世代交流センター指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 池田市立多世代交流センターの指定管理者の選定に関すること。
- (2) 池田市立多世代交流センターの指定管理者の評価に関すること。

(組織等)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、6人以内とし、その半数以上を学識経験者等外部委員で構成するものとし、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員は、前条の所掌事項に係る審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢・福祉総務課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合（第4条第3項の規定により会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する場合を除く。）における会議は、市長が招集する。

池田市聴聞等の手続に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第24号

池田市聴聞等の手続に関する規則等の一部を改正する規則

(池田市聴聞等の手続に関する規則の一部改正)

第1条 池田市聴聞等の手続に関する規則(平成6年池田市規則第20号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第10号中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。

(池田市情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 池田市情報公開条例施行規則(平成16年池田市規則第22号)の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第7号までの規定中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。
年 月 日」を 年 月 日」

様式第8号から様式第11号までの規定中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。
年 月 日」を 年 月 日」

様式第13号から様式第15号までの規定中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。
年 月 日」を 年 月 日」

(池田市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 池田市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年池田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

様式第4号から様式第10号まで、様式第12号、様式第15号から様式第20号まで及び様式第22号から様式第27号までの規定中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。

(池田市特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第4条 池田市特定非営利活動促進法施行細則(平成22年池田市規則第67号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。

(職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 職員の退職手当に関する条例施行規則(平成6年池田市規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第13号、様式第15号及び様式第20号中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。

(池田市行政財産の使用料に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 池田市行政財産の使用料に関する条例施行規則(平成19年池田市規則第46号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。
年 月 日」を 年 月 日」

(児童福祉法による障害児通所給付費等の支給及び障害児通所支援等の措置に関する規則の一部改正)

第7条 児童福祉法による障害児通所給付費等の支給及び障害児通所支援等の措置に関する規則(平成24年池田市規則第21号)の一部を次のように改正する。

様式第16号中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。
年 月 日」を 年 月 日」

(池田市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び措置の手続等に関する規則の一部改正)

第8条 池田市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び措置の手続等に関する規則(令和6年池田市規則第60号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。
年 月 日」を 年 月 日」

様式第4号及び様式第5号中「池 発第 号」を「池 第 号」に、「池 発第 号に」を「池

第 号に」に改める。

(池田市営住宅条例施行規則の一部改正)

第9条 池田市営住宅条例施行規則(平成9年池田市規則第22号)の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第8号中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。
年 月 日」を 年 月 日」

様式第16号中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。
年 月 日」を 年 月 日」

(池田市建築協定に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 池田市建築協定に関する条例施行規則(昭和53年池田市規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第4号及び様式第8号中「池 都 発第 号」を「池 第 号」に改める。
年 月 日」を 年 月 日」

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第25号

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和2年池田市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「及び第12号」を「、第12号、第16号及び第17号」に改め、同項第12号中「次項第3号ア」を「第17号ア」に改め、同項第14号中「次項第6号から第8号」を「次項第3号から第5号」に改め、同項に次の4号を加える。

(15) 生後1年に達しない子を育てる非常勤職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の非常勤職員にあつては、その子の当該非常勤職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項の規定により養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該非常勤職員がこの号に掲げる場合による休暇を使用しようとする日におけるこの号に掲げる場合による休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間）

(16) 小学校修了前の子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤職員がその子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、疾病の予防を図るために予防接種若しくは健康診断を受けさせること、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものに伴い子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園、入学若しくは卒業の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する小学校修了前の子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する小学校修了前の子が2人以上の場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間

(17) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う非常勤職員が当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間

ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 非常勤職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び非常勤職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者のうち、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

(18) 非常勤職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢（しょう）血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

第9条第2項中「第2号及び第3号に掲げる場合による休暇にあつては週の勤務日数が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で年間の勤務日数が121日以上であるもの、第4号」を「第1号」に、「、第5号」を「、第2号」に改め、第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り上げ、同項第8号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項又は池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年池田市条例第2号）第2条の2に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改め、同号を同項第5号とし、同項第9号を削り、同条第4項本文中「及び第12号並びに第2項第2号及び第3号」を「、第12号、第16号及び第17号」に改め、同項ただし書中「第1項第8号」を「同項第8号」に、「及び第12号並びに第2項第2号及び第3号」を「、第12号、第16号及び第17号」に改め、同条第5項中「第2項第4号」を「第2項第1号」に、「同項第5号」を「同項第2号」に改め、同条第6項中「第2項第5号」を「第2項第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

2 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年池田市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第15条第5項第4号中「第9条第2項第5号」を「第9条第2項第2号」に改め、同項第6号中「第9条第2項第4号」を「第9条第2項第1号」に改める。

池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第26号

池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年池田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第2項ただし書、第4条第8項、第8条ただし書、第15条、第19条第8項、第20条第2項、第22条の2第1項、第23条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定に基づき、認定委員会及び公務災害補償等審査会の組織及び運営、補償の手続きその他条例の実施に関し、」を「の施行に関し」に改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第2条の4 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動とする。

(1) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項の適用事業に係る就業の場所

(2) 国家公務員災害補償法(昭和26年法律191号)第1条第1項に規定する職員の勤務場所

(3) その他勤務場所及び前2号に掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める職員に対する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項

(2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条の2第1項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第11条第1項中「(昭和42年法律第121号)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第27号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年池田市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第5条中「会計年度任用職員として」を「フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、会計年度任用職員として」に、「(以下)を「(会計年度の途中で会計年度任用職員を退職した者が当該会計年度にフルタイム会計年度任用職員となった場合で当該会計年度において会計年度任用職員として同種の職務に在職した月数を有するときは、当該会計年度における会計年度任用職員として同種の職務に在職した月数を除く。以下この項において)」に、「フルタイム会計年度任用職員の」を「ものの」に改め、「(年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。))の途中で退職した会計年度任用職員が当該年度にフルタイム会計年度任用職員となった場合にあっては、当該年度における経験月数を除く。)」を削り、「乗じて得た数(」の次に「当該数に」を加え、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められている」を「その者の」に、「号給を」を「号給の数を」に、「号給)」を「号給の数)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により前条第2項に定める号給の数に加える数は、20を限度とする。

第18条中「会計年度任用職員として経験月数」を「パートタイム会計年度任用職員となった者のうち、会計年度任用職員として同種の職務に在職した月数（会計年度の途中で会計年度任用職員を退職した者が当該会計年度にパートタイム会計年度任用職員となった場合で当該会計年度において会計年度任用職員として同種の職務に在職した月数を有するときは、当該会計年度における会計年度任用職員として同種の職務に在職した月数を除く。以下この項において「経験月数」という。）」に、「パートタイム会計年度任用職員の」を「ものの」に改め、「（年度の途中で退職した会計年度任用職員が当該年度にパートタイム会計年度任用職員となった場合にあっては、当該年度における経験月数を除く。）」を削り、「乗じて得た数（）」の次に「当該数に」を加え、「当該パートタイム会計年度任用職員については定められている」を「その者の」に、「号給を」を「号給の数を」に、「号給）」を「号給の数）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により前条第2項に定める号給の数に加える数は、20を限度とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則及び通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第28号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則及び通勤手当支給規則の一部を改正する規則

（池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年池田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「通勤手当」を「交通機関等に係る通勤手当の額の算出」に改め、同条第3項を削る。

第7条を次のように改める。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤に係る交通用具）

第7条 条例第8条第1項第2号の規則で定める交通用具は、自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、市の所有に属するものを除く。

第25条を第28条とする。

第24条第2項前段中「第11条」を「第14条」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第6条第1項、第10条第3項第1号、第11条第1項及び第13条中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、第6条第1項中「に係る通勤手当」とあるのは「による通勤に係る費用弁償」と、第7条から第9条まで、第10条第1項及び第3項並びに第13条第2項中「条例」とあるのは「条例第30条において準用する条例」と、第8条第1号中「第13条第3項」とあるのは「第27条第2項において準用する第13条第3項」と、「手当額」とあるのは「費用弁償額」と、第10条第2項及び第3項、第11条、第12条、第13条第3項並びに第14条中「通勤手当」とあるのは「通勤に係る費用弁償」と、第11条第1項中「第13条第1項」とあるのは「第27条第2項において準用する第13条第1項」と読み替える。

第24条を第27条とする。

第23条前段中「第16条」を「第19条」に改め、同条を第26条とする。

第22条中「第15条第2項」を「第18条第2項」に改め、同条を第25条とする。

第21条第1項中「第14条第1項各号」を「第17条第1項各号」に改め、同条第3項前段中「第14条第2項」を「第17条第2項」に改め、同条を第24条とする。

第20条を第23条とし、第12条から第19条までを3条ずつ繰り下げる。

第11条中「通勤手当支給要件」を「支給要件」に、「求め、又は通勤の実情を実地に調査する」を「求める」に改め、同条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤の届出）

第13条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者は、会計年度任用・非常勤職員通勤届（様式第1号。以下この条において「通勤届」という。）により通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならぬ。フルタイム会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。

(1) 任命権者を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤の経路若しくは方法若しくは支給対象駐車場を変更し、支給対象駐車場の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等若しくは支給対象駐車場の駐車料金の額に変更があった場合

2 前項の場合において、新たにフルタイム会計年度任用職員となった者が条例第8条第3項に規定するフルタイム会計年度任用職員たる要件を具備するとき、又は支給対象駐車場の変更、支給対象駐車場の利用の開始若しくは通勤のため負担する支給対象駐車場の駐車料金の額の変更があったときは、通勤届の提出の際、支給対象駐車場の利用に関する契約書の写しを添付しなければならない。

3 任命権者は、フルタイム会計年度任用職員から第1項の規定による届出があった場合は、その通勤届の内容を審査し、当該フルタイム会計年度任用職員が支給要件を具備するときは、当該フルタイム会計年度任用職員に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

第10条を第12条とする。

第9条第1項中「通勤手当支給要件」を「支給要件」に改め、同項ただし書中「第7条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第8条第2項中「第8条第3項」を「第8条第4項」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「通勤職員」を「条例第8条第1項各号に掲げる通勤手当の支給を受ける要件（次条第1項、第13条第3項及び第14条において「支給要件」という。）を具備するフルタイム会計年度任用職員（以下「通勤職員」という。）」に改め、同項第2号中「及び同項第2号」を「並びに同項第2号及び同条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第8条第2項第1号の規則で定める期間は、1か月とする。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当に係る駐車場）

第8条 条例第8条第3項の規則で定める駐車場は、次の各号のいずれにも該当する駐車場とする。

- (1) 勤務場所の周辺又は第13条第3項の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路上にある交通機関の駅若しくは停留所の周辺にあること。
- (2) 通勤に使用する4輪以上の自動車を駐車するためのものであって、当該自動車を通常保管するための場所でないこと。
- (3) 月又は年を単位として駐車料金の額が定められていること。

（フルタイム会計年度任用職員の駐車場に係る通勤手当の額の算出）

第9条 条例第8条第3項の規定による1か月当たりの同項に規定する駐車場（以下この条並びに第13条第1項第2号及び第2項において「支給対象駐車場」という。）の駐車料金の額の算定は、次に掲げるところによる。

(1) 1の支給対象駐車場を利用する場合にあっては、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額とすること。

ア 月を単位として駐車料金が定められている場合 当該駐車料金の額

イ 駐車料金を定める期間が2以上の月にわたる場合 当該駐車料金の額を当該期間の月数で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) 2以上の支給対象駐車場を利用する場合にあっては、それぞれの支給対象駐車場について前号ア及びイに定める額を合計した額とすること。

別表第2中「第17条」を「第20条」に改める。

様式第1号を次のように改める。

（様式 略）

様式第2号から様式第8号までの規定中「第16条、第23条」を「第19条、第26条」に改める。

（通勤手当支給規則の一部改正）

第2条 通勤手当支給規則（昭和33年池田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「若しくは通勤」を「、通勤」に改め、「方法」の次に「若しくは条例第29条の2第3項に規定する駐車場（以下この条及び第12条において「支給対象駐車場」という。）」を、「変更し」の次に「支給対象駐車場の利用を開始若しくは終了し」を、「運賃等」の次に「若しくは支給対象駐車場の駐車料金を」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、新たに職員となった者が条例第29条の2第3項に規定する職員たる要件を具備するとき、又は支給対象駐車場の変更、支給対象駐車場の利用の開始若しくは通勤のため負担する支給対象駐車場の駐車料金の額の変更があったときは、通勤届の提出の際、支給対象駐車場の利用に関する契約書の写しを添付しなければならない。

第4条中「その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し」を「その通勤届の内容を審査し」に、「その職員」を「当該職員」に改める。

第6条の前の見出し中「の基準」を削り、同条中「運賃」を「運賃等」に改める。

第8条第1号中「定期券を」を「通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）を」に改める。

第18条を第20条とする。

第17条中「第29条の2第2項」の次に「及び第3項」を加え、同条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条第1項中「第12条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第14条第1項中「第29条の2第5項」を「第29条の2第6項」に改め、同条を第16条とする。

第13条第1項中「第29条の2第4項」を「第29条の2第5項」に改め、同項第3号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「第15条」を「第17条第2項」に改め、同条第2項中「第29条の2第4項」を「第29条の2第5項」に改め、同項第2号イ中「第11条第4項第1号」を「第13条第4項第1号」に改め、同条第3項中「第29条の2第4項」を「第29条の2第5項」に改め、同条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条第1項中「第16条」を「第18条」に改め、同条第4項中「第29条の2第3項」を「第29条の2第4項」に改め、

同項第2号中「及び同項第2号」を「並びに同項第2号及び同条第3項」に改め、同条を第13条とする。

第10条の次に次の2条を加える。

(支給対象駐車場)

第11条 条例第29条の2第3項の規則で定める駐車場は、次の各号のいずれにも該当する駐車場とする。

- (1) 勤務場所の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路上にある交通機関の駅若しくは停留所の周辺にあること。
- (2) 通勤に使用する4輪以上の自動車を駐車するためのものであって、当該自動車を通常保管するための場所でないこと。
- (3) 月又は年を単位として駐車料金の額が定められていること。

(支給対象駐車場に係る通勤手当の額の算出)

第12条 条例第29条の2第3項の規定による1か月当たりの支給対象駐車場の駐車料金の額の算定は、次に掲げるところによる。

- (1) 1の支給対象駐車場を利用する場合にあっては、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額とすること。
ア 月を単位として駐車料金が定められている場合 当該駐車料金の額
イ 駐車料金を定める期間が2以上の月にわたる場合 当該駐車料金の額を当該期間の月数で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (2) 2以上の支給対象駐車場を利用する場合にあっては、それぞれの支給対象駐車場について前号ア及びイに定める額を合計した額とすること。

別記様式を次のように改める。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(会計年度任用職員の通勤の届出に関する特例)

2 この規則の施行の際現に人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例（令和7年池田市条例第53号）第1条による改正後の池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第14号）第8条第3項に規定するフルタイム会計年度任用職員たる要件又は同条例第30条において準用する同条例第8条第3項に規定するパートタイム会計年度任用職員たる要件を具備する者（第1条の規定による改正後の池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第13条第1項（同規則第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定により通勤の実情に係る届出を行うべき者を除く。）は、この規則の施行の日以後速やかに、会計年度任用・非常勤職員通勤届（同規則様式第1号）に同規則第9条（同規則第27条第2項において準用する場合を含む。）に規定する支給対象駐車場の利用に関する契約書の写しを添えて、通勤の実情を任命権者に届け出なければならない。

(一般職の職員の通勤の届出に関する特例)

3 この規則の施行の際現に人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例第2条による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）第29条の2第3項に規定する職員たる要件を具備する者（第2条の規定による改正後の通勤手当支給規則第3条第1項の規定により通勤の実情に係る届出を行うべき者を除く。）は、この規則の施行の日以後速やかに、通勤届（同規則別記様式）に同規則第3条第1項第2号に規定する支給対象駐車場の利用に関する契約書の写しを添えて、通勤の実情を任命権者に届け出なければならない。

(池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例施行規則の一部改正)

4 池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例施行規則（平成18年池田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第7条第1項」を「第13条第1項」に改める。

池田市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第29号

池田市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

池田市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成23年池田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。」第10条」を「」第10条」に改め、「、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）に定めるもののほか」を削る。

第2条中「政令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）」に、「省令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）」に改める。

第3条中「指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設指定申請書（様式第1号）」を「児童福祉法施行規則の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和7年子ども家庭庁・厚生労働省告示第3号。以下「様式告示」という。）別紙様式第1号」に改める。

第4条中「指定障害福祉サービス事業者指定障害者支援施設指定変更申請書（様式第2号）」を「様式告示別紙様式第1号」に改める。

第4条の2中「指定障害福祉サービス事業者指定障害者支援施設指定更新申請書（様式第2号の2）」を「様式告示別紙様式第1号」に改める。

第4条の3の見出し中「共生型」を「共生型障害福祉サービス事業者」に改め、同条中「様式第2号の3」を「様式第1号」に改める。

第5条第1項中「指定障害福祉サービス事業者指定障害者支援施設変更届（様式第3号）」を「様式告示別紙様式第2号」に、「様式第4号」を「様式第2号」に改め、同条第2項中「様式第5号」を「様式第3号」に改める。

第6条第1項中「様式第6号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第5号」に改める。

様式第1号から様式第2号の2までを削り、様式第2号の3を様式第1号とし、様式第3号を削り、様式第4号を様式第2号とし、様式第5号から様式第7号までを2様式ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第30号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年池田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成17年法律第123号」の次に「。以下「障害者総合支援法」という。」を、「平成18年厚生労働省令第19号」の次に「。以下「障害者総合支援法施行規則」という。」を加える。

第2条を次のように改める。

（指定の通知等）

第2条 市長は、障害者総合支援法施行規則第34条の59第1項又は児童福祉法施行規則第25条の26の6第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）の指定を決定したときは指定特定相談支援事業所指定通知書（様式第1号）又は指定障害児相談支援事業所指定通知書（様式第2号）（次項においてこれらを「指定通知書」という。）により、指定特定相談支援事業者等の指定の却下を決定したときは指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定却下通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による指定特定相談支援事業者等の指定の通知を受けた者は、その指定に係る期間中、指定通知書を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

3 前2項の規定は、指定特定相談支援事業者等の指定の更新の申請等について準用する。この場合において、第1項中「第34条の59第1項」とあるのは「第34条の59第3項」と、「第25条の26の6第1項」とあるのは「第25条の26の6第3項」と、「の指定」とあるのは「の指定の更新」と、前項中「指定の」とあるのは「指定の更新の」と、「その指定」とあるのは「その指定の更新」と読み替えるものとする。

第3条の見出しを「（廃止の届出等）」に改め、同条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の60及び」を「障害者総合支援法施行規則第34条の60第2項及び第3項並びに」に、「第25条の26の7に掲げる事項の変更に係るものにあつては指定特定相談支援事業所指定障害児相談支援事業所変更届出書（様式第2号）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては」を「第25条の26の7第2項及び第3項の規定による届出は、」に、

「様式第3号」を「様式第4号」に改め、「、それぞれ」を削る。

第4条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30」を「障害者総合支援法第51条の30第2項」に改め、同条第1号中「指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者」を「指定、事業の廃止又は指定の取消し（以下この条において「指定等」という。）に係る指定特定相談支援事業者等」に改める。

第6条を削る。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

(様式 略)

様式第3号の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(指定通知書の掲示に関する特例)

2 この規則の施行の際に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定（指定の更新を含む。以下この項において同じ。）を受けている者は、その指定に係る期間中、当該指定の決定に係る通知書を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

池田市保健福祉総合センター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第31号

池田市保健福祉総合センター条例施行規則等の一部を改正する規則

(池田市保健福祉総合センター条例施行規則の一部改正)

第1条 池田市保健福祉総合センター条例施行規則（平成21年池田市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「指定」を「指定管理者の指定」に改め、同条第1項中「池田市保健福祉総合センター（以下「センター」という。）」を「条例第6条の規定による指定管理者」に改め、「申請」の次に「（次項、第4条及び第5条において「指定申請」という。）」を加え、同条第2項中「条例第6条の規定による申請」を「指定申請」に改める。

第3条の見出し中「選定」を「候補者の要件」に改め、同条中「第7条に規定する」を「第7条の規定による」に改め、「候補者」の次に「の選定（次条において「候補者選定」という。）」を加え、「選定する」を「行う」に改め、同条第2号中「センター」を「池田市保健福祉総合センター（以下「センター」という。）」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(候補者選定の結果の通知)

第4条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市保健福祉総合センター指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第5条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市保健福祉総合センター指定管理者指定書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第2号（その1）とする。

(様式 略)

様式第2号（その1）の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

様式第3号を次のように改める。

(様式 略)

(池田市立市民活動交流センター条例施行規則の一部改正)

第2条 池田市立市民活動交流センター条例施行規則（令和3年池田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「池田市立市民活動交流センター（以下「センター」という。）の」を削り、「の申請」の次に「（第4条及び第5条において「指定申請」という。）」を加える。

第3条の見出し中「選定」を「要件」に改め、同条中「選定」の次に「（次条において「候補者選定」という。）」を加え、同条第2号中「センター」を「池田市立市民活動交流センター（以下「センター」という。）」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(候補者選定の結果の通知)

第4条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市立市民活動交流センター指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第5条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市立市民活動交流センター指定管理者指定書(様式第3号)によりその旨を通知するものとする。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第2号(その1)とする。

(様式 略)

様式第2号(その1)の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

様式第3号を次のように改める。

(様式 略)

(池田市立コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)

第3条 池田市立コミュニティセンター条例施行規則(平成11年池田市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「の申請」の次に「(第4条及び第5条において「指定申請」という。)」を加える。

第3条の見出し中「選定」を「候補者の要件」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に、「は、次の各号」を「の選定(次条において「候補者選定」という。)」は、次に、「選定する」を「行う」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(候補者選定の結果の通知)

第4条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、指定管理者候補者選定結果通知書によりその結果を通知するものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第5条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、指定管理者指定書によりその旨を通知するものとする。

別表第2指定管理者指定申請書の項中「・名称、」を「、名称及び」に改め、同項の次に次のように加える。

指定管理者候補者選定結果通知書(選定の場合)	指定管理者の候補者に選定したものの所在地、名称及び代表者名、選定の理由
指定管理者候補者選定結果通知書(非選定の場合)	指定管理者の候補者に選定しなかったものの所在地、名称及び代表者名、非選定の理由、不服申立てをすべき行政庁等の教示、取消訴訟の提起に関する事項の教示

別表第2指定管理者指定書の項中「・名称、」を「、名称及び」に改め、同表指定管理者不指定通知書の項を削る。

(池田市立石橋会館条例施行規則の一部改正)

第4条 池田市立石橋会館条例施行規則(平成30年池田市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「指定」を「指定管理者の指定」に改め、同条中「池田市立石橋会館(以下「石橋会館」という。)」の「の」を削り、「の申請」の次に「(次項、第4条及び第5条において「指定申請」という。)」を加え、同条第2項中「前項の規定による指定の申請」を「指定申請」に改める。

第3条の見出し中「選定」を「候補者の要件」に改め、同条中「第6条に規定する」を「第6条の規定による」に改め、「候補者」の次に「の選定(次条において「候補者選定」という。)」を加え、「選定する」を「行う」に改め、同条第2号中「石橋会館」を「池田市立石橋会館(以下「石橋会館」という。)」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(候補者選定の結果の通知)

第4条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市立石橋会館指定管理者候補者選定結果通知書(様式第2号)によりその結果を通知するものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第5条 市長は、条例第6条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市立石橋会館指定管理者指定書(様式第3号)によりその旨を通知するものとする。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第2号(その1)とする。

(様式 略)

様式第2号(その1)の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

様式第3号を次のように改める。

(様式 略)

(池田市立くすのき学園条例施行規則の一部改正)

第5条 池田市立くすのき学園条例施行規則(昭和60年池田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「指定」を「指定管理者の指定」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「条例第6条の規定による指定管理者」に改め、「申請」の次に「(次項、第4条及び第5条において「指定申請」という。)」を加え、同条第2項中「条例第6条の規定による申請」を「指定申請」に改める。

第3条の見出し中「選定」を「候補者の要件」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に、「は、次の各号」を「の選定（次条において「候補者選定」という。）は、次」に、「選定する」を「行う」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（候補者選定の結果の通知）

第4条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市立くすのき学園指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第5条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市立くすのき学園指定管理者指定書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第2号（その1）とする。

（様式 略）

様式第2号（その1）の次に次の1様式を加える。

（様式 略）

様式第3号を次のように改める。

（様式 略）

（池田市営住宅条例施行規則の一部改正）

第6条 池田市営住宅条例施行規則（平成9年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「申請は」を「指定管理者の指定の申請（第5条及び第6条において「指定申請」という。）は」に改める。

第4条の見出し中「選定」を「要件」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に改め、「候補者」の次に「の選定（次条において「候補者選定」という。）」を加え、「選定する」を「行う」に改める。

第6条を削る。

第5条の見出し中「指定等」を「指定」に改め、同条第1項中「条例」を「市長は、条例」に、「池田市営住宅等指定管理者指定通知書（様式第2号）」を「その指定申請をしたものに対し、池田市営住宅等指定管理者指定書（様式第3号）」に改め、「」により「の次に「その旨を」を加え、同条第2項を削り、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（候補者選定の結果の通知）

第5条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市営住宅等指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第2号（その1）とする。

（様式 略）

様式第2号（その1）の次に次の1様式を加える。

（様式 略）

様式第3号を次のように改める。

（様式 略）

（池田市葬祭条例施行規則の一部改正）

第7条 池田市葬祭条例施行規則（昭和50年池田市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「指定」を「指定管理者の指定」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「条例第4条の規定による指定管理者」に改め、「申請」の次に「（次項、第4条及び第5条において「指定申請」という。）」を加え、同条第2項中「条例第4条の規定による申請」を「指定申請」に改める。

第3条の見出し中「選定」を「候補者の要件」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に、「は、次の各号」を「の選定（次条において「候補者選定」という。）は、次」に、「選定する」を「行う」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（候補者選定の結果の通知）

第4条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市立葬祭場指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第5条 市長は、条例第5条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市立葬祭場指定管理者指定書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第2号（その1）とする。

（様式 略）

様式第2号（その1）の次に次の1様式を加える。

（様式 略）

様式第3号を次のように改める。

（様式 略）

（池田市立桃園墓地使用条例施行規則の一部改正）

第8条 池田市立桃園墓地使用条例施行規則（昭和56年池田市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「指定」を「指定管理者の指定」に改め、同条第1項中「指定管理者の指定の申請は、市長が定める期間内に」を「条例第6条第1項の規定による公募に参加し指定管理者の指定を受けようとするものは、」に、「行わなければ」を「市長に申請しなければ」に改める。

第3条の見出し中「選定」を「候補者」に改め、同条中「指定管理者の候補者は、次の各号」を「前項の規定による選定（次条において「候補者選定」という。）は、次」に、「選定する」を「行う」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、指定管理者の候補者を前条第1項の規定による申請（次条及び第5条において「指定申請」という。）をしたものの中から選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

第4条及び第5条を次のように改める。

（候補者選定の結果の通知）

第4条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市立桃園墓地指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第5条 市長は、第3条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市立桃園墓地指定管理者指定書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第2号（その1）とする。

（様式 略）

様式第2号（その1）の次に次の1様式を加える。

（様式 略）

様式第3号を次のように改める。

（様式 略）

（五月山霊園使用条例施行規則の一部改正）

第9条 五月山霊園使用条例施行規則（昭和43年池田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「指定」を「指定管理者の指定」に改め、同条第1項中「指定管理者の指定の申請は、市長が定める期間内に」を「条例第5条第1項の規定による公募に参加し指定管理者の指定を受けようとするものは、」に、「行わなければ」を「市長に申請しなければ」に改める。

第3条の見出し中「選定」を「候補者」に改め、同条中「指定管理者の候補者は、次の各号」を「前項の規定による選定（次条において「候補者選定」という。）は、次」に、「選定する」を「行う」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、指定管理者の候補者を前条第1項の規定による申請（次条及び第5条において「指定申請」という。）をしたものの中から選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

第4条及び第5条を次のように改める。

（候補者選定の結果の通知）

第4条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、五月山霊園指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第5条 市長は、第3条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、五月山霊園指定管理者指定書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第2号（その1）とする。

（様式 略）

様式第2号（その1）の次に次の1様式を加える。

（様式 略）

様式第3号を次のように改める。

（様式 略）

（池田市官民連携まちなか広場条例施行規則の一部改正）

第10条 池田市官民連携まちなか広場条例施行規則（令和7年池田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「広場の」を「条例第6条の規定による」に改め、「申請」の次に「（次項、第5条及び第6条において「指定申請」という。）」を加え、同条第2項中「条例第6条の規定による申請」を「指定申請」に改める。

第4条の見出し中「選定」を「要件」に改め、同条中「第7条に規定する」を「第7条の規定による」に改め、「候補者」の次に「の選定（次条において「候補者選定」という。）」を加え、「選定する」を「行う」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（候補者選定の結果の通知）

第5条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市官民連携まちなか広場指定管理者候補者選定結果

通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第6条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市官民連携まちなか広場指定管理者指定書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第2号（その1）とする。

（様式 略）

様式第2号（その1）の次に次の1様式を加える。

（様式 略）

様式第3号を次のように改める。

（様式 略）

（池田市都市公園条例施行規則の一部改正）

第11条 池田市都市公園条例施行規則（昭和39年池田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「指定」を「指定管理者の指定」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「条例第18条の規定による指定管理者」に改め、「申請」の次に「（次項、第13条及び第14条において「指定申請」という。）」を加え、同条第2項中「条例第18条の規定による申請」を「指定申請」に改める。

第12条の見出し中「指定」を「候補者の要件」に改め、同条中「第19条に規定する」を「19条の規定による」に改め、「候補者」の次に「の選定（次条において「候補者選定」という。）」を加え、「選定する」を「行う」に改める。

第13条及び第14条を次のように改める。

（候補者選定の結果の通知）

第13条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、公園施設指定管理者候補者選定結果通知書（様式第12号）によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第14条 市長は、条例第19条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、公園施設指定管理者指定書（様式第13号）によりその旨を通知するものとする。

様式第12号を次のように改め、同様式を様式第12号（その1）とする。

（様式 略）

様式第12号（その1）の次に次の1様式を加える。

（様式 略）

様式第13号を次のように改める。

（様式 略）

（池田市都市公園運動施設条例施行規則の一部改正）

第12条 池田市都市公園運動施設条例施行規則（平成8年池田市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「指定」を「指定管理者の指定」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「条例第5条の規定による指定管理者」に改め、「申請」の次に「（次項、第4条及び第5条において「指定申請」という。）」を加え、同条第2項中「条例第5条の規定による申請」を「指定申請」に改める。

第3条の見出し中「指定」を「候補者の要件」に改め、同条中「第6条に規定する」を「第6条の規定による」に、「は、次の各号」を「の選定（次条において「候補者選定」という。）は、次」に、「選定する」を「行う」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（候補者選定の結果の通知）

第4条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、指定管理者候補者選定結果通知書によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第5条 市長は、条例第6条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、指定管理者指定書によりその旨を通知するものとする。

別表第5 指定管理者指定申請書の項中「・代表者氏名」を「代表者氏名」に改め、同項の次に次のように加える。

指定管理者候補者選定結果通知書（選定の場合）	指定管理者の候補者に選定したものの所在地・名称・代表者氏名、選定の理由
指定管理者候補者選定結果通知書（非選定の場合）	指定管理者の候補者に選定しなかったものの所在地・名称・代表者氏名、非選定の理由、不服申立てをすべき行政庁等の教示、取消訴訟の提起に関する事項の教示

別表第5 指定管理者指定書の項中「・代表者氏名」を「代表者氏名」に改め、同表指定管理者不指定通知書の項を削る。

（池田市民文化会館条例施行規則の一部改正）

第13条 池田市民文化会館条例施行規則（昭和49年池田市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「指定」を「指定管理者の指定」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「条例第5条の規定による指定管理

者」に改め、「申請」の次に「（次項、第4条及び第5条において「指定申請」という。）」を加え、同条第2項中「条例第5条の規定による申請」を「指定申請」に改める。

第3条の見出し中「選定」を「候補者の要件」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に、「は、次の各号」を「の選定（次条において「候補者選定」という。）は、次」に、「選定する」を「行う」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（候補者選定の結果の通知）

第4条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市民文化会館指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第5条 市長は、条例第6条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市民文化会館指定管理者指定書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第2号（その1）とする。

（様式 略）

様式第2号（その1）の次に次の1様式を加える。

（様式 略）

様式第3号を次のように改める。

（様式 略）

（池田市立カルチャープラザ条例施行規則の一部改正）

第14条 池田市立カルチャープラザ条例施行規則（平成21年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「指定」を「指定管理者の指定」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「条例第5条の規定による指定管理者」に改め、「申請」の次に「（次項、第4条及び第5条において「指定申請」という。）」を加え、同条第2項中「条例第5条の規定による申請」を「指定申請」に改める。

第3条の見出し中「選定」を「候補者の要件」に改め、同条中「第6条に規定する」を「第6条の規定による」に改め、「候補者」の次に「の選定（次条において「候補者選定」という。）」を加え、「選定する」を「行う」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（候補者選定の結果の通知）

第4条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市立カルチャープラザ指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第5条 市長は、条例第6条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市立カルチャープラザ指定管理者指定書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第2号（その1）とする。

（様式 略）

様式第2号（その1）の次に次の1様式を加える。

（様式 略）

様式第3号を次のように改める。

（様式 略）

（池田市立ギャラリー条例施行規則の一部改正）

第15条 池田市立ギャラリー条例施行規則（昭和61年池田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「指定」を「指定管理者の指定」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「条例第6条の規定による指定管理者」に改め、「申請」の次に「（次項、第4条及び第5条において「指定申請」という。）」を加え、同条第2項中「条例第6条の規定による申請」を「指定申請」に改める。

第3条の見出し中「選定」を「候補者の要件」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に、「は、次の各号」を「の選定（次条において「候補者選定」という。）は、次」に、「選定する」を「行う」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（候補者選定の結果の通知）

第4条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、指定管理者候補者選定結果通知書によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第5条 条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、指定管理者指定書によりその旨を通知するものとする。

別表指定管理者指定申請書の項中「、代表者氏名」を「・代表者氏名」に改め、同項の次に次のように加える。

指定管理者候補者選定結果通知書（選定の場合）	指定管理者の候補者に選定したものの所在地・名称・代表者氏名、選定の理由
------------------------	-------------------------------------

指定管理者候補者選定結果通知書（非選定の場合）	指定管理者の候補者に選定しなかったものの所在地・名称・代表者氏名、非選定の理由、不服申立てをすべき行政庁等の教示、取消訴訟の提起に関する事項の教示
-------------------------	---

別表指定管理者指定書の項中「・代表者氏名」を「・代表者氏名」に改め、同表指定管理者不指定通知書の項を削る。
 （池田市立上方落語資料展示館条例施行規則の一部改正）

第16条 池田市立上方落語資料展示館条例施行規則（平成19年池田市規則第29号）の一部を次のように改正する。
 第2条中「申請は」を「指定管理者の指定の申請（第4条及び第5条において「指定申請」という。）は」に改める。
 第3条の見出し中「選定」を「候補者の要件」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に改め、「候補者」の次に「の選定（次条において「候補者選定」という。）」を加え、「選定する」を「行う」に改める。
 第4条及び第5条を次のように改める。

（候補者選定の結果の通知）

第4条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市立上方落語資料展示館指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第5条 市長は、条例第8条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市立上方落語資料展示館指定管理者指定書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第2号（その1）とする。

（様式 略）

様式第2号（その1）の次に次の1様式を加える。

（様式 略）

様式第3号を次のように改める。

（様式 略）

（池田市立3R推進センター条例施行規則の一部改正）

第17条 池田市立3R推進センター条例施行規則（平成21年池田市規則第24号）の一部を次のように改正する。
 第2条中「申請」を「指定管理者の指定の申請（第4条及び第5条において「指定申請」という。）」に改める。
 第3条の見出し中「選定」を「候補者の要件」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に改め、「候補者」の次に「の選定（次条において「候補者選定」という。）」を加え、「選定する」を「行う」に改める。
 第4条及び第5条を次のように改める。

（候補者選定の結果の通知）

第4条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市立3R推進センター指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第5条 市長は、条例第9条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市立3R推進センター指定管理者指定書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第2号（その1）とする。

（様式 略）

様式第2号（その1）の次に次の1様式を加える。

（様式 略）

様式第3号を次のように改める。

（様式 略）

（共同利用施設条例施行規則の一部改正）

第18条 共同利用施設条例施行規則（平成16年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。
 第2条の見出し中「指定」を「指定管理者の指定」に改め、同条中「の申請」の次に「（第4条及び第5条において「指定申請」という。）」を加える。
 第3条の見出し中「選定」を「候補者の要件」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に、「は、次の各号」を「の選定（次条において「候補者選定」という。）は、次」に、「選定する」を「行う」に改める。
 第4条及び第5条を次のように改める。

（候補者選定の結果の通知）

第4条 市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、指定管理者候補者選定結果通知書によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第5条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、指定管理者指定書によりその旨を通知するものとする。

別表指定管理者指定申請書の項中「・名称、」を「・名称及び」に改め、同項の次に次のように加える。

指定管理者候補者選定結果通知書（選定の場合）	指定管理者の候補者に選定したものの所在地、名称及び代表者名、選定の理由
指定管理者候補者選定結果通知書（非選定の場合）	指定管理者の候補者に選定しなかったものの所在地、名称及び代表者名、非選定の理由、不服申立てをすべき行政庁等の教示、取消訴訟の提起に関する事項の教示

別表指定管理者指定書の項中「・名称、」を「、名称及び」に改め、同表指定管理者不指定通知書の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第32号

池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

池田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第1条の2）

第2章 妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付

第1節 妊婦給付認定等（第1条の2の2—第1条の5）

第2節 教育・保育給付認定等（第2条—第11条）

第3節 施設等利用給付認定等（第12条—第18条）

第4節 乳児等支援給付認定等（第18条の2—第18条の5）

第3章 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者

第1節 特定教育・保育施設（第19条—第24条）

第2節 特定地域型保育事業者（第25条—第30条）

第3節 特定乳児等通園支援事業者（第30条の2—第30条の7）

第4節 業務管理体制の整備等（第31条）

第4章 特定子ども・子育て支援提供者（第32条—第35条）

第5章 地域子ども・子育て支援事業（第36条・第37条）

第6章 補則（第38条）

附則

第1章 総則

第1条の2の次に次の章名及び節名を付する。

第2章 妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付

第1節 妊婦給付認定等

第1条の5の次に次の節名を付する。

第2節 教育・保育給付認定等

第11条の次に次の節名を付する。

第3節 施設等利用給付認定等

第18条の次に次の節名、4条、章名及び節名を加える。

第4節 乳児等支援給付認定等

（乳児等支援給付認定の申請等）

第18条の2 府令第28条の2第1項の申請書は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第16号の2）とする。

2 法第30条の15第3項の乳児等支援支給認定証は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（様式第16号の3）とする。

3 市長は、法第30条の15第1項の規定による乳児等支援給付認定の申請に対して却下することを決定したときは、乳児等支援給付認定申請却下通知書（様式第16号の4）により当該申請をした者に通知するものとする。

（乳児等支援給付認定の取消し）

第18条の3 府令第28条の25第1項の書面は、乳児等支援給付認定取消通知書（様式第16号の5）とする。

（乳児等支援給付認定の変更の届出）

第18条の4 府令第28条の26第1項の届書は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書（様式第16号の6）とする。

（乳児等支援支給認定証の再交付）

第18条の5 府令第28条の27第2項の申請書は、乳児等支援支給認定証再交付申請書（様式第16号の7）とする。

第3章 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者

第1節 特定教育・保育施設

第19条第2項中「この項、次条第2項、第23条及び第24条」を「この節」に改める。

第24条の次に次の節名を付する。

第2節 特定地域型保育事業者

第25条第2項中「この項、次条第2項、第29条及び第30条」を「この節」に改める。

第30条の次に次の節名を付する。

第3節 特定乳児等通園支援事業者

第30条の2第2項中「この項及び次条第2項、第30条の6及び第30条の7」を「この節」に改める。

第30条の7の次に次の節名を付する。

第4節 業務管理体制の整備等

第31条の次に次の章名を付する。

第4章 特定子ども・子育て支援提供者

第32条第2項中「この項、第34条及び第35条」を「この章」に改める。

第35条の次に次の章名を付する。

第5章 地域子ども・子育て支援事業

第37条の次に次の章名を付する。

第6章 補則

第38条の見出しを削る。

様式第16号の次に次の6様式を加える。

（様式 略）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第33号

池田市道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則

池田市道路占用料条例施行規則（昭和60年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「により、市長に申請しなければ」を「を市長に提出しなければ」に改める。

第3条中「第4条の規定による」を「第4条ただし書の規定により」に、「により市長に請求しなければ」を「を市長に提出しなければ」に改め、同条ただし書中「道路法」の次に「（昭和27年法律第180号）」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

条例第5条の規定により占用料を減免する場合及びその割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 国又は地方公共団体が主催し、共催し、又は後援する事業の実施に係る場合 10割

(2) 道路の占用に係る物件が次に掲げるものに該当する場合 10割

ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び当該鉄道が道路と交差するために設置するもの

イ 街灯及びその設置のために必要なもの

ウ 電気事業者又は電気通信事業者が設ける架空の各戸引込電線

エ ガス、電気、水道又は下水道の各戸引込地下埋設管

オ かんがい排水施設その他農業用地の保全上及び利用上必要な施設

カ 道路に出入りするのために必要な通路橋、溝蓋その他これらに類するもの

キ 営利目的でなく、かつ、交通安全、道路の美化又は公衆の利便に著しく寄与する物件及びこれらの設置のために必要なもの

(3) 道路の占用に係る物件が街灯、カーブミラー、道路標識、交通信号等を無償で添加している電柱及び電話柱である場合 5割

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長が定める割合

第4条第2項中「により市長に申請しなければ」を「を市長に提出しなければ」に改める。

様式第1号中「第2条第1項」を「第2条」に改める。

様式第2号中「第2条第2項」を「第2条」に改める。

様式第4号中「第4条第2項」を「第4条」に改める。

様式第5号中「第4条第3項」を「第4条」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市都市公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第34号

池田市都市公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則

池田市都市公園運動施設条例施行規則（平成8年池田市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「個人が」を削り、「使用券又は条例別表第1に規定する定期券による」を「トレーニングルーム又はプールの」に改め、「ときは、」の次に「市長が」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を、「使用許可申請書兼同意書」の次に「による申請」を加え、「別表第3」を「別表第3」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定によるオーパスによる申請に関し必要な事項は、市長が別に定める。

4 五月山体育館のアリーナ、テニスコート及び猪名川運動場の使用の許可の申請にあつては、市長が別に定めるところにより、市又は教育委員会による使用のほか、市民の地域交流又は文化若しくはスポーツの振興を目的とする事業その他の活動の実施に係る団体による使用であつて優先して会場を確保する必要があると認めるものについて、調整を行い、第2項に規定する期間に先行して第1項の規定による使用許可申請書兼同意書による申請を受け付けることができる。

第9条第1項中「前条の」の次に「規定による」を加え、同条第2項中「前条の」の次に「規定により」を加え、同項後段及び同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「個人の定期券による」を削り、「の使用」を「のトレーニングルーム又はプールの定期券による使用」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「については、オーパスに申請内容の許可又は不許可の決定を記載することによって、使用許可書兼領収書又は使用不許可通知書の交付にかえるものとする」を「に対し使用の許可又は不許可を決定したときは、オーパスに記載する方法によりその旨を通知する」に改め、同項を同条第5項とする。

第10条中「から第4項まで及び第6項」を「第3項及び第5項」に改め、「使用券」を削る。

第11条中「第6項」を「第5項」に、「使用許可申請書兼同意書」を「その使用」に、「提出し、その許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

第12条第1項中「使用許可書兼領収書」の次に「（五月山体育館のトレーニングルーム又はプールの定期券による使用の場合にあつては、五月山体育館定期使用許可書兼領収書）」を加える。

第15条第1項中「により運動施設又は付属設備等に係る」を「による」に、「を還付する場合及びその額」を「の還付」に、「掲げる額とする」を「定める額について行う」に改め、同項ただし書中「又は第3号に掲げる」を「及び第3号に定める」に改め、同項第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) その使用に係る運動施設又は付属設備等を供用することができなかつた場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。） 当該使用できなかつた運動施設又は付属設備等の使用に係る使用料の全額
- (2) 五月山体育館のトレーニングルーム又はプールの定期券（プール使用権付きのトレーニングルームの定期券を除く。）による使用の場合において、定期券による使用に係る月（以下この項において「定期券使用月」という。）におけるその使用に係るトレーニングルーム又はプールの供用日が7日に満たないとき 使用料の額を定期券使用月の日数（別表第1に定める五月山体育館の休業日（以下この項において「五月山体育館休館日」という。）の数を除く。）で除して得た額（次号において「1日当たりの定期券使用料の額」という。）に、その使用に係るトレーニングルーム又はプールの定期券使用月における供用日以外の日（五月山体育館休館日を除く。）の数を乗じて得た額
- (3) 五月山体育館のトレーニングルームのプール使用権付きの定期券による使用の場合において、定期券使用月におけるトレーニングルームの供用日又はプールの供用日が7日に満たないとき 1日当たりの定期券使用料の額に2分の1を乗じて得た額に、その供用日が7日に満たないトレーニングルーム又はプールの定期券使用月における供用日以外の日（五月山体育館休館日の数を除く。）の数（定期券使用月においてトレーニングルームの供用日及びプールの供用日のいずれも7日に満たない場合にあつては、トレーニングルーム及びプールのそれぞれの定期券使用月における供用日以外の日（五月山体育館休館日を除く。）の合計数）を乗じて得た額
- (4) その使用の日前3日までに指定管理者に対し使用変更願が提出され、使用料の額に減少が生じた場合 当該減少により生じた使用料の差額
- (5) その使用の日前3日までに指定管理者に対し使用取消願が提出された場合（次号に掲げる場合を除く。） 使用料の5割に相当する額（付属設備等の使用に係る使用料にあつては、使用料の全額）

第15条第1項第6号を削り、同項第7号中「定期券により五月山体育館を使用しようとする使用者が、指定管理者に対し、使用

しようとする月の前月末日」を「五月山体育館のトレーニングルーム又はプールの定期券による使用の場合において、定期券使用月の前月の末日」に、「五月山体育館定期使用許可書兼領収書を提出し、使用しない旨を申し出た場合」を「指定管理者に対し使用取消願の提出があったとき」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「使用者が、」を削り、同号を同項第7号とする。

第18条を削り、第19条を第18条とする。

第20条中「別表第5」を「別表第4」に改め、同条を第19条とし、第21条を第20条とする。

別表第1五月山体育館の項中「1月3日から12月30日」を「1月5日から12月27日」に、「12月31日、1月1日及び2日並びに」を「12月28日から翌年の1月4日まで及び」に改め、同表テニスコートの項を次のように改める。

テニスコート	4月1日から11月30日まで	月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	午前9時から午後9時まで	12月28日から翌年の1月4日まで
		土曜日、日曜日及び休日	午前8時から午後9時まで	
	12月1日から翌年の3月31日まで(12月28日から翌年の1月4日までを除く。)	午前9時から午後9時まで		

別表第4を削る。

別表第5中「第20条」を「第19条」に改め、同表を別表第4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市葬祭条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第35号

池田市葬祭条例施行規則等の一部を改正する規則

(池田市葬祭条例施行規則の一部改正)

第1条 池田市葬祭条例施行規則(昭和50年池田市規則第56号)の一部を次のように改正する。

第7条中「規定する」の次に「走行距離等に応じ」を、「利用料金」の次に「の上限額」を加える。

別表中「の利用料金」の次に「の上限額」を加え、同表基本額の部中「9,400円」を「11,300円」に改め、同表加算額の部中「2,600円」を「3,100円」に、「4,700円」を「5,600円」に、「7,700円」を「9,200円」に、「10,700円」を「12,800円」に、「13,700円」を「16,400円」に、「37,200円」を「44,600円」に、「129,600円」を「155,500円」に、「1,100円」を「1,300円」に、「2,000円」を「2,400円」に改め、「をいう。」を削り、「2,200円」を「2,600円」に改め、同表備考1中「額」を「上限額」に改める。

(池田市都市公園運動施設条例施行規則の一部改正)

第2条 池田市都市公園運動施設条例施行規則(平成8年池田市規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表第2のアの表アリーナの部体操器具の款全種目一式の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同款1種目一式の項中「500円」を「600円」に改め、同部柔道畳の項を削り、同部ダンス用床の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同部バスケットボール用具(ボールを除く。)の項中「500円」を「600円」に改め、同部バレーボール用具(ボールを除く。)の項中「300円」を「360円」に改め、同部ソフトバレーボール用具(ボールを除く。)の項及び市民ボール用具(ボールを除く。)の項中「200円」を「240円」に改め、同部ハンドボール用具(ボールを除く。)の項及びフットサル用具(ボールを除く。)の項中「300円」を「360円」に改め、同部卓球用具(ラケット及びボールを除く。)の項及びバドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)の項中「200円」を「240円」に改め、同部得点表示板の項及び電光得点表示盤の項中「300円」を「360円」に改め、同部ストップウォッチの項中「50円」を「60円」に改め、同部フロアシートの款全面の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同款2分の1面の項中「1,000円」を「1,200円」に改め、同款3分の1面の項中「700円」を「840円」に改め、同部長机の款中「200円」を「240円」に改め、同部椅子の款中「100円」を「120円」に改め、同部吊りもの器具の項中「400円」を「480円」に改め、同部放送音響器具の項中「500円」を「600円」に改め、同部ピンスポットライトの項及び特殊電源の項中「200円」を「240円」に改め、同部冷房設備の項中「3,000円」を「3,600円」に改め、同部暖房設備の項中「5,000円」を「6,000円」に改め、同表多目的室の部放送音響器具の項中「100円」を「120円」に改め、同部冷房設備の項中「600円」を「720円」に改

め、同部暖房設備の項中「1,000円」を「1,200円」に改め、同表会議室の部放送音響器具の項中「70円」を「90円」に改め、同部鏡の項中「200円」を「240円」に改め、同部冷房設備の項中「150円」を「180円」に改め、同部暖房設備の項中「250円」を「300円」に改め、同表その他の部貸しロッカーの項中「6,000円」を「7,200円」に改める。

(池田市民文化会館条例施行規則の一部改正)

第3条 池田市民文化会館条例施行規則(昭和49年池田市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「(利用料金及び実費負担)」に改め、同条中「規定する」の次に「規則で定める」を、「利用料金」の次に「の上限額」を加え、「別表第1及び別表第2」を「別表」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 大ホール又は小ホールの使用において指定管理者が必要と認める場合は、指定管理者が照明設備及び音響設備の操作に関する業務を行い、指定管理者は、利用料金とは別に、その実施に要した費用を使用者から徴収することができる。
- 3 グランドピアノ又はピアノの使用において調律を希望される場合は、指定管理者が調律を行い、指定管理者は、その実施に要した費用を使用者から徴収するものとする。
- 4 レコーディングスタジオ又は録音室の使用においてレコーディングが行われる場合は、指定管理者がレコーディングエンジニアの業務を行い、指定管理者は、利用料金とは別に、その実施に要した費用を使用者から徴収するものとする。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表(第13条関係)

附属設備の利用料金の上限額

		種別		区分使用		
				円	円	
大ホール	舞台関係	所作台	1式	21,100	25,000	
		平台	1式	10,500	13,200	
		松竹羽目	1式	5,280	6,070	
		金屏風	1双	6,600	8,180	
		指揮台(譜面台付き)	1式	920	1,180	
		楽団用譜面台A	1台	210	260	
		楽団用譜面台B	1台	310	390	
		緋毛仙	1式	1,320	1,710	
		長布団	1枚	390	520	
		上敷	1式	1,840	2,240	
		プログラムスタンド	1台	390	520	
		ケ込	1式	1,710	2,240	
		舞台前階段	1台	390	520	
		舞台用高台足	1台	520	660	
		舞台用階段	1式	790	920	
		音響反射板	1式	11,800	15,800	
		オーケストラピット	全部	16,500	21,100	
		オーケストラピット	3分の1	7,920	10,500	
		照明関係	花道フットライト(60W)	2列(80灯)	2,900	3,560
			フットライト(60W)	1列(76灯)	2,900	3,560
	第1サスペンションライト(1KW)		1列(10台)	5,800	7,260	
	第2サスペンションライト(1KW)		1列(10台)	5,800	7,260	
	第3サスペンションライト(1KW)		1列(10台)	5,800	7,260	
	第4サスペンションライト(1KW)		1列(10台)	5,800	7,260	

		第5サスペンションライト (1KW)	1列 (10台)	5,800	7,260
		第1プロセニアムサスペンションライト (1KW)	1列 (10台)	5,280	7,260
		第2プロセニアムサスペンションライト (1KW)	1列 (10台)	5,280	7,260
		フロントサイドスポットライト (1KWハロゲンスポット)	1式 (24灯)	29,000	35,600
		シーリングライト (1KWハロゲンスポット)	1式 (30灯)	15,800	19,800
		ギャラリースポットライト (1KWレンズスポット)	1台	1,320	1,580
		トーマンタルタワーライト (1KWレンズスポットライト)	1組 (6台)	3,160	3,960
		アッパーホリゾンライト (500Wハロゲンランプ)	1式 (15灯)	5,540	6,860
		ローアホリゾンライト (300Wハロゲンランプ)	1式 (24灯)	7,120	8,710
		センタースポットライト (2KWクセノンピンスポットライト)	1台	7,920	9,900
		反射板照明器具 (500Wハロゲンランプ)	1式 (30灯)	10,500	13,200
		フットスポットライト	1台	1,320	1,710
	音響関係	コンデンサーマイクロホン	1本	2,370	2,900
		ダイナミックマイクロホン	1本	2,370	2,900
		超指向性マイクロホン	1本	2,370	2,900
		ワイヤレスマイクロホン (電池付き)	1本	3,160	3,960
		エレベーターマイク装置 (コンデンサーマイクロホン1本付き)	1本	4,090	5,280
		スピーカー (ステージ用)	1組	3,960	5,010
	映写関係	スクリーン	1式	6,600	8,180
	その他	グランドピアノ (ヤマハCF)	1台	19,800	19,800
		グランドピアノ (スタインウェイD274型)	1台	46,200	46,200
		グランドピアノ (ベーゼンドルファー290型)	1台	46,200	46,200
		演台	1台	2,370	2,900
		浴室	1室	3,960	5,010
小ホール	照明関係	フットライト (60W)	1列 (36灯)	1,710	2,110
		第1ボーダーライト (100W)	1列 (36灯)	1,980	2,500
		第2ボーダーライト (100W)	1列 (36灯)	1,980	2,500
		第1サスペンションライト (5	1列 (19	5,010	6,330

		00W)	台)		
		第2サスペンションライト (500W)	1列 (19台)	5,010	6,330
		アッパー水平ライト (150W)	1列 (39灯)	2,640	3,300
		ロー水平ライト (150W)	1列 (36灯)	3,300	4,220
		フロントサイドスポットライト (500W)	1式 (12台)	4,480	5,540
		シーリングライト (500W)	1式 (12台)	4,480	5,540
		フォロー用スポットライト	1台	5,280	6,600
	音響関係	コンデンサーマイクロホン	1本	2,370	2,900
		ダイナミックマイクロホン	1本	1,840	2,240
		ワイヤレスマイクロホン (電池付き)	1本	3,160	3,960
	映写関係	スクリーン	1式	2,640	3,300
	その他	グランドピアノ (ヤマハCF3)	1台	13,200	13,200
		演台	1台	790	920
ホール共通	照明関係	ストリップライトA (60W)	1台 (8灯)	1,180	1,450
		ストリップライトB (60W)	1台 (4灯)	920	1,180
		スポットライトA (1.5KWフレネルスポット)	1台	2,370	2,900
		スポットライトB (1KWフレネルスポット)	1台	1,320	1,710
		スポットライトC (500Wフレネルスポット)	1台	1,050	1,320
		スポットライトD (500Wベイススポット)	1台	920	1,180
		オーバーヘッドプロジェクター (照明用)	1台	4,220	5,280
	音響関係	スピーカー (ハネ返り用)	1組	2,640	3,300
		スピーカー (可搬型)	1組	2,640	3,300
	その他	効果器具A	1台	2,500	3,160
		効果器具B	1台	1,450	1,710
		リプルマシン	1台	790	920
		芯無しマシン	1台	2,640	4,350
		ミラーボール	1台	1,840	2,110
		舞台装飾幕	1式	17,100	22,400
		移動黒板	1台	1,320	1,580
		切符もぎり台	1台	920	1,180
		楽団用丸イス	1台	180	230
		番号スタンド	1台	520	600
コンベンションルーム	照明関係	スポットライト	1式	7,390	9,240
	音響関係	ダイナミックマイクロホン	1本	1,320	1,710

		ワイヤレスマイクロホン（電池付き）	1本	1,320	1,710
	その他	ピアノ（アトラスアップライト）	1台	3,960	3,960
		照明付き壁面展示スペース（中2階～2階）	—	2,770	3,430
イベントスペース	音響関係	ダイナミックマイクロホン	1本	1,710	2,240
		ワイヤレスマイクロホン（電池付き）	1本	3,160	3,960
	その他	ピアノ（ヤマハC6）	1台	6,600	6,600
会議室	その他	照明付き壁面展示スペース（1階～中2階）	—	2,770	3,430
全施設共通	その他	パイプ椅子	1脚	130	180
		テーブル	1台	390	470
		姿身	1台	390	440
		電源（使用者の持込みに係る電気器具を使用し、その合計定格消費電力が2KWを超える場合）	合計定格消費電力2KWを超え1KWまでごと	520	660

備考

- 1 上表において「区分使用」とは、条列別表の(1)の表に定める使用区分（午前9時から午後10時までの使用区分を除く。）1区分による使用をいい、「全日使用」とは、同表に定める午前9時から午後10時までの使用区分による使用をいう。
- 2 照明付き壁面展示スペース（中2階～2階）は、コンベンションルームを使用する場合において、その使用中に限り使用することができる。
- 3 照明付き壁面展示スペース（1階～中2階）は、全ての会議室を使用する場合において、その使用中に限り使用することができる。
- 4 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合に係る利用料金の上限額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第4項の規定 令和8年10月1日
 - (2) 次項の規定 令和9年3月13日
 - (3) 第2条及び第3条並びに附則第3項の規定 令和9年4月1日
（池田市都市公園運動施設条例施行規則の一部改正に伴う準備行為）
- 2 市長は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日（以下「第3号施行日」という。）以後における五月山体育館の付属設備及び備品の使用に係る使用料について、第3号施行日前においても、第2条の規定による改正後の池田市都市公園運動施設条例施行規則別表第2に規定する使用料の額の例により徴収することができる。
（池田市都市公園運動施設条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第3号施行日前における五月山体育館の付属設備及び備品の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。
（池田市民文化会館条例施行規則の一部改正に伴う準備行為）
- 4 池田市民文化会館の指定管理者は、第3号施行日以後における池田市民文化会館の附属設備の使用に係る利用料金について、第3号施行日前においても、第3条の規定による改正後の池田市民文化会館条例施行規則別表に規定する利用料金の上限額の例によりその額を定め、これを徴収することができる。

池田市駅前広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第36号

池田市駅前広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市駅前広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別図を次のように改める。

(別図 略)

様式第1号中「池田市長

様」を「(宛先)池田市長」に、「第11条」を「第11条第2項」に改める。

様式第2号中「池田市長

様」を「(宛先)池田市長」に、「池 発」を「池 発」に、「既許可書」を

「許可書」に改める。

様式第3号中「池田市長

様」を「(宛先)池田市長」に、「第11条」を「第11条第2項」に、「池

発」を「池 発」に、「既許可書」を「許可書」に改める。

様式第4号から様式第6号までを次のように改める。

(様式 略)

様式第7号中「池田市長

様」を「(宛先)池田市長」に、「池 発」を「池 発」に改める。

様式第8号を次のように改める。

(様式 略)

様式第9号中「池田市長

様」を「(宛先)池田市長」に、「池 発」を「池 発」に、「既許可書」を

「許可書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別図の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に同日以後の日を含む期間における池田市駅前広場の使用についてこの規則による改正後の様式第4号に規定する様式により交付した許可書は、この規則による改正後の様式第4号に規定する様式により交付したものとみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている書類は、この規則による改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出された書類とみなす。

4 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第37号

池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成19年池田市規則第22号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部第2号中「85,490円」を「90,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の部第2号中「42,700円」を「45,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

訓 令

広報いけだ取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

庁中一般

令和8年1月8日

池田市長 瀧澤 智子

池田市訓令第1号

広報いけだ取扱規程を廃止する訓令

広報いけだ取扱規程(昭和28年池田市規程第14号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

池田市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般

令和8年3月23日

池田市長 瀧澤 智子

池田市訓令第2号

池田市文書取扱規程の一部を改正する訓令

池田市文書取扱規程（令和6年池田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「もの」の次に「（グループウェアを除く。）」を加え、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) グループウェア 市内部における効率的な情報の伝達及び共有、業務の管理等を行うための機能を統合的に有する情報システムであって、行政管理課が所管するもの（文書の決裁、保存及び廃棄の事務処理を電子的方式により行うための業務アプリケーションであって、業務アプリケーション作成機能により行政管理課が作成したものの部分に限る。）をいう。

第10条第1項第1号中「処理する」を「起案する」に改め、同項第3号中「から出力した」を「の出力に係る」に、「準ずる様式で」を「準じて」に、「ものによる用紙により処理する」を「起案用紙を用いて起案する」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「のため、」を「（前号の事案を除く。）について」に、「により処理する」を「を用いて起案する」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 文書管理者が指定する庶務一般の事案についてグループウェアを用いて起案する場合

第10条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号の規定による起案（以下「グループウェアによる起案」という。）をするときは、グループウェアにおいて、件名、起案日、文書分類、保存年限等の必要な事項と併せて事案の処理案を登録しなければならない。

第13条第1項中「文書管理システムによる起案に係る起案文書」を「起案文書（第10条第1項第1号、第3号又は第4号の規定による起案に係るものを除く。第18条第1項において同じ。）」に改め、「文書管理システム」の次に「（グループウェアによる起案により決裁を得た場合にあつては、グループウェア）」を加え、同条第2項中「第10条第1項第3号」の次に「若しくは第4号」を加える。

第15条中「文書の施行は」を「文書（紙による起案に係るものを除く。）の施行は」に改め、「文書管理システム」の次に「（グループウェアによる起案に係る文書の施行にあつては、グループウェア）」を加え、「施行日等の必要な事項」を「施行日」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 外部に発送する文書（文書管理システムによる起案に係るものに限る。）のうち識別を必要とするものには、第10条第2項第1号の規定により文書管理システムにおいて登録した文書番号を付さなければならない。ただし、他の識別の方法があるものにあつては、この限りでない。

第20条第4号中「特別な方法による保存が必要な文書その他の」を「グループウェアによる起案に係る完結文書その他」に、「困難な文書」を「困難な完結文書」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

業務改善提案等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般

令和8年3月23日

池田市長 瀧澤 智子

池田市訓令第3号

業務改善提案等に関する規程等の一部を改正する訓令

（業務改善提案等に関する規程の一部改正）

第1条 業務改善提案等に関する規程（昭和36年池田市規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。

第6条第2項中「総務部」を「総合政策部」に改め、同条第3項中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。

第8条第4項中「総務部」を「総合政策部」に改める。

第15条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 総務部長

第15条第7項中「総務部」を「総合政策部」に改める。

(池田市庁舎防火・防災管理規程の一部改正)

第2条 池田市庁舎防火・防災管理規程(平成22年池田市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表地階の項中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同表2階の項中「、納税課長」を削り、「債権回収センター所長又は福祉部」を「収納債権管理課長又は健康福祉部」に改め、同表3階の項中「若しくは総務部」を削り、同表4階の項中「又は子ども・健康部」を「、健康福祉部又はこども未来部」に改め、同表6階の項中「まちづくり環境部又は」を削り、同表7階の項中「市民活動部」を「総合政策部若しくは市民活動部」に改める。

(庁用自動車の管理及び運用に関する規程の一部改正)

第3条 庁用自動車の管理及び運用に関する規程(令和4年池田市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び様式第4号中「総務部人事課長」を「総合政策部人事課長」に改める。

(池田市財産評価審査会規程の一部改正)

第4条 池田市財産評価審査会規程(昭和51年池田市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、まちづくり環境部長」を削る。

(池田市福祉貸付資金管理規程の一部改正)

第5条 池田市福祉貸付資金管理規程(昭和52年池田市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。

(池田市一般廃棄物処理業審査会規程の一部改正)

第6条 池田市一般廃棄物処理業審査会規程(平成10年池田市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中「まちづくり環境部」を「市民活動部」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

市 議 会

池田市議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市議会議長 中 田 正 紀

池田市議会議規則第1号

池田市議会議規則の一部を改正する規則

池田市議会議規則(平成9年池田市議会議規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1条～第13条」を「第1条―第13条」に、「第14条～第19条」を「第14条―第19条」に、「第20条～第23条」を「第20条―第23条」に、「第24条～第33条」を「第24条―第33条」に、「第34条～第47条」を「第34条―第47条」に、「第48条～第49条」を「第48条・第49条」に、「第50条～第64条」を「第50条―第64条」に、「第65条～第75条」を「第65条―第75条」に、「公聴会、参考人(第76条～第82条)」を「公聴会及び参考人(第76条―第82条)」に、「第83条～第87条」を「第83条―第87条」に、「第88条～第92条」を「第88条―第92条」に、「第93条～第108条」を「第93条―第108条」に、「第111条～第119条」を「第111条―第119条」に、「第120条～第126条」を「第120条―第126条」に、「第127条～第133条」を「第127条―第133条」に、「第134条～第138条」を「第134条―第138条」に、「第139条～第145条」を「第139条―第145条」に、「第146条～第152条」を「第146条―第152条」に、「第155条」を「第154条の2―第155条」に改める。

第3条第3項中「ときは、」の次に「討論を用いないで」を加え、「はかり」を「諮って」に改める。

第9条第1項ただし書を削り、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条第1項及び第2項中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「法令に定めがある場合のほか、」を削り、「同一会期中」を「同一会期中は、」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条本文中「決める」を「決定する」に改め、同条ただし書中「はかつて決める」を「諮って決定する」に改める。

第19条第1項中「承認」を「許可」に、「要する」を「得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条の見出しを「（議事日程の作成及び配布）」に改め、同条ただし書中「急施を要する場合」を「やむを得ないとき」に改める。

第21条の見出しを「（議事日程の順序変更又は追加）」に改め、同条中「はかり」を「諮って」に改める。

第23条の見出しを「（議事日程の終了及び延会）」に改め、同条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第26条中「（選挙の宣告）」を削る。

第28条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第29条中「その宣告があった後は、投票することができない。」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の宣告があった後は、投票することができない。

第30条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第32条及び第35条ただし書中「はかつて決める」を「諮って決定する」に改める。

第37条第1項中「（請願の委員会付託）」を削り、「聞き」を「聴き」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条の見出しを「（委員長及び少数意見の報告）」に改め、同条第1項中「ついで」を「次いで」に改め、同条第2項中「決める」を「決定する」に改める。

第44条第2項中「終わることができない」を「終わらなかつた」に改め、同条第3項中「審査」を「審査又は調査」に改め、「（付託事件を議題とする時期）」を削る。

第45条中「ときは」を「と認めるときは」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

第56条第2項及び第59条第4項中「はかつて決める」を「諮って決定する」に改める。

第63条中「（質疑の回数）」を「及び第59条」に改める。

第64条中「質問」を「質疑及び質問」に、「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第65条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第68条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第69条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「決める」を「決定する」に改める。

第72条中「第26条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票箱の閉鎖）」を「第26条から第29条まで」に、「第30条（開票及び投票の効力）」を「第30条第1項から第3項まで」に、「第31条（選挙結果の報告）第1項」を「第31条第1項」に改め、「（選挙に関する疑義）」及び「（選挙関係書類の保存）」を削る。

第74条第1項中「はかる」を「諮る」に改め、同条第2項中「異議がない」を「議長は、問題について異議がない」に改め、「議長は」を削り、同項ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第75条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて決める」を「諮って決定する」に改め、同条第3項中「とる」を「採る」に改める。

第1章第9節の節名を次のように改める。

第9節 公聴会及び参考人

第82条第2項中「（公述人の発言）」及び「（代理人又は文書による意見の陳述）」を削る。

第83条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条第2項中「録音機によって録音する」を「録音その他の議長が適当と認める方法によって記録する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（会議録の配布）

第83条の2 会議録は、議員及び関係者に配布する。

第84条中「会議録には」を「前条の会議録には」に、「議事又は」を「議事並びに」に改め、「（発言の取消し又は訂正）」を削る。

第86条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第94条ただし書中「はかつて決める」を「諮って決定する」に改める。

第97条本文中「決める」を「決定する」に改め、同条ただし書中「はかつて決める」を「諮って決定する」に改める。

第98条中「承認を要する」を「許可を得なければならぬ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならぬ。

第114条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に、「決める」を「決定する」に改める。

第117条第4項中「はかつて決める」を「諮って決定する」に改める。

第120条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第123条中「委員長が」を「委員長は、」に、「とろう」を「採ろう」に改める。

第125条第1項中「はかる」を「諮る」に改め、同条第2項本文中「異議が」を「前項の場合において、異議が」に改め、同項ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第126条第1項中「定める。」の次に「この場合において、」を加え、「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて決める」を「諮って決定する」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改める。

第127条第1項中「用い」を「用いて」に改め、「記名押印を」の次に「して、議長に提出」を加え、同条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、「記名押印を」の次に「して、議長に提出」を加え、同条に次の2項を加える。

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第128条第3項中「ほか何人」を「請願者氏名ほか何人」に、「内容同一」を「同一内容」に、「ほか何件」を「請願者氏名ほか何件」に改める。

第129条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第129条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第130条に次の1項を加える。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

第131条中「意見を付け、」を削り、同条に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第133条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第134条第2項中「はかり」を「諮って」に、「決める」を「決定する」に改める。

第137条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を削る。

第138条を次のように改める。

（決定の通知）

第138条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第145条ただし書中「はかつて決める」を「諮って定める」に改める。

第146条第2項中「第49条（秘密の保持）第2項」を「第49条第2項」に、「第110条（秘密の保持）第2項」を「第110条第2項」に改める。

第147条中「第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」を「第37条第3項」に改め、同条の次に次の1項を加える。

（代理弁明）

第147条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第9章中第155条の前に次の2項を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第154条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定による方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第64条、第83条の2、第128条第1項及び第129条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法

により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第154条の3 この規則の規定(第27条第1項(第72条において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第155条中「はかつて決める」を「諮って決定する」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市議会議長 中 田 正 紀

池田市議会規則第2号

池田市議会傍聴規則の一部を改正する規則

池田市議会傍聴規則(平成8年池田市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき、」の次に「池田市議会の本会議(以下「会議」という。)」を加え、「関し」を「関し、」に改める。

第2条中「分ける」を「区分する」に改める。

第3条に次の1項を加える。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第4条第1項中「除く」の次に「。以下この条及び次条において同じ」を加え、「傍聴人受付」を「傍聴受付」に、「傍聴人名簿」を「本会議傍聴人受付票(様式第1号)」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 会議を傍聴しようとする者が団体の場合であって、かつ、議長が傍聴者の整理のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、団体の代表者又は責任者(以下「代表者等」という。)に対し、本会議傍聴人受付票(団体用)(様式第2号)に次に掲げる事項を記入させ、かつ、他の傍聴者の氏名を記載した名簿の提出を求めることによって、これに代えることができる。

(1) 団体の名称

(2) 団体の人数

(3) 代表者等の住所

(4) 代表者等の氏名

3 報道関係者が会議を傍聴しようとするときは、本会議報道関係者受付票(様式第3号)に社名、氏名及び写真の撮影、録音、録画、放送等の実施の有無について記入しなければならない。

第4条に次の1項を加える。

4 傍聴は、先着順とする。

第5条第1項中「議長」を「前条の規定にかかわらず、会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合その他の議長」に改め、「場合」の次に「、議長が定める方法により」を、「傍聴券」の次に「(以下「傍聴券」という。)」を加え、同条第2項中「先着順」の次に「又は抽選」を加え、同条第3項中「傍聴券に」を「当該傍聴券に」に改め、同条第4項中「傍聴を」を「傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を」に、「傍聴券」を「当該傍聴券」に改める。

第7条第1項中「次」を「次のいずれか」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場にいる者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
(3) 酒気を帯びていると認められる者
(4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
第7条第2項中「傍聴人」を「会議を傍聴しようとする者」に、「係員をして」を「係員に」に改め、「前項第1号」の次に「及び第2号」を加え、同条第3項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第8条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場にいる者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食（体調管理のための水分補給を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真の撮影、録音、録画、放送等をしないこと（特に議長の許可を得た者を除く。）。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

第9条中「、またはその他」を「又は」に、「禁止せられた」を「禁止された」に改め、「、並びに会議終了後」を削り、「速やかに」を「直ちに」に改め、同条に次の1項を加える。

2 傍聴人は、会議終了後は、速やかに退場しなければならない。

第10条中「すべて」を「全て」に改める。

第11条中「または」を「又は」に、「議長は、」の次に「これを」を加える。

附則の次に次の3様式を加える。

(様式 略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市議会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市議会議長 中 田 正 紀

池田市議会議程第1号

池田市議会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、池田市議会議規則（平成9年池田市議会議規則第1号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第154条の2第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(3) 前2号に定めるもののほか、議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第3条 会議規則第154条の2第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に

対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等に対する通知)

第4条 会議規則第154条の2第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等(同項に規定する文書等をいう。第6条、第11条第2号及び第12条において同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(議会等からの通知に係る電子情報処理組織)

第5条 会議規則第154条の2第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等からの通知)

第6条 議会等は、会議規則第154条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第7条 会議規則第154条の2第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第8条 会議規則第154条の2第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配布に係る電子情報処理組織)

第9条 会議規則第154条の2第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第10条 会議規則第154条の2第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名(議会等に対して行われる通知(通知を行う者が議員であるものを除く。)に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 会議規則第154条の2第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

(2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第12条 議会等は、会議規則第154条の3第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第118条第6項(同法第127条第3項の規定により準用される場合を含む。)、第123条第4項及び第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第11条までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等(会議規則第154条の2及び第154条の3の規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第154条の2及び第154条の3の規定並びにこの規程の規定の例による。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月30日

池田市議会議長 中 田 正 紀

池田市議会規程第2号

池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年池田市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

様式第3号から様式第9号まで、様式第11号、様式第14号から様式第19号まで及び様式第21号から様式第26号までの規定中「発第」を「第」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の様式により提出されているそれぞれの書類は、この規程による改正後のそれぞれの様式により提出された書類とみなす。

選挙管理委員会

池田市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月2日

池田市選挙管理委員会委員長 明 石 巧

池田市選挙管理委員会規程第1号

池田市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程

池田市選挙関係事務執行規程（昭和46年選管規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第20号様式中「池選管発第 号」を「池選管第 号」に改める。

別記第21号様式中「池選管発第 号」を「池選管第 号」に改める。

別記第24号様式中「池選管発第 号」を「池選管第 号」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

公平委員会

不利益処分についての審査請求に関する規則施行細則及び池田市公平委員会聴聞の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市公平委員会委員長 平 山 博 史

池田市公平委員会規則第1号

不利益処分についての審査請求に関する規則施行細則及び池田市公平委員会聴聞の手續に関する規則の一部を改正する規則

（不利益処分についての審査請求に関する規則施行細則の一部改正）

第1条 不利益処分についての審査請求に関する規則施行細則（昭和38年池田市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第5号から様式第7号、様式第8号の3及び様式第10号から様式第12号の規定中「池公平発第 号」を「池公平第 号」に改める。

様式第16号中「池公平発第 号による」を削る。

(池田市公平委員会聴聞の手續に関する規則の一部改正)

第2条 池田市公平委員会聴聞の手續に関する規則(平成7年池田市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「池公平発第 号」を「池公平第 号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市公平委員会聴聞の手續に関する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

池田市公平委員会委員長 平 山 博 史

池田市公平委員会規則第2号

池田市公平委員会聴聞の手續に関する規則

池田市公平委員会聴聞の手續に関する規則(平成7年池田市公平委員会規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 池田市公平委員会が行う聴聞の手續については、次条に定めるもののほか、池田市聴聞等の手續に関する規則(平成6年池田市規則第20号)の規定の例による。

(聴聞の期日における公開請求)

第2条 聴聞の期日における審理について、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第53条第7項に定める公開を請求しようとする当事者は、書面により池田市公平委員会に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

池 田 病 院

市立池田病院企業職員の名札に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和8年2月5日

池田市病院事業管理者職務代理者 市立池田病院事務局長 齋 藤 芳 朗

池田市病院管理規程第1号

市立池田病院企業職員の名札に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の名札に関する規程(平成23年池田市病院管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

様式を次のように改める。

(様式 略)

附 則

この規程は、令和8年3月1日から施行する。

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和8年2月26日

池田市病院事業管理者職務代理者 市立池田病院事務局長 齋 藤 芳 朗

池田市病院管理規程第2号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程(昭和42年池田市病院管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

「299,600	「304,800
299,800	305,000
300,000	305,200
300,200	305,400
300,400	305,600
300,600	305,800
300,800	306,000
301,000	306,200
301,200	306,400
301,400	306,600

	301,600		306,800
	301,800		307,000
	302,000		307,200
	302,200		307,400
	302,400		307,600
	302,600		307,800
	302,800		308,000
	303,000		308,200
別表第2(ウ)中	303,200	を	308,400 に改める。
	303,400		308,600
	303,600		308,800
	303,800		309,000
	304,000		309,200
	304,200		309,400
	304,400		309,600
	304,600		309,800
	304,800		310,000
	305,000		310,200
	305,200		310,400
	305,400		310,600
	305,600		310,800
	305,800		311,000
	306,000		311,200
	306,200		311,400
	306,400		311,600
	306,600」		311,800」

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和8年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の市立池田病院企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和7年4月1日からの給与について適用する。
(給与の内払)
- 3 前項の場合において、この規程による改正前の市立池田病院企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

市立池田病院文書管理規程をここに公表する。

令和8年3月16日

池田市病院事業管理者職務代理者 市立池田病院事務局長 斎藤 芳朗

池田市病院管理規程第3号

市立池田病院文書管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 文書の分類と管理責任部署（第6条）
- 第3章 文書作成の基本要件（第7条～第10条）
- 第4章 文書の承認・改訂手順（第11条～第13条）
- 第5章 文書の保管・保存期間（第14条～第18条）
- 第6章 文書の更新及び見直し（第19条・第20条）
- 第7章 雑則（第21条～第25条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本規程は、市立池田病院（以下「病院」という。）における文書管理について、池田市文書管理規程（令和6年池田市訓令第1号）に定めるもののほか、責任部署の明確化、管理責任者の設定および保管・更新等に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において「文書」とは、病院が業務上作成し、又は取得し、管理すべき文書、写真、スライドその他の図画及び電磁

的記録をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、病院内で作成し、保管する全ての文書に適用する。

(文書管理の原則)

第4条 職員は、文書を精確に分類し、整理し、管理することで業務の効率化と情報の保全を図らなければならない。

(法令遵守)

第5条 職員は、文書管理に当たり個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、医療法（昭和23年法律第205号）、池田市情報公開条例（平成16年条例第1号）等の関連法令等を遵守するとともに、適切な運用を行わなければならない。

第2章 文書の種類と責任部署

(文書分類と責任部署)

第6条 病院内で管理する文書の分類、責任部署及び責任者は、次のとおりとする。

文書分類	責任部署	責任者
①法令、規程等	事務局	法規担当課長
②議事録	該当部署（委員会等を含む。）	各部署責任者（委員会等の長を含む。）
③人事関係文書	事務局	人事担当課長
④経理文書	事務局	経理担当課長
⑤契約書	該当部署	各部署責任者
⑥医療マニュアル	該当部署	各部署責任者
⑦診療記録	診療情報管理部	診療情報管理室長
⑧日誌	該当部署	各部署責任者
⑨その他（前各号のいずれにも該当しないもの）	該当部署	各部署責任者

第3章 文書作成の基本要件

(文書作成の明細)

第7条 職員は、文書作成に際し、以下の項目を明記しなければならない。

- (1) 文書分類
- (2) 文書番号
- (3) 表題
- (4) 概要
- (5) 作成日
- (6) 作成部署
- (7) 作成者名
- (8) 承認者名

(付属資料の管理)

第8条 職員は、文書作成時に添付する関係法令、図表等資料を正確に分類し、適切に保管しなければならない。

(電子文書の管理)

第9条 電磁的記録は、暗号化、認証の設定及び定期的なバックアップの実施並びにセキュリティに配慮した上での管理がなされなければならない。

(文書の訂正手続)

第10条 文書作成後の訂正は、訂正箇所を明示し、当該文書に係る責任部署の責任者の確認の上行われなければならない。

第4章 文書の承認・改訂手順

(承認者の設定)

第11条 文書の承認者は、責任者とする。

(改訂基準)

第12条 文書は、次の場合に改訂を行うものとする。

- (1) 法令変更
- (2) 制度変更
- (3) 業務変更
- (4) データの更新を要すると病院事業管理者が認めたとき。

(改訂手順)

第13条 文書改訂の詳細な手順については、病院事業管理者が別に定める。

第5章 文書の保管・保存期間

(保管場所)

第14条 文書は、各部署において施錠できる部屋内又は保管庫内で物理的又は電磁的に保管し、診療記録等は専用の保管室において保管されなければならない。

(文書の保存年限)

第15条 文書は、別に定めのあるもののほか、市役所文書保存種別の標準規程(昭和28年池田市規程第7号)に定める種別及び保存年限により保存されなければならない。

(廃棄方法)

第16条 保存期間が満了した文書の廃棄は、紛失や漏洩のないよう溶解、焼却等適切な方法でなされなければならない。

(廃棄手続)

第17条 職員は、前条の規定による廃棄に当たり、責任者の許可を得た後、廃棄履歴を記録し、保管しなければならない。

(緊急時保護措置)

第18条 病院事業管理者は、火災、盗難等の緊急時に備え、データのバックアップ等の保全を行わなければならない。

第6章 文書の更新及び見直し

(定期見直し)

第19条 全ての文書は、定期的に見直しを行い、必要に応じ更新するものとする。

(改訂履歴の記録)

第20条 職員は、全ての改訂履歴を記録し、最新の文書を明確にしなければならない。

第7章 雑則

(職員教育)

第21条 病院事業管理者は、本規程に基づいた職員教育を継続的に実施するものとする。

(掲示物の管理)

第22条 職員は、掲示物について、必要に応じ管理記録をつけなければならない。

(法令、規程等との連携)

第23条 本規程は、常に最新の法令及び関連規程等を反映し、維持するものとする。

(報告義務)

第24条 責任部署において、文書の紛失、消去、改ざん、漏洩、盗難、損傷等があった場合は、直ちに当該責任部署の責任者へ報告しなければならない。

(委任)

第25条 本規程に定めるもののほか、文書の管理に関して必要な事項は、病院事業管理者が定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

市立池田病院実習の受入れに係る謝金の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和8年3月27日

池田市病院事業管理者職務代理者 市立池田病院事務局長 齋藤 芳朗

池田市病院管理規程第4号

市立池田病院実習の受入れに係る謝金の基準に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院実習の受入れに係る謝金の基準に関する規程(平成23年池田市病院管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職」を「資格」に改め、同項第2号中「380,000円」を「423,500円」に改め、同項第3号中「助産師」を削り、「1,900円」を「2,000円」に改め、同項第4号中「認めた資格」を「認めたもの」に、「1,430円」を「1,500円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 助産師 当該実習単位の日数に2,200円を乗じて得た額

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和8年3月27日

池田市病院事業管理者職務代理者 市立池田病院事務局長 齋藤 芳朗

池田市病院管理規程第5号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程(昭和42年池田市病院管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第65級の項中「主任看護師」を「副看護師長、主任看護師」に改める。

別表第8手当額の欄中「手当額」を「手当額(円)」に改め、行政職の部理事の職の項中「97,000円」を「97,000」に改め、医

療職の部病院長の職の項中「200,000」を「175,000」に改める。

別表第9中「別表第9」を「別表第9（第6条関係）」に、「又は事務局長の職」を「事務局長の職又はこれに相当する職」に、「又は事務局課長の職」を「事務局課長の職又はこれに相当する職」に、「又は主幹の職」を「主幹の職又はこれに相当する職」に、「又は副主幹の職」を「副主幹の職又はこれに相当する職」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

市立池田病院副院長事務分担規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和8年3月27日

池田市病院事業管理者職務代理者 市立池田病院事務局長 齋藤 芳朗

池田市病院管理規程第6号

市立池田病院副院長事務分担規程の一部を改正する規程

市立池田病院副院長事務分担規程（平成23年池田市病院管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表太田博文の項中「中央手術部」を「医務局、中央手術部」に改め、同表中尾崎由和の項を削り、同表森山康弘の項中「及び医療技術部」を「医療技術部及び感染制御部」に改め、同表松本美知子の項中「松本 美知子」を「谷浦 葉子」に改め、同条第2項中「4副院長」を「副院長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

市立池田病院事業会計規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和8年3月31日

池田市病院事業管理者職務代理者 市立池田病院事務局長 齋藤 芳朗

池田市病院管理規程第7号

市立池田病院事業会計規程の一部を改正する規程

市立池田病院事業会計規程（昭和42年池田市病院管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第30条」に、「第34条～第38条」を「第31条～第35条」に、「第39条・第40条」を「第36条・第37条」に、「第41条～第47条」を「第38条～第44条」に、「第48条～第51条」を「第45条～第48条」に、「第52条～第55条」を「第49条～第52条」に、「第56条」を「第53条」に、「第57条～第65条」を「第54条～第62条」に、「第66条～第68条」を「第63条～第65条」に、「第69条・第70条」を「第66条・第67条」に、「第71条～第76条」を「第68条～第73条」に、「第77条～第80条」を「第74条～第77条」に、「第81条」を「第78条」に、「第82条・第83条」を「第79条・第80条」に改める。

第4条第3項を次のように改める。

3 病院管理者は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者（同条第2項に規定する「指定公金事務取扱者」をいう。以下同じ。）に公金の徴収又は収納に関する事務を委託したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 指定公金事務取扱者の指定をした日
- (2) 指定公金事務取扱者に公金の徴収又は収納に関する事務を委託した日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

第17条第1項中「及び、収納取扱金融機関」を「収納取扱金融機関及び指定公金事務取扱者」に改める。

第18条第2項中「現金払込書により」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、指定公金事務取扱者が収入を徴収し、又は収納した場合について準用する。

第21条第1項中「及び収納取扱金融機関は」を「収納取扱金融機関及び指定公金事務取扱者は、」に改める。

第22条第1項中「地方自治法第231条の3第1項」を「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条」に、「による」を削り、「により督促しなければならない」を、「により督促しなければならない」に改める。

第24条見出しを「（預金現在高証書）」に改め、同条中「第18条第2項により収入を収納したときは収納日計表を翌日までに、また、」を削る。

第25条第4項中「行ない」を「行い」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

- 3 請求書には、債権者の住所、氏名及び請求年月日を記載させるとともに、請求印を押印させなければならない。ただし、支出の正当性を担保するための措置を講じた場合には、請求印を省略することができる。
- 4 請求書の記載事項を訂正したときは、該当箇所に請求印を押印しなければならない。
- 5 前項の訂正は、請求印を押印されていない請求書に対して行ってはならない。

第28条から第30条までを削る。

第31条第1項中「病院管理者」を「企業出納員」に改め、「現金の支払もしくは小切手の振出し、又は隔地払によつて」及び「又は出納取扱金融機関の領収書等」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条に規定する隔地払によつて支出をしたときは、出納取扱金融機関の払込済の証拠書類をもつて領収書に代えるものとする。

第31条第2項を次のように改める。

2 前項の債権者の領収書には、記名押印又は自筆の署名をさせなければならない。

第31条に次の1項を加える。

3 前項の押印は、請求印と同一のものでなければならない。ただし、第25条第1項ただし書により請求印を省略した場合及び債権者が紛失その他やむを得ない理由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りでない。

第31条を第28条とし、第32条から第57条までを3条ずつ繰り上げる。

第58条第1項中「企業出納員は」を削り、「によつて病院管理者の」を「によつて」に改め、同条を第55条とする。

第59条第1項中「企業出納員は」を削り、「によつて病院管理者の」を「によつて」に改め、同条を第56条とする。

第60条第1項中「企業出納員は」を削り、「によつて病院管理者の」を「によつて」に改め、同条を第57条とする。

第61条第1項中「企業出納員は」を削り、「によつて病院管理者の」を「によつて」に改め、同条を第58条とする。

第62条を第59条とし、第63条から第83条までを3条ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和8年3月31日

池田市病院事業管理者職務代理者 市立池田病院事務局長 齋藤 芳朗

池田市病院管理規程第8号

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程（平成18年池田市病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表中	1日 7,000	1日 10,500	を	1日 8,000	1日 12,000	に、	1通
	1日 6,000	1日 9,000		1日 7,500	1日 11,250		1通

1,000	を	1通 2,000	に、	身体検査診断書	1通 1,000
3,000		1通 5,000		一般診断書	1通 1,000
				一般証明書	1通 1,000

を	身体検査診断書	1通 3,000	に改める。
	身体（精神）障害者診断書	1通 5,000	
	指定難病臨床検査個人票（診断書）／小児慢性特定疾病医療意見書	新規 1通 5,000	
		更新 1通 3,000	
	自立支援医療（精神）意見書	1通 5,000	
	自立支援医療（更生医療）意見書	1通 3,000	
	一般診断書	1通 2,000	
	一般証明書	1通 2,000	

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和8年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の別表の入院料加算額の規定は、施行日以後の日を期間の始期とする特別療養環境室の使用（以下この項において単に「使用」という。）に係る使用料について適用し、同日前の日を始期とする使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 この規程による改正後の別表の診断書、証明書等に係る手数料の規定は、施行日以後になされる申請に対する診断書、証明書等の交付（以下この項において単に「交付」という。）に係る手数料について適用し、施行日前になされた申請に対する交付に係る手数料については、なお従前の例による。

市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和8年3月31日

池田市病院事業管理者職務代理者 市立池田病院事務局長 齋藤 芳朗

池田市病院管理規程第9号

市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程

市立池田病院事業処務規程（平成9年池田市病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第11条中「（医療機械器具及び診療材料関係の買入れ、借入れ及び修繕を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の第11条の規定は、令和8年度以後の買入れ、借入れ及び修繕について適用し、令和7年度までの買入れ、借入れ及び修繕については、なお従前の例による。

池田市病院事業に係る前金払に関する規程をここに公表する。

令和8年3月31日

池田市病院事業管理者職務代理者 市立池田病院事務局長 齋藤 芳朗

池田市病院管理規程第10号

池田市病院事業に係る前金払に関する規程

池田市病院事業における工事等に係る前金払に関しては、公共工事の前金払に関する規程（昭和46年池田市訓令第4号）の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会

池田市立くれは音楽堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月5日

池田市教育委員会 教育長 藤井 彰三

池田市教育委員会規則第2号

池田市立くれは音楽堂条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立くれは音楽堂条例施行規則（平成20年池田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「午前9時30分」を「午前9時」に、「午後9時30分」を「午後9時」に改める。

第3条第1項中「様式第1号」の次に「。以下「使用許可申請書兼同意書」という。」を加え、同条第2項中「とする日」の次に「（以下「使用予定日」という。）」を加え、「3月前」を「6月前の初日以後の最も早い池田市の休日を定める条例（平成元年池田市条例第26号）に規定する市の休日でない日」に、「当該日の前日」を「使用予定日の5日前以前の最も遅い同条例に規定する市の休日でない日」に改める。

第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条中「様式第6号」を「様式第8号」に改め、同条を第13条とし、第10条を第12条とする。

第9条中「使用者は、」を削り、「の規定により、使用しようとするときは、」を「に規定する許可を受けようとする使用者は、池田市立くれは音楽堂特別設備設置等許可申請書（様式第6号）により」に、「の許可を受けなければ」を「に申請しなければ」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 委員会は、前項の規定による申請があった場合は、これを精査し、許可したときは、池田市立くれは音楽堂特別設備設置等許可書（様式第7号）を当該提出をした使用者に交付する。
- 3 前項の規定により許可を受けた使用者は、音楽堂の使用と同項の規定により交付された池田市立くれは音楽堂特別設備設置等許

可書を携帯し、係員から要求されたときはいつでもこれを提示しなければならない。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条中「池田市立くれは音楽堂使用料還付申請書」を「池田市立くれは音楽堂使用料還付申請書兼請求書」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出し中「取消し」を「許可の取下げ」に改め、同条中「取り消そう」を「取りやめよう」に改め、「とき」の次に「(条例第9条第1号に掲げる場合を除く。)」を加え、「池田市立くれは音楽堂使用許可取消申請書」を「池田市立くれは音楽堂使用許可取下げ届出書」に改め、「様式第4号」の次に「。以下「取下げ届出書」という。」を加え、「に使用許可書」及び「添えて」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該使用の許可は、取り消されたものとみなし、書面により交付を受けた使用許可書にあっては、取下げ届出書に添えて返却しなければならない。

第6条を第8条とする。

第5条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「条例第8条」に改め、「ものは」の次に「、第3条第1項の規定による申請の際に」を、「様式第3号」を」の次に「併せて」を加え、同項を同条とし、同条を第7条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

(許可された事項の変更)

第5条 施設の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、条例第5条第1項前段の規定により許可された事項について、同項後段の規定による許可された事項の変更をしようとする場合は、当該許可された使用予定日の5日前以前の最も近い池田市の休日を定める条例に規定する市の休日でない日まで、委員会に対し、変更前に係る使用許可書の提示その他の委員会が認める方法により使用者であることの確認を受け、使用許可申請書兼同意書により申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があった場合は、これを精査し、変更を認めるときは、変更した内容による使用の許可を行い、変更した内容による使用許可書を交付する。この場合において、当該変更前の内容による使用の許可は、取り消されたものとみなし、書面により交付を受けた変更前に係る使用許可書にあっては当該変更後に係る使用許可書の交付と引き換えに返却しなければならない。

3 条例第5条第1項後段の規定による変更の許可を受けた事項について変更の許可を受けようとするときも、前2項の規定と同様とする。

(使用料の前納)

第6条 条例第7条の規定による使用料の前納は、施設の使用の許可を受けた日から起算して3日以内に使用料を納付しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。

(様式 略)

様式第6号の次に次の2様式を加える。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月5日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行日以後の使用の受付その他の必要な準備行為は、同日前においても、この規則による改正後の池田市立くれは音楽堂条例施行規則の例により行うことができる。

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

池田市教育委員会 教育長 藤 井 彰 三

池田市教育委員会規則第3号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例施行規則(令和3年池田市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「以上」の次に「(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)にあっては、年額150万円以上)」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

池田市教育委員会 教育長 藤 井 彰 三

池田市教育委員会規則第4号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則（令和3年池田市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「若しくは通勤」を「、通勤」に改め、「方法」の次に「若しくは条例第19条第3項に規定する駐車場（以下この条及び第12条において「支給対象駐車場」という。）」を、「変更し」の次に「、支給対象駐車場の利用を開始し若しくは終了し」を、「運賃等」の次に「若しくは支給対象駐車場の駐車料金」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、新たに職員となった者が条例第19条第3項に規定する職員たる要件を具備するとき、又は支給対象駐車場の変更、支給対象駐車場の利用の開始若しくは通勤のため負担する支給対象駐車場の駐車料金の額の変更があったときは、通勤届の提出の際、支給対象駐車場の利用に関する契約書の写しを添付しなければならない。

第4条中「その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し」を「その通勤届の内容を審査し」に、「その職員」を「当該職員」に改める。

第6条の前の見出し中「の基準」を削り、同条中「運賃」を「運賃等」に改める。

第8条第1号中「定期券を」を「通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）を」に改める。

第18条を第20条とする。

第17条中「第19条第1項」を「第19条第2項及び第3項」に改め、同条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条第1項中「第12条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第14条第1項中「第19条第5項」を「第19条第6項」に改め、同条を第16条とする。

第13条第1項中「第19条第4項」を「第19条第5項」に改め、同項第3号中「第15条」を「第17条第2項」に改め、同条第2項中「第19条第4項」を「第19条第5項」に改め、同項第2号イ中「第11条第3項第1号」を「第13条第3項第1号」に改め、同条第3項中「第19条第4項」を「第19条第5項」に改め、同条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条第1項中「第16条」を「第18条」に改め、同条第3項中「第19条第3項」を「第19条第4項」に改め、同項第2号中「及び同項第2号」を「並びに同項第2号及び同条第3項」に改め、同条を第13条とする。

第10条の次に次の2条を加える。

（支給対象駐車場）

第11条 条例第19条第3項の教育委員会規則で定める駐車場は、次の各号のいずれにも該当する駐車場とする。

- (1) 勤務場所の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路上にある交通機関の駅若しくは停留所の周辺にあること。
- (2) 通勤に使用する4輪以上の自動車を駐車するためのものであって、当該自動車を通常保管するための場所でないこと。
- (3) 月又は年を単位として駐車料金の額が定められていること。

（支給対象駐車場に係る通勤手当の額の算出）

第12条 条例第19条第3項の規定による1か月当たりの支給対象駐車場の駐車料金の額の算定は、次に掲げるところによる。

- (1) 1の支給対象駐車場を利用する場合にあっては、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額とすること。

ア 月を単位として駐車料金が定められている場合 当該駐車料金の額

イ 駐車料金を定める期間が2以上の月にわたる場合 当該駐車料金の額を当該期間の月数で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

- (2) 2以上の支給対象駐車場を利用する場合にあっては、それぞれの支給対象駐車場について前号ア及びイに定める額を合計した額とすること。

別記様式を次のように改める。

（様式 略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤の届出に関する特例）

2 この規則の施行の際現に人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例（令和7年池田市条例第53号）第4条による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号）第19条第3項に規定する職員たる要件を具備する者（この規則による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則第3条第1項の規定により通勤の実情に係る届出を行うべき者を除く。）は、この規則の施行の日以後速やかに、通勤届（同規則別記様式）に同規則第3条第1項に規定する支給対象駐車場の利用に関する契約書の写しを添えて、通勤の実情を教育委員会に届け出なければならない。

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

池田市教育委員会 教育長 藤 井 彰 三

池田市教育委員会規則第5号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則（令和3年池田市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「総務部」を「総合政策部」に改める。

様式第13号、様式第15号及び様式第20号中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市立学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

池田市教育委員会 教育長 藤 井 彰 三

池田市教育委員会規則第6号

池田市立学校管理運営規則の一部を改正する規則

池田市立学校管理運営規則（昭和33年池田市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条の4第3項中「第37条第16項」を「第37条第17項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

池田市教育委員会 教育長 藤 井 彰 三

池田市教育委員会規則第7号

池田市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

池田市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（平成29年池田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「校長は」の次に「、当該対象学校の運営に関して」を加え、同項第1号を削り、同項第2号中「対象学校の」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号中「対象学校の予算の編成及び執行」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第9条第3項中「学校運営協議会委員推薦書」を「学校運営協議会委員推薦名簿」に改める。

様式第1号を次のように改める。

（様式 略）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

池田市教育委員会 教育長 藤 井 彰 三

池田市教育委員会規則第8号

池田市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 池田市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則（令和4年池田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項ただし書を削る。

様式第1号中「池田市教育委員会 様」を「（宛先）池田市教育委員会」に改める。

様式第2号中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。

様式第4号中「池田市教育委員会 様」を「（宛先）池田市教育委員会」に、「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。

様式第5号中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。

様式第7号中「池田市教育委員会 様」を「(宛先) 池田市教育委員会」に改める。

様式第8号中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。

様式第9号及び様式第10号中「池田市教育委員会 様」を「(宛先) 池田市教育委員会」に、「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。

様式第11号中「池田市教育委員会 様」を「(宛先) 池田市教育委員会」に改める。

様式第12号中「池 発第 号」を「池 第 号」に改める。

第2条 池田市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「様式第1号」の次に「。以下「申請書」という。」を加え、同条第2項中「池田市立学校施設使用許可申請書」を「申請書」に、「使用しようとする日の1年前の日から使用しようとする日に該当する月の前月末日（当該日が）を「条例第2条第1項に規定する市民等（以下「市民等」という。）にあつては使用しようとする日（以下「使用予定日」という。）の属する月の3か月前における当該日に相当する日（相当する日がない場合にあっては、当該月の末日。以下同じ。）以前の最も遅い市の休日（「に、「（以下「市の休日」という。）にあたる時を「をいう。以下同じ。）でない日から使用予定日の14日前（当該日が市の休日に当たる場合に、「でない日）」を「でない日。以下同じ。）まで、市民等以外のものにあつては使用予定日の属する月の2か月前における当該日に相当する日以前の最も遅い市の休日でない日から使用予定日の14日前」に改め、同条に次の1項を加える。

3 運動場の使用の許可を受けようとするものうち、火の使用を望むものは、申請書を提出する前に、教育委員会と火の使用方法等について協議を行ななければならない。

第3条第1項中「聞き」を「聴き」に、「（以下「許可書」という。）」を「以下「許可書」という。」に改め、「様式第3号」の次に「。以下「通知書」という。」を加え、同条第2項中「携帯し」を「その場に保有し」に、「掲示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第4条第1項に規定する教育委員会規則で定める期間は、許可を受けた日から5日（当該日が市の休日に当たる場合は、その日前において最も近い市の休日でない日）以内

第5条第1項第2号及び第3号中「過半数」を「7割以上」に改め、同項第4号中「池田市立の小学校又は中学校」を「池田市立学校」に改め、「関わる活動」の次に「及び地域の交流により地域住民の福祉の増進に資すると教育委員会が認める活動」を加える。

第8条第1項中「の設置の承認を受けようとする使用者は、池田市立学校施設特別設備設置承認申請書（様式第11号）を」を「を設置しようとするものは、申請書にその旨を記載し、」に改め、同条第2項中「承認した」を「許可した」に、「当該申請をした使用者に池田市立学校施設特別設備設置承認書（様式第12号）を交付するとともに、承認書を交付した旨を池田市立学校施設特別設備設置通知書（様式第13号）により学校長に通知する」を「その旨を許可書及び通知書に記載する」に改める。

様式第1号を次のように改める。

(様式 略)

様式第2号中「第7条」の次に「、第8条」を加える。

様式第3号中「第3条」の次に「、第8条」を加える。

様式第7号を次のように改める。

(様式 略)

様式第9号及び様式第10号を次のように改める。

(様式 略)

様式第11号から様式第13号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条並びに附則第3項及び第4項の規定 令和8年4月1日

(2) 次項の規定 令和9年1月4日

(準備行為)

2 この規則の施行の日以後の学校施設の使用に係る手続については、同日前においても、第2条の規定による改正後の池田市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の池田市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の学校施設の使用について適用し、同日前の学校施設の使用については、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に第1条の規定による池田市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則に基づいて改正前の様式により提出されている書類は、第1条の規定による改正後の池田市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則に基づいて改正後の様式により提出された書類とみなす。

池田市立幼稚園型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

池田市教育委員会 教育長 藤 井 彰 三

池田市教育委員会規則第9号

池田市立幼稚園型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園条例施行規則（令和2年池田市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第20条を第22条とし、第19条を第21条とする。

第18条中「様式第13号」を「様式第15号」に改め、同条を第20条とする。

第17条中「様式第12号」を「様式第14号」に改め、同条を第19条とする。

第16条中「様式第11号」を「様式第13号」に改め、同条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

（特定乳児等通園支援事業の利用の申込手続）

第15条 特定乳児等通園支援事業を利用しようとする幼児の保護者は、こども誰でも通園申込書（様式第11号）を利用日の3日前までに教育委員会に提出しなければならない。

（特定乳児等通園支援事業の利用の辞退）

第16条 前条の規定により申請を行った者がその利用を辞退するときは、こども誰でも通園辞退届（様式第12号）を教育委員会に提出しなければならない。

附則第4項の前の見出し及び同項から附則第6項までを削る。

様式第14号から様式第16号までを削る。

様式第13号中「第18条関係」を「第20条関係」に、「児童氏名」を「園児氏名」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第12号中「第17条関係」を「第19条関係」に、「幼児氏名」を「園児氏名」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第11号中「第16条関係」を「第18条関係」に、「第12条」を「第13条」に、「児童氏名」を「園児氏名」に、「児童の」を「園児の」に改め、同様式を様式第13号とし、様式第10号の次に次の2様式を加える。

（様式 略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 特定乳児等通園支援事業の利用に関する申込みその他の手続は、この規則の施行の日前においても、これを行うことができる。

池田市立児童文化センター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

池田市教育委員会 教育長 藤 井 彰 三

池田市教育委員会規則第10号

池田市立児童文化センター条例施行規則等の一部を改正する規則

（池田市立児童文化センター条例施行規則の一部改正）

第1条 池田市立児童文化センター条例施行規則（昭和46年池田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「指定」を「指定管理者の指定」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「条例第5条の規定による指定管理者」に改め、「申請」の次に「（次項、第4条及び第5条において「指定申請」という。）」を加え、同条第2項中「条例第5条の規定による申請」を「指定申請」に改める。

第3条の見出し中「選定」を「候補者の要件」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に改め、「候補者」の次に「の選定（次条において「候補者選定」という。）」を加え、「選定する」を「行う」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（候補者選定の結果の通知）

第4条 委員会は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市立児童文化センター指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第5条 委員会は、条例第6条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市立児童文化センター指定管理者指定書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第2号（その1）とする。

（様式 略）

様式第2号（その1）の次に次の1様式を加える。

（様式 略）

様式第3号を次のように改める。

(様式 略)

(池田市立児童館条例施行規則の一部改正)

第2条 池田市立児童館条例施行規則(昭和47年池田市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「指定管理者」を「条例第4条の規定による指定管理者」に改め、「申請」の次に「(次項、第5条及び第6条において「指定申請」という。)」を加え、同条第2項中「条例第4条の規定による申請」を「指定申請」に改める。

第4条の見出し中「選定」を「候補者の要件」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に改め、「候補者」の次に「の選定(次条において「候補者選定」という。)」を加え、「選定する」を「行う」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

(候補者選定の結果の通知)

第5条 委員会は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市立児童館指定管理者候補者選定結果通知書(様式第2号)によりその結果を通知するものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第6条 委員会は、条例第5条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市立児童館指定管理者指定書(様式第3号)によりその旨を通知するものとする。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第2号(その1)とする。

(様式 略)

様式第2号(その1)の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

様式第3号を次のように改める。

(様式 略)

(池田市立総合スポーツセンター条例施行規則の一部改正)

第3条 池田市立総合スポーツセンター条例施行規則(昭和52年池田市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「指定」を「指定管理者の指定」に改め、同条中「指定管理者」を「条例第5条の規定による指定管理者」に改め、「申請」の次に「(第4条及び第5条において「指定申請」という。)」を加える。

第3条の見出し中「選定」を「候補者の要件」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に、「は、次の各号」を「の選定(次条において「候補者選定」という。)」は、次に、「選定する」を「行う」に改める。

第4条の前の見出しを削り、同条及び第5条を次のように改める。

(候補者選定の結果の通知)

第4条 委員会は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、指定管理者候補者選定結果通知書によりその結果を通知するものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第5条 委員会は、条例第6条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、指定管理者指定書によりその旨を通知するものとする。

別表第2中「別表第2」を「別表第2(第25条関係)」に改め、同表指定管理者指定申請書の項中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改め、同項の次に次のように加える。

指定管理者候補者選定結果通知書(選定の場合)	指定管理者の候補者に選定したものの所在地・名称・代表者氏名、選定の理由
指定管理者候補者選定結果通知書(非選定の場合)	指定管理者の候補者に選定しなかったものの所在地・名称・代表者氏名、非選定の理由、不服申立てをすべき行政庁等の教示、取消訴訟の提起に関する教示

別表第2指定管理者指定書の項中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改め、同表指定管理者不指定通知書の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

池田市立総合スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

池田市教育委員会 教育長 藤井 彰 三

池田市教育委員会規則第11号

池田市立総合スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立総合スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則(昭和52年教育委員会規則第7号)を次のように改正する。

第6条の見出しを「(使用の申請)」に改め、同条第1項中「)を)」を「)又は池田市スポーツ施設情報システム(以下「オーパス」という。))により」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同項ただし書中「場合は、この限りでない」を「許可を受けようとするときは、委員会が別に定める方法により申請しなければならない」に改め、同条第2項中「提出」を「申請」に、

「初日」を「13日」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定によるオーパスによる申請に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

4 専用使用の許可の申請にあっては、委員会が別に定めるところにより、市又は委員会による使用のほか、市民の地域交流又は文化若しくはスポーツの振興を目的とする事業その他の活動の実施に係る団体による使用であって優先して会場を確保する必要があると認めるものについて、調整を行い、第2項に規定する期間に先行して第1項の規定による申請書兼同意書による申請を受け付けることができる。

第7条の見出しを「(使用許可書兼領収書等の交付等)」に改め、同条第1項中「前条の」の次に「規定による」を加え、「精査し、管理上必要あるときは、必要な条件を付し、総合スポーツセンター使用許可書(以下「使用許可書」という。)を申請者に交付する」を「審査し、使用の許可又は不許可を決定する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、使用の許可を決定したときは、必要な条件を付し総合スポーツセンター使用許可書兼領収書(以下「使用許可書兼領収書」という。)を前条の規定により申請を行った者(以下「申請者」という。)に交付する。

第7条第3項中「前条第1項ただし書の場合は、」を「前項の規定にかかわらず、個人使用の許可については」に改め、「個人使用券を」の次に「申請者に」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の規定にかかわらず、オーパスによる申請に対し使用の許可又は不許可を決定したときは、オーパスに登載する方法によりその旨を通知する。

第8条の見出しを「(使用許可書兼領収書等の掲示)」に改め、同条中「前条」の次に「第2項から第4項まで」を加え、「使用許可書又は」を「使用許可書兼領収書、」に改め、「個人使用券」の次に「又は池田市スポーツ施設情報システム利用者カード」を加える。

第9条中「使用許可書」を「使用許可書兼領収書」に改める。

第11条第1項第2号中「使用者が」を「その」に、「2日」を「3日」に改め、同条第2項中「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第3項中「提出」を「申請」に改める。

第12条第1項第1号中「よつて」を「よつて」に、「なつた」を「なつた」に改め、同項第2号中「使用者が」を削り、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) その使用の日前3日までに指定管理者に対し使用変更願が提出され、使用料の額に減少が生じた場合は、当該減少により生じた使用料の差額

(4) その使用の日前3日までに指定管理者に対し使用取消願が提出された場合(次号に掲げる場合を除く。)は、使用料の5割に相当する額(附属設備等の使用に係る使用料にあっては、使用料の全額)

第12条第1項第5号中「使用者が、」を削り、同条第2項中「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第13条中「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第19条第1号中「第2火曜日」の次に「(当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)に当たるときは、その日後において最も近い祝日でない日)」を加える。

別表第1中「500円」を「600円」に、「コインロッカー」を「コインロッカー」に、「得点表示板」を「デジタル表示式タイマー」に改める。

別表第2中「総合スポーツセンター使用許可書」を「総合スポーツセンター使用許可書兼領収書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条第1項第2号並びに第12条第1項第3号及び第4号の改正規定並びに別表第1の改正規定(「500円」を「600円」に改める部分に限る。) 令和9年4月1日

(2) 次項及び附則第3項の規定 令和9年3月13日

(準備行為)

2 教育委員会は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日(以下「第1号施行日」という。)以後における池田市立総合スポーツセンターの附属設備の使用に係る使用料について、第1号施行日前においても、この規則による改正後の池田市立総合スポーツセンター条例施行規則別表第1に規定する使用料の額の例により徴収することができる。

(経過措置)

3 この規則による改正後の池田市立総合スポーツセンター条例施行規則第11条第1項第2号並びに第12条第1項第3号及び第4号並びに別表第1の規定は、第1号施行日以後における池田市立総合スポーツセンターの使用について適用し、同日前の池田市立総合スポーツセンターの使用については、なお従前の例による。

池田市特別支援教育検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

池田市教育委員会 教育長 藤 井 彰 三

池田市教育委員会規則第12号

池田市特別支援教育検討委員会規則の一部を改正する規則

池田市特別支援教育検討委員会規則（平成25年池田市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第7号及び第8号中「子ども・健康部」を「こども未来部」に改め、同項第9号中「子ども・健康部子ども未来課長」を「こども未来部こども家庭課長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

消 防 長

池田市消防本部救急業務運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

池田市消防長 小 泉 剛

池田市消防長訓令第1号

池田市消防本部救急業務運用規程の一部を改正する訓令

池田市消防本部救急業務運用規程（平成30年消防長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

(様式 略)

様式第2号中「池消暑発 号」を「池消暑第 号」に改める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。